

平成27年 9 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成27年 9 月14日 (月)

平成27年 9 月16日 (水)

平成27年10月 1 日 (木)

平成27年10月 2 日 (金)

平成27年10月 5 日 (月)

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成27年 9 月14日 (月)	7 頁
平成27年 9 月16日 (水)	45 頁
平成27年10月 1 日 (木)	57 頁
平成27年10月 2 日 (金)	115 頁
平成27年10月 5 日 (月)	189 頁

平成27年9月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	9月14日(月)	<p>開 会</p> <p>審査日程決定</p> <p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第20号、議案乙第33号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第22号、議案甲第23号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(企画政策部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第20号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(教育委員会)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第20号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第2日	9月15日(火)	休 会
第3日	9月16日(水)	<p>現地視察</p> <p style="padding-left: 2em;">鳥栖市立旭小学校</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第20号、議案乙第33号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第22号、議案甲第23号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>
第4日	10月1日(木)	<p>審査日程決定</p> <p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第27号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(企画政策部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第27号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

日 次	月 日	摘 要
第 5 日	10月 2 日(金)	議案審査（教育委員会） 議案乙第27号 [説明、質疑]
第 6 日	10月 5 日(月)	議案審査 議案乙第27号 [総括、採決] 閉 会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成27年 9 月11日付託]

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号） [可決]

議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） [可決]

[平成27年 9 月16日委員会議決]

[平成27年 9 月30日付託]

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

[平成27年10月 5 日委員会議決]

[平成27年 9 月11日付託]

議案甲第22号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第23号 鳥栖市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例 [可決]

[平成27年 9 月16日委員会議決]

平成 27 年 9 月 14 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長	国松敏昭	委員	中村直人
副委員長	下田寛	〃	久保山博幸
委員	成富牧男	〃	柴藤泰輔
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田寿	企画政策部長	園木一博
総務課長	古賀達也	企画政策部次長	松雪努
総務課長補佐	古澤哲也	総合政策課政策推進係長	田中秀信
総務課文書法制係長	樋本太郎	まちづくり推進課長	藤川博一
総務課職員係長	山本英規	情報管理課長	青木博美
財政課長	小柳秀和	情報管理課情報化推進係長	佐藤正己
財政課財政係長	古賀庸介	情報管理課広報統計係長	熊田吉孝
契約管財課長	三橋和之		
会計管理者兼出納室長	立石利治	議会事務局長	緒方心一
監査委員事務局長	古賀和教		
監査委員事務局次長	飛松研二		
教育長	天野昌明	生涯学習課長	佐藤敦美
教育次長	江寄充伸	生涯学習課参事	成富俊夫
教育総務課総務係長	原祥雄	生涯学習課生涯学習係長	高松隆次
学校教育課長	柴田昌範	生涯学習課文化財係長	久山高史
学校教育課参事	佐々木英利		
学校教育課主幹	中島達也		

学校教育課学校教育係長 有馬 秀雄

4 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江下 剛

5 審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
議案乙第27号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）
議案甲第22号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案甲第23号 鳥栖市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会）

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会
午前9時59分
開議

国松敏昭委員長

ただいまから平成27年9月定例会総務文教常任委員会を開会をいたします。



審査日程の決定

国松敏昭委員長

早速ですけれども、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、甲議案2件、乙議案2件の計4件でございます。

審査日程につきましては本日14日に総務部関係議案、企画政策部関係議案及び教育委員会関係議案の審査を行い、15日は休会、16日は午前中に現地視察、午後から自由討議、総括、採決といたしたいと思っております。

現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明いたします。

また、決算関係議案につきましては、後日当委員会に付託されますので、決算の審査日程については、改めてお諮りをさせていただきたいと思っております。

審査日程については以上のおり決したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程についてはお手元に配付のとおりと決しました。

案を消していただき、これでいきます。

続きましては、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

下田 寛副委員長

皆さんおはようございます。

今回の現地視察ですけれども、毎月定例で行っております学校の視察、今回は旭小学校の視察に行かせていただきたいと思いますと思っております。

午前10時から、こちら集合して現地視察に行きたいと思っております。

また、ほかに視察の希望がございます方は申し出をいただければ、調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。現地視察については以上のとおりとさせていただきますと思います。
それでは、総務部の審査の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前10時3分開議

国松敏昭委員長

はい、再開をいたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

総 務 部

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

国松敏昭委員長

これより総務部関係議案の審査を行います。
まず議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

おはようございます。
議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係について説明をいたします。
なお説明は、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。
まず、総務文教常任委員会資料1ページを、お願いいたします。
はい、歳入から説明をいたします。

款10. 地方特例交付金、項1. 地方特例交付金、目1. 地方特例交付金、節1. 地方特例交付金791万4,000円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款の11、地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税、節1. 地方交付税3億256万7,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の1ページをお願いいたします。

普通交付税の推移について、記載をしております。

平成27年分につきましては、現時点で交付基準額が7億1,483万4,000円となっております。

当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額において社会保障費、人口減少等対策などが増となり、基準財政収入額において、市民税法人税割の減により、増額としております。

説明資料に戻っていただきまして、款の19、繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金マイナス5億3,705万7,000円につきましては、平成27年当初予算及び6月補正予算で財源調整のために繰り入れておりましたものを地方交付税等の増加あったことにより、繰り戻すものでございます。

次に、款の20、繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金、節1. 繰越金、繰越額5億7,655万円の補正につきましては、平成26年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております資料の2ページに、繰越金の詳細について記載をしております。

歳入繰越金と歳出繰越金を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引きました金額が5億7,655万1,000円ということでございます。

説明資料に戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

款の22、市債、項1. 市債、目5. 臨時財政対策債、節1. 臨時財政対策債1億4,140万円につきましては、発行可能額の確定に伴う補正でございます。

以上で歳入の説明終わりますして、歳出の説明に移ります。

説明資料2ページ中段の歳出の部分でございます。

款の2、総務費、項1. 総務管理費、目12. 財政調整基金費、節25. 積立金、3億2,229万3,000円につきましては、平成26年度繰越額の確定に伴う財政調整基金への積立金の補正でございます。

同じく目13. 公共施設整備基金費、節25. 積立金、1億5,000万円につきましては、公共施設整備基金への積立金の補正でございます。

なお基金の残高見込みにつきましては、資料の3ページをごらんください。

財政調整基金につきましては、平成27年度9月補正後の現在高といたしまして、22億7,000万円程度となり、公共施設整備基金につきましては、25億4,800万円程度となる予定でございます。

ます。

以上で説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

それではですね、この、総務文教常任委員会資料総務部関係というやつ、先ほど説明のあった。その中の2ページの歳出ですね。財政、目12の財政調整基金費を補正で、3億2,229万3,000円積み立てるっていうことですが、これ、2分の1以上ですか、積み立てるようになってると思うんですけど、少なくとも2分の1かな、そこんともちょっと説明してください。

それで、これで、これをですね、何か補正、大体2分の1ちゅうのが大体守られてきているようですけども、これを下回るような積立額しかなかったみたいなのが最近ありますか。

この、近年。

要は何を言いたいのかっていうと、必要な補正をして残ったからここに、これを積み立て、これだけを積み立てるっていう考え方だとは思いますが、場合によっては、繰越がそれだけあったんだから、今までいろいろ市民からの要望のあった補正のほうにももっと使おうという考え方も一つの考えだった、方にあっていると思うんですね。4月、6月で出てこなかった。

そう、そういう意味で、過去の経緯を、過去どうでしたかねって単純にとりあえずはきょうはそういう質問です。大体今までずっとその、この基準できているのかどうかちゅうことですね。

小柳秀和財政課長

地方財政法第7条に、地方公共団体は各年度において歳入歳出の決算上余剰金を生じた場合においては、当該余剰金のうち2分の1を下らない額を積み立て等を行いなさいということになっておりますので、まず、積立が先ということで、今までやってきておりますので、過去に、ここ5年ぐらいを見ましても下った、2分の1を割ったことはございません。

成富牧男委員

はい、ありがとうございました。

ちょっともう少しこれについては、また別の機会に、決算の時にでもお尋ねしたいと思います。

議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

国松敏昭委員長

次に、議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、総務部関係について、説明をいたします。

なお、説明はお手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料1ページをお願いいたします。

歳入の説明をいたします。

款の19繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金3,000万円につきましては、財源調整のために繰り入れたものでございます。

歳出につきましては、他の常任委員会に付託がなされ審議をされることとなっておりますが、法人市民税の還付金が必要となったことによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

はい。

執行部の説明終わりました。これより、質疑を行います。

ありますでしょうか。

中村直人委員

本来使うべきかどうかわからないんだけど、これはたしか税務課の還付、法人市民税の還付金に伴って、これを使うというために繰り入れてるんだろうと思うんやけれども、担当外だから税務課のことは余り言われんけれども、使う方法として、財政調整基金であるのか、もう予備費がないからどうしようもないんでしょうけれども、そこら辺の、財政調整だから、それは確かにできるかもしれないけれども、税務課からの説明を受けた時にね、果たしてこっちの責任なのか、相手方の問題なのかっていうのがちょっと、自分としては、不自然に思うわけよ。当然わかってることをなぜこっちに申請をしなかったのかどうなのか。

1年も遅れたところでね、法人、法人の会社がこれを出すというところにちょっと問題があるんじゃないかと。

自分たちのミスだから、それをあえてこちらがしてあげなくちゃいけないというのよね。

ちょっといささか問題だなという気がしたもんだから、これはもう税務課の関係だから、ここでは言えないけれども、この、やっぱりそういった面での、財政調整基金まで使ってね、やらざるを得ないというところには問題があるなど、こう思いますので、その一言だけは言っておきます。

国松敏昭委員長

よろしいですね。はい。

ほかはございますでしょうか、この件に対して。

詳細は担当部署で検討されると。質疑あるかどうか知らんけどね、ほかの。

じゃあ質疑を終わります。



議案甲第22号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第22号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ただいま議題となりました議案甲第22号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元にお配りしております条例案参考資料の1ページをお願いいたします。

国松敏昭委員長

ちょっと待って。よろしいですか。いいですか。

はい、どうぞ。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この条例につきましては、行政手続におきます特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる、マイナンバー法の制定に伴いまして条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、マイナンバー法の制定に伴いまして、マイナンバーの内容を含む個人情報を、今回、特定個人情報として新たに定義規定の改正を行うものでございます。

また、特定個人情報の提供の制限や、利用の制限を追加し、開示請求等の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、法の施行に合わせまして、第1条関係分につきましては、平成27年10月5日、第2条を関係分につきましては、平成28年1月1日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

よろしいでしょうか。

成富牧男委員

今の参考資料の2ページの改正案の第8条の2、先ほどもちょっと、概略説明のところでもありましたけれども、この中に、番号法、実施期間は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除きとありますけれども、この番号法の第9条各号というのは、どういうものが入っているのか、御説明をお願いします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

第9条の各号でございますけれども、簡単に申し上げますと、主なものについて申し上げますと、給与所得区の源泉徴収票の提出を市長から税務署長であったり職員に通知する場合に、マイナンバーが含まれている源泉徴収票を提出する。

また、従業員等の部分につきましては、市県民税等につきましては特別徴収を行いますけれども、それにつきまして、市のほうから事業者の従業員の特別徴収税額の通知等を行うときに、マイナンバーが含まれている部分を通知する。

また、住民基本台帳、住民票ですね、につきましては、今回マイナンバーが付番されますので、そういう転入者等の個人番号を含む本人確認情報を、他の市町村へ提供することなどが主なものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

などって、これ物すごく多いんですか、各号は。

樋本太郎総務課文書法制係長

総務課文書法制係の樋本でございます。

成富議員の御質問にお答えします。

全部で14号ございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ばたばたと読んでいただけませんか、各号を。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そのほかでございますと、厚生年金、事業主が従業員の厚生年金の資格取得に関する届け出を行う場合。

また、本人がですね、そういう個人番号を利用する事務に提供する場合。

それから、今回機構で、そういうマイナンバー法の機構がございますけれども、機構から個人、特定個人情報が提供される場合。

それから、そういう特定個人情報の業務を委託されたり、会社のほうが合併されて継承される場合。

それから、情報提供ネットワークシステムを利用して、そういう特定個人情報の提供を行う場合、それから、地方税法に伴う関係で、国税の連携とか地方税の連携のために、個人番号を提供する場合。

それから、市長部局から教育委員会に地方公共団体の機関間での情報の提供する場合。

それから株式等の振替制度を活用した個人番号の提供。

それから特定個人情報保護委員会、これは国の保護委員会になりますけれども、そちらのほうから情報提供の求めがあった場合。

それから、国会における国勢調査や、訴訟手続その他裁判所における手続において、特定個人情報が含まれる情報を提供される場合。

それから生命、身体、財産の保護のため必要があり、本人の同意がある、または同意を得ることが困難である場合に、不測の事態に、緊急事態の場合に提供する場合。

それから、特定個人情報保護委員会の規則で定めたものについて提供する場合等がございます。

以上でございます。

成富牧男委員

例えば警察なんかの捜査とかですね、そういうのはどうなるんですかね。

樋本太郎総務課文書法制係長

成富議員の御質問にお答えいたします。

警察の照会につきましては、現時点におきましては番号法の利用事務の中には含まれておりませんので、番号法に関する照会についてはお答えできないかと思われま。

以上でございます。

成富牧男委員

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

はい、質疑を終わります。



議案甲第23号 鳥栖市職員再任用に関する条例等の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第22号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。
ごめんなさい、失礼しました。私も間違えた。

訂正をいたします。

次に、議案甲第23号 鳥栖市職員再任用に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ただいま議題となりました議案甲第23号 鳥栖市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

条例案参考資料の6ページをお願いいたします。

この条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、地方公務員の共済年金ですね、これが民間サラリーマン等の厚生年金に統一されるということで、関係する条例の文言を整理するものでございます。

まず一つ目に、鳥栖市職員の再任用に関する条例の一部改正につきましては、引用する法令の改正でございます。

第2条関係の鳥栖市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、障害共済年金、遺族共済年金等の文言を削る条文の整理でございます。

それから、鳥栖市職員の退職手当に関する条例につきましては、傷病に関する引用法令の改正でございます。

施行日につきましては、平成27年10月1日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

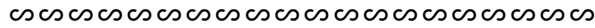
国松敏昭委員長

執行部の説明終わりました。これより質疑を行います。

[発言する者なし]

よろしいですか。

はい、質疑を終わります。



国松敏昭委員長

以上で、総務部関係議案の審査は終了いたしました。

次に、企画政策部関係議案の審査を行いたいと思いますので、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時29分休憩



午前10時34分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。



企画政策部

国松敏昭委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係議案については、議案乙第20号の1件でございます。



議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

国松敏昭委員長

それでは、議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博企画政策部長

おはようございます。

委員会審査に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御審議を賜りますのは、議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、企画政策部関連の補正予算でございます。

今回の補正予算の概要についてでございますけれども、まず歳入につきましては、社会保障・税番号制度に伴います個人番号カード交付事務に要する費用として総務費国庫補助金、国の地方創生交付金を活用して、県により新設されましたさが段階チャレンジ交付金事業の追加募集に採択されました3事業に伴う総務費県補助金及び平成26年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金のうち、組合運営にかかる返還金の雑入でございます。

また、歳出につきましては、情報管理費で社会保障・税番号制度に伴います個人番号カード交付事務に要する経費及びネットワーク構築関連経費、合計745万4,000円をお願いしているところでございます。

内容につきましては、各担当課長より説明をさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

青木博美情報管理課長

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

資料は、総務文教常任委員会資料により説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、委員会資料1ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金でございます。

これにつきましては、平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の内示に基づき計上しております。

以上でございます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、その下の段でございます。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、金額が300万6,000円でございます。

この分につきましては、6月で補正をさせていただいておりますが、今回、追加募集ということで、県のほうで募集がなされておりました、そこに市のほうで提案をさせていただいたところ、3件採択をされましたので、歳入として総合政策課のほうで補正をさせていただいて、歳出はそれぞれ各担当課のほうで補正をさせていただいているところでございます。

その下、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入53万1,000円でございますが、これは平成26年度の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金でございます、組合の運営費に係る返還金の補正でございます。

歳入は以上でございます。

青木博美情報管理課長

続きまして歳出の御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目4. 情報管理費について申し上げます。

節3. 職員手当等27万9,000円につきましては、個人番号カード交付事務に伴う職員手当でございます。

節7. 賃金123万7,000円につきましては、個人番号カード交付事務に伴う臨時職員の賃金でございます。

節9. 旅費11万9,000円につきましては、個人番号カード送付先情報提出のための旅費でございます。

節11. 需用費15万4,000円につきましては、個人番号カード交付事務に要する消耗品費及び印刷製本費でございます。

節12. 役務費56万5,000円につきましては、個人番号カード交付事務に要する通信運搬費でございます。

節13. 委託料400万4,000円につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴うネットワーク構築業務の委託料でございます。

節14. 使用料及び賃借料109万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴う事務機器借上料でございます。

以上、議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計予算（第2号）中、当総務文教常任委員

会に付託されました、企画政策部関係分についての説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

これは具体的に個人番号を、カードを交付するための関係諸費用が掲げられておるわけですが、13日、きのうか、きのうの佐賀新聞に、大きく1面と2面に、自治体、1面の見出しは60%安全策に不安と、マイナンバー情報管理でという見出しで載っています。

その中で問題ないが33.6%、実際鳥栖市が、調査アンケート受けたかどうかは別として、大いに不安が5.8%。あと、やや不安があるが54.2%で書いてあるわけですが、鳥栖市の場合、一般質問なんかの回答を見ると、問題ないということかと思えますけれども、念のために委員会で質問をしておきます。

青木博美情報管理課長

セキュリティ対策につきましては、順次、国のほうからいろいろな指示が来ております。

鳥栖市の場合、順次予算を確保させていただいて、国から求められている対応はとってきておりますので、現状としては、特に不安というものはないと考えております。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

市の認識としては、客観的にどうかというのは別として、国、少なくとも国の言われてることについては、着々と準備が整った上でのこの提案ちゅうことですね。

それで、せつかくですからね、これ、説明ないんですか。

これは大元だから、ぜひ説明を、あらまし、せつかくここありますからですね。して、大体スケジュールもありますから、こうして、今がここで、最終的にはこうなんですよみたいな、あの、全部説明は要りませんが、何かこう、かいつまんでお願いします。

国松敏昭委員長

できるんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、なら、よろしく申し上げます。

青木博美情報管理課長

今回、成富委員のほうから指摘がございましたが、今度10月号の市報と一緒にチラシを配布させていただくようにしております。

これマイナンバー制度で、一番基本的なところ、今度10月、大体20日ぐらいから下旬になると思いますが、マイナンバーの通知が始まります。

各世帯に家族ごとに、世帯ごとに書留、簡易書留で、市民全員の個人番号が書かれたカードが送られてきます。

で、中開いていただきますと、通知カードと、個人番号カードについてということで説明を入れております。

まず左側が、全国民に送られてくる通知カード、これは紙のカードですけれども……

国松敏昭委員長

ちょっと待って、どこば説明しよつと。一番上じゃなくて。そっちね。中身ね。

いやいや、だからどこ。いきなり。

一番前から説明すればいいのに。

青木博美情報管理課長

左側がですね、全国に送られる個人番号通知カードになっております。

で、表面の左上、これが紙のカードになっておりまして、住所、氏名、生年月日、性別、と個人番号が入っております。

基本的にいろんな手続をする場合に必要な番号というのは、ここに示されている12桁を使っていただくこととなります。

いろんな、手続に関してはこれがあれば手続はできるというものとなっております。

ただ、いろんな申請の際に、このカードとともに免許証などの別に身分証明をするものを求められることとなります。

これが届きまして、右側が個人番号カードですが、これは申請することにより、来年の1月から交付されることとなります。

これはプラスチックのカードでICチップが入っておりまして、写真つきですので、いろんな申請のときに個人番号を記入したときに、同時に顔写真つきですので、本人確認というものができるとなっております。

もう一度めくっていただいて、これ、番号カード交付申請の流れということで、10月以降ですね、各世帯に送ってきます。

で、希望者が、この申請用紙に顔写真貼付し必要事項記入していただいて、申請されますと、来年の1月以降、交付を受けられます。

鳥栖市の対応としまして、10月19日以降ですね、市役所の1階で、この申請に関する相談、または申請受付等の窓口を開設いたします。

時間は、職務の時間中と火曜日19時まで、第1・第3土曜日12時まで、一応、これは市民課等の窓口開設に合わせて開いていくということで考えています。

また土日につきましては、ほかの土日につきましては、今後の状況を見ながら対応を考えて

いきたいと思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

続けていいですか。

国松敏昭委員長

ちょっと、説明お受けしましたが、それ、このこととかまた質問があれば。あなた手ば挙げるから。

はい、どうぞ。

成富牧男委員

それで、幾つかはちょっと懸念があるんですが、簡易書留でっていうことですよ。簡易書留ちゅうのは、あれ受け取りか何かのあれが要るんでしょう。

まず、それ。

青木博美情報管理課長

本人しか受け取れないようになっております。

成富牧男委員

だから……

国松敏昭委員長

ちょっと、ちょっとちょっと待って。もう一遍、再答弁をしてください。

青木博美情報管理課長

本人または家族ということになっております。

成富牧男委員

これ、例えば、ゆうパックとか、クロネコヤマトとか、ああいうやつは不在票が入りますよね。

簡易書留、私もう全然、音痴なんでわかりませんが、簡易書留はそういうのは入るんですか。

青木博美情報管理課長

不在票は入ります。

成富牧男委員

それで、簡易書留、今までの、ごめんなさい、一般質問への答弁なんか見ますと、大体今までの例にならっていうと500通ぐらいだろうということでしたけれども、私が懸念してるのは、鳥栖市の場合、結構、単身世帯が多いですよ。

その、必ずしも高齢者の単身世帯というよりも、合わせて若い単身世帯も結構あるんじゃ

ないかと。それから外国人労働者もいらっしゃいますよね。この500ちゅうのももうちょっとふえるんじゃないかと思えますけれども、ここんこ流れ的にちょっと説明していただきたいのは、郵便局にどれぐらい預かり期間があって、そして、市役所戻って市役所からどれだけ、どんぐらいの期間あるのかというところですね。

で、それ、取りこんやったらどうするのかっていうことですね。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

成富議員の質問にお答えします。

通常の郵便局の保管期間というの、ちょっと私も存じ上げて、10日程度郵便局のほうでとどめおきされるんだと思います。

その後、鳥栖市のほうに返っていきますので、鳥栖市のほうで転出者、転居者、所在不明者等の区分けをいたしまして、転居者等についてはJ-L I Sのほうに新しい住所登録をする、転居者につきましても事前に、市民課のほうと転居者リスト等作成いたしますので、速やかに連絡をとりまして、通知カード等の簡易書留を郵送の件の連絡をとっていきたいというふうに考えております。

あと不在、そういった形、それ以外にもならない方につきましては、まず最初に市民課と合同で住民票の確認をさせていただきます。

それで、市内に居住してあるということであれば、1回通知をこちらのほうから、通知カードが届いてますという通知を差し上げて、取りに来ていただくような案内をいたします。

それでも来られない場合につきましては、現地確認を行っていく予定でおります。

また、外国人の方に関しましては、当然制度等のまだ御理解がいただけてないと思いますので、返ってくる分がかなり見込まれておりますので、今のところ市民課のほうで、外国人学校といろんな、勤務、研修生とか、ちょっといろんな形で把握してる分がありますので、それをもとにですね、日本語学校であれば学校のほうと打ち合わせをしまして、通知カード受け取ってもらう方法等を、実際、鳥栖市に日本語学校2校あるわけですけど、1校とはちょっとあの、打ち合わせをとっていたりしておりますので、そういった形でなるべくその通知カードの受け取り漏れがないような対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

大変ですよ、今聞いただけでも。

ただ、最初の仕分けですよ、最後にこう転入、転出とか言われて、最後に住所があるかどうかで言われましたけれども、住所が、何て言いよりましたかね、要は最終的に、さっき言われたように、そこにおるかどうかが出かけて行かにかいかんごとなるですよ、来てない分

について。何百件をこう見に行かにかいこんごとなるですよ。住所、実地、言うなら市民課がやってるような、職権消滅何かする場合のような、何ちゅうかにか、現地調査があるわけですね。それは何百件に上る可能性もあるわけですね。ま、可能性ですよ。大変ですね。

それと、また、おったとしてもですよ、さっきから私が言ってるように、これが例えばお年、お年玉関係ないか、今頃は何か、何かいわゆるメリットが、不在票にメリットがある、さっきヤマトとか、あのクロネコヤマトかゆうパックとか言いましたけど、贈り物が届いてますて言うなら、取り行くと思うんですよ。役所にも来る、来ると思うんですよ。なかなか行けなくて、役所に来ましたと。

ところが、これちょっと見たときに、その、すぐのメリット、こう見て、メリットありますて書いちゃうけど、あんまりこうメリットみたいなのは見えてこない、して、日ごろの仕事の忙しさとか、そういうのにかまけてなかなか、おるけれども行かない人ちゅうのがかなり出てくると思う、私はちょっと懸念してるんですけど、もしそういうふうになった場合はどうするんですか。

何か事業所か何かにか、例えばこの、ちょっときょう佐賀新聞持ってきましたけど、佐賀新聞は通知カード、仮のカード、今から発送されてる通知カードやなくて、いわゆるカード、何かいな、個人番号カード、本カードを交付するときには何か事業所に出かけて行って、職員が出かけて行ってまとめてお願いすることもあるとか、ちょっと、出てたと思うんですね、鳥栖新聞。

今の話ですと、私は、この仮通知、仮ナンバー、このナンバー通知、この段階ですよ、通知、個人番号の通知カードを相手にちゃんと届ける段階でですね、そういう作業は入ってくるんじゃないかと思えます。そういうことありませんか。

そういう作業ちゅうのは、もうどうしても受け取りがなくて、役所にも来られない、それがたまった場合は、どう。会社とかは、どがんかして探すんですか。

園木一博企画政策部長

今回の通知カードの交付で、議員御指摘のように懸念がございます。正直申し上げて、住民票登録住所地に発送されます。

ですから、例えば単身の方で、もともとの所在地に住所を置かれて単身で来られている方、ただし、その方についてはその本来住所登録されている地区に、住所に発送されますので、御家族の方が受領されて、通常勤務等されている方については、事業所ですと当然、源泉徴収票等、全ての業務について、個人番号というのが必要になります。

ですから、勤務をされている方については、その番号を会社のほうに報告する必要がありますので、一定、社会生活されている方についてはですね、この番号というのは必要不可欠

な要件になりますので、確かに広報等も含めて、十分な周知ができているかという不安要素は残りますけれども、そこはやはりこの番号というのは、いろんな場面で必要になってくる番号ですので、最終的にどれぐらいの数字が、本市の場合も発送できないままで保留されるのかっていうのはわからないんですけれども、逆に申し上げると、その方については、住民票はあるものの実態がわからないという人っていうのが、見えてくるのかなと。

逆に申し上げると、全国でそれが、どれぐらいの自治体が出てくるのか、いう部分もですね、恐らく今回初めての取り組みなので、じゃあ日本中の中で、要は登録はあるけれど、実態がわからない日本人なり、外国人も含めて、人たちが出てくるかっていうのも、今回のこの事業を通して初めて見えてくる分なのかなと。

ただ、当然、届かない通知等については、先ほど係長のほうからも話がありましたけれども、できる限りの実態の把握をしながらですね、受け取っていただくっていう作業は進めますけれども、それにおいてもやはり一定量の不明な部分というのは全国的にも相当の量が出てくるのではなかろうかと。

ただし、これは、恐らく日本で初めての取り組みなので、実際どれだけの数字が出てくるかっていうのもちょっと現段階では何とも、わからない部分があります。

で、もう一点申し上げると、事前に、先ほど前、ありましたように、高齢者施設に入所されてて、居住地が違ったりとか、DV関係で、実際の住所地と違う生活実態持っておられる。

こういう部分については、事前の登録制、発送地の変更登録の手続等がありますので、これについては担当部署を含めてですね、各関係機関、それから民生委員さんの御協力等も賜りながら、いろんな形で情報を伝達しながら、手続をしていただくようお願いはいたしておりますけれども、それを行っても、先ほど御指摘がありましたように、届かない数字がどれぐらい出てくるかっていうのは今のところ、恐らく実態としてはわからないというのが実情かなっていうふうに考えております。

成富牧男委員

今、私が一番心配してるのは、今、いみじくも的確な表現されましたけど、実態が、住民票はあるけど実態がおるのか、住民票だけを、住民票があってそこに実際住んどるのか、住民票だけなのかっていうことなんですよね、一番は。

それとさっき言われた、親元に住民票置いとるちゅうケースもありましようけど、私が今言ってるのは、住民票があって実態もあるけれども、その人がどれぐらいするやろかねと、若い人を中心に。

それで、ちょっとちなみにさっき言われた、もう来年のすぐ税、さっき言われた源泉票への書き込みとか、必要になってくるんですか。

佐藤正己情報管理課情報化推進係長

平成28年支払分からっという形になりますので、平成28年1月で例えば退職された方とももらえるのはその番号、その段階でマイナンバーは必要になってきますので、基本的に事業所等につきましては、平成28年1月からマイナンバーを、各従業員のマイナンバーが必要になってくるというふうになってきます。

成富牧男委員

結構、市役所としても大変な業務になると思います。さっきからもあっているように、足運んで実態調査までせんといかん部分も出てくるんじゃないかと思われませんか。

それで、今さっき、まだまだ初めてのことだからと言われましたけれども、やっぱ初めてのことだからって言っても、やはり、いろいろ懸念される分は払拭せないかんし、そういう、出たところ勝負ちゅうわけにはいかんと思うんですね。これ全国で大体3,000億円やったですかね、費用。

鳥栖市もそれなりの金額がかかっていると思うんですけれども、平成26年度補正の分も含めて鳥栖市のこれまでの大体、総事業費といいますかね、そこら辺。

で、今後、もう大体今回で終わりですよって、基本終わりですよっていうのか。

それから、あわせてメンテナンスの分、それがどれぐらいかかるのかもあわせて教えてください。

青木博美情報管理課長

マイナンバー制度導入に伴います経費としまして、平成26年度、平成27年度、平成27年度9月補正も加えたところで、約1億900万円の予定です。

それに対します補助金は8,800万円ほどが入るようになっております。

メンテナンスに関しましては、このシステム自体は、既存のシステムと一体的なものなので、この部分だけについてのメンテナンスというのはちょっと、算出が難しいと思います。

以上です。

成富牧男委員

必要ではあるけど、わからんちゅう意味ですか、そのメンテナンス費用。いわゆる経常経費ちゅうか。

年間の経費。今から先の。

国松敏昭委員長

年間の。

成富牧男委員

年間、維持するためにかかる、運用するためにかかる経費。

国松敏昭委員長

毎年かかる金額はということ。

成富牧男委員

大体、コンスタントにかかる金額。

国松敏昭委員長

今の、質問いいですか。

青木博美情報管理課長

このシステム自体が既存のシステムの部分的な改修ということになりますので、ここだけの分を、ちょっと算出しておりませんので。

成富牧男委員

はい、意味がわかりました。

それで、これから先、今のところはわからないということ、費用がかかるかどうかわからないけれども、大体、今まで、さっきおっしゃった1億900万円と、そのうち8,800万円が国からの補助であるということでした。

ただ、このずっと経緯を見ればですよ、何かやっぱりの、これ、ここら辺もうちょっとあのうセキュリティーを強化せんといかんとやないかと指摘されると、はい、わかりましたちゅうてまたこう上づけ、なんちゅうんですかね、そのセキュリティー関係のレベルを上げるための費用が、何かこうどんどん膨らんでいきよるようなイメージがあるんです。

実際問題、このセキュリティーの問題はもう、これに限らず知恵比べ、お互いの知恵比べの要素がありますよね。だから、必ずしもこれで終わりちゅうことはないと思います。

それで、私はこれ、もうちょっと最後の質問なりますけれども、やはりセキュリティーの問題とか、それから認知度とか、それから先ほど指摘したような問題、いろいろあります。

そのために、市の職員が動員されて大変だちゅう話もあります。

それです、これをもし延期した場合にです、市民への不利益、目に見えた不利益であるのでしょうか。

これ最後の質問です。

青木博美情報管理課長

もし延期した場合の市民としての不利益等は、特にはないと思います。

園木一博企画政策部長

制度設計、国のほうで制度設計されています。平成28年1月から、個人番号制度自体の運用が開始されます。

当然、その全国同一スケジュールの中で動いておりますので、全国国民の中、鳥栖市の人

だけマイナンバーに参加しないということは制度上あり得ないというふうに考えておりますので、逆に国のスケジュールが見直される部分については、当然あり得るというふうには考えますけれども、現行、国のスケジュールが変わらない限り、鳥栖市独自の参入を見合わせるのか、そういったことは不可能だというふうに認識しています。

成富牧男委員

はい、わかりました。

私の趣旨は、今部長が答弁されたような意味です。

言いかえれば、市民って言ったから、そういう答えになった、訂正されたと思いますけれども、私が言ったのは、国民にとってと言いかえてたほうが適切かなと。国民にとってという意味では、今お答えありましたんで、わかりました。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

中村直人委員

まずは、さが段階チャレンジ事業で県の補助金300万6,000円、今回、どこに使うのか。

その点を1点お願いします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回3件提案をさせていただいて、3件とも採択というようなことでございます。

3点の中身につきましては、地域資源を生かした交流事業ということで、鳥栖市商店街連合会。次に、伝統芸能や地域資源を生かした拠点づくりということで、曾根崎町。最後に、愛宕神社の子供相撲によるコミュニティー活性化事業ということで、柚比町。

この3件でございます。

国松敏昭委員長

今の答弁でよろしいですか。

中村直人委員

市民協働推進課、商工振興課、生涯学習課ということで、概要が書いてありました。

町の関係が市民協働ですか。それと、曾根崎は商工振興。そこら辺の、どこにどこ、何課の何にどうということを説明をお願いします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

一番初めに申し上げました鳥栖市商店街連合会の分が商工振興課、そして、2番目の曾根崎町の分が市民協働推進課、そして、柚比町区の分が生涯学習課になっております。

国松敏昭委員長

よろしいですか今の。

中村直人委員

それぞれ、金額は幾らなのかをお願いしたい。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

予算、歳出予算、歳入予算、歳出予算とも、補助金額につきましては300万6,000円でございまして、商店街連合会の全体事業費といたしましては、154万7,000円の事業費のうち、県の補助金といたしましては、72万9,000円。そして、曾根崎町の全体事業費では237万円のうち、207万円。そして、柚比町区は全体事業費26万円のうち、20万7,000円となって、合計が300万6,000円となっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

中村直人委員

じゃあ、例のマイナンバーの関係でお尋ねしますが、この、配られてる資料には、マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高めると、こう書いてありますので、行政の効率化、これは何を指しているのか。さらに国民の利便性を高めるといのは何を指しているのか。

その説明をお願いします。

青木博美情報管理課長

まず行政の効率化ですけれども、現在いろいろな申請等で受けた場合に、市町村で持っているお互いの情報やりとりですね、これは現在、郵送でされておりますものが、すぐに、電子的データのやりとりが可能になりますので、時間的にも、迅速に行うということが出来ます。

それから、市民からしますと、いろいろな市役所等への申請時に添付書類に関しまして、例えば、課税情報とか所得情報とか、そういったもの添付を要求される場合がありますけれども、公的な機関で持っている情報については、そういった、添付が省略できますので、市民にとっても便利になるということになります。

中村直人委員

行政の効率化で言われましたが、行政には財政もつきものですね。今回、国からは二百何十万か、歳入来ますが、歳出は、その倍以上歳出をしなきゃいけない。まさにこれは財政の効率化ですか。

そこら辺もね、やっぱり行政は効率化っていうなら財政も含めて、行財政の効率化をきち

んとやっていかないと。入ってくるのは少ない、出すのは多い、セキュリティーには物すごいこの能力をかけにやいかん。事務職員をまた、ふやさにはやいけない、ね。

そして、もし漏れた場合、責任をどうするのかとか、いろんなことがあったら、これ効率化ですか。

やっぱり、そういった面を含めたところの本当の効率化というのは、ただ漠然とした効率化を言うてはいけない。やっぱりそれに伴ういろんな問題を含めた上で、本当に効率なのかどうか。やっぱりその検討課題というのはきちんとやっていかないと、本当にこれは効率化やないんですよ。

国民の利便性と高めるといっても、逆に、今度は消費税の還付まで使われようとしている。一つ一つこう持ってさるかにやいかん。ねえ。これなかなか大変ですよ、逆に。

それから、安全確保のために、自分でやっぱり自己責任で保管しとかにやいかんでしょ。もし、このような、いつ何どき災害が起きるかもわからんやけれども、今回のああいうふうな大雨やらで、家からちょっとされただけでも、自己責任なるわけですよ。保管もしとかにやいかん。逆に、一人一人にとってみては、逆に負担にかかるわけですよ。安全の面から、自分から、求めたものを安全をしていかんやいかんちゅうのはわかるんよ。でもこれは、国が一方的にやったものをあなた管理しなさい、これは負担になるんです。利便じゃないでしょう。

だから、そこら辺も含めて、こんな書き方したらいかんと思う。何でも本当に便利だけが求められるような感じやけれども、逆に自己負担がかなりつくんよ、これ。

だから、そういったものも含めてやっぱりきちんとやっていかんやいかんのと、ただこのチラシだけじゃね、どうしようもない。わからない。

だから、それぞれの囑託員とか何か説明なんかしてるんじゃない。(発言する者あり)してない。

だから、そういったところの資料というのは、どのような説明をされたのかわからんやけれども、もしそれがあればそういった説明資料なんかも委員会に提出してほしいと。これ委員長に一任しますけれども。

どういったやはり説明をして、本当にこれが、ここに書いているように、行政の効率化と国民の利便性を高めるような、情報提供しているのか。

そこら辺が全くわからないから、そこら辺をこうやっていっておりますよということはやっぱりきちんと説明する責任があると思う。行政としての。

だからそこら辺のね、やはり資料などをどのような形でやってるのか、あれば、委員会に提出をお願いしたい。

以上です。

国松敏昭委員長

今、中村委員のほうから、ちょっといいですか。

中村委員のほうから今お話ありましたように、これだけやない、当然、嘱託職員の方がね、ずっと、今後、いろんな形で、内容理解されて、周知徹底されるという、思います。

そういうことで、資料、その辺の資料、もうちょっと、何ていうかな、議員もさることながら、市民が納得するような資料あるかと思えますけど、その辺も踏まえて説明して、要するに嘱託員が説明する資料、市民が、そのね、内容、そこ以外の資料を持って、マイナンバー制度が十分周知できるような、そういうものがあるのかどうかということで、今ありましたが、そういうの、当然、あれば、議会としても提出を、私のほうからも、委員会の総意としていただきたいというふうに思いますが、いかが思いますか。

園木一博企画政策部長

御指摘のとおり、説明会等、嘱託員会等で説明した資料等もございますので、そういったものについては、委員会の資料として御準備をさせていただきたいと思えます。

それと中村委員のほうから御指摘ございましたように、確かに今回のマイナンバー制度導入に伴います財政的な御指摘もございました。

当然、その事業準備にかかる経費の全てを国からというわけではなくて、市の独自負担というのも発生しております。

特に今回補正予算をお願いしております、システムのネットワーク環境の構築関係については、単独経費で、さらに安全なネットワーク環境を再構築しようということで、経費投下もいたしております。

そういったものも含めて、今後さらにこの制度が運用され、二次的な、市民の方々にとってですね、このマイナンバーカードを持参することによって利便性が向上するような、独自の取り組みも今後検討していく必要があるというふうに認識いたしてるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

そしたらそれは、先ほど私が、中村委員の意見を通してお話しました資料提供は、いつそれできるんですか。

園木一博企画政策部長

嘱託委員会、提出しました説明資料等は早急に準備はできますので、本日も、また3日目の総括前までには十分準備が可能かというふうに考えております。

国松敏昭委員長

はい、わかりました。

成富牧男委員

ちょっといいですかね。

今の中村議員への答弁の中で、ちょっとそのまましていいのかなと思う点がありましたので。

市民への利便性で、私が6月に現行よりも本当によくなるのかということで、福祉への窓口への申請などで、わかりやすく言うと、今言われたのは、税とか所得については、情報交換、本人の同意なくてもできるというふうに言われたという趣旨で言われたと思うんですけど、実際はそうじゃないんじゃないかちゅうのは前回質問しましたけど、だけど、明確な答弁がないまま、またきょうも同じようなこと言われたんですね。

私の認識はですよ、例えば児童扶養手当でもそうだと思いますけど、少なくとも所得証明とか、それから税が必要であれば税ですね、そういう、児童扶養手当等って言うときまじょうかね、それは違いますよって言われたらいかんから。そういう福祉への申請、保育所でもいいですけど、それは今でも1枚の申請書の中に、私の所得とか税とか見ていいですよ、同意しますよという署名、印鑑で事足りているんでしょう。そこんどこ正確に言ってもらわんと、なんかいかにも、今までよりも全部がよくなるように、なります。

そういう意味では今の中村直人議員、答弁に対しても、不正確だと思いますので、そこはどうなんですか。

国松敏昭委員長

質問の趣旨わかりますか今。わかる。

佐藤正己情報管理課情報推進係長

成富議員言われましたように、現在でも申請書のほうに照会を可能ですよっていう形で、本人の承諾いただければ所得等に関する照会は可能であります。

現在やっぱり問題となっているのが、遠隔、鳥栖市に転入された方の所得情報がないような場合とかっていうのは添付書類として、どうしても必要になってきますので、そういう方たちの分につきましては、マイナンバーによって情報連携が可能となることで所得照会ができるようになります。

そういった、それと、あと例えばその障害の情報であるとか、どうしてもこちら側が、実際の証明書とかを提出していただかないといけないような書類につきましても、情報連携で国県等の機関に照会することが可能となりますので、そういった意味では、利便性は向上するのではないかと考えます。

成富牧男委員

わざわざ例に出された分が違っているんですよ。正確じゃないんですよ、例に出された分が。

今補足して説明があった、こん中で、ここら辺、こういうこともありますじゃなくて、それを例に出された内容が、違う。6月のときも全然、私の答弁、質問に対して的確な答えをいただけなかった。

やっぱ担当所管ですからね、もう少し、ほかのところとも協議して、してるわけでしょう。福祉関係とも、それから市民課関係とも。まずはそういう、今までどうしているのかとかね、そういうもう、基本のきの部分ですよ。

もう少しちゃんと、していただきたいなと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

今のはよろしいですか。（発言する者あり）

んにゃんにゃ、言われてることは。いやいや、質問に対する。（「私、回答は要りませんけど」と呼ぶ者あり）いやいや、回答、私が逆に。

青木博美情報管理課長

今後、しかと勉強して進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。（「委員長、資料提出までを保留していたですよ」と呼ぶ者あり）

そうです。資料提出が、先ほどの再度、再確認しますが、先ほどから質問ありましたように、資料提出に対する答弁は。

何か、はっきりしやったね。委員会の終わりまでかどうか。

園木一博企画政策部長

ええ、準備でき次第提出することが可能ですので、本日も、また3日目の総括の際でも構いませんので、資料は提出させていただきたいというふうに考えているところです。

国松敏昭委員長

それでよろしいでしょうか。

はい、了解しました。

それで、今の園木部長の話では、本日もしくは委員会の最後の日ということですが、本日提出できますか。

できる。はい、本日提出ということで、私からも、申し上げておきます。

それでよろしいでしょうか。よろしいですかね。はい。

ほかにごぞいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の審査は終了いたしました。

次に教育委員会関係議案の審査を行いたいと思いますが、いかがでしょうかね。

そのまま、続けて。そうそうそう。はい、はい。

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時21分休憩



午前11時36分開議

国松敏昭委員長

再開いたします。



教育委員会

国松敏昭委員長

これより、教育委員会関係議案の審査を行います。

教育委員会教育部関係議案については、議案乙第20号の1件でございます。



議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

国松敏昭委員長

それでは議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤敦美生涯学習課長

それでは、今回の補正予算の説明をさせていただきます。

予算書は34ページになります。

項4. 社会教育費、目2. 文化財保護費、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、さが段階チャレンジ事業の追加内示があったことに伴い、地域活性化事業に取り組む市内団体に対し、その経費の一部を補助するという経費でございます。

事業内容でございますが、柚比町の愛宕神社では、古くから風封じ願成就祭の奉納相撲として子供相撲が行われておりましたが、近年は少子化などで参加者が減少しておりまして、何とか伝統行事としての子供相撲を再び盛り上げることにより、地域コミュニティの活性化を図るということ目的とした取り組みでございます。なお、交付対象は柚比町となっております。

今回この交付金を活用いたしまして、愛宕神社にある湧き水、湧水地の整備や、奉納相撲についての座学、また、相撲の実技講習の開催を予定されております。

また、柚比町以外の近隣、弥生が丘小学校区の子供たちへも広く参加を呼びかけ、子供相撲を通して、地域の歴史や伝統行事への関心や理解を深め、地域のつながりを強める行事として定着していくことが期待されているところでございます。

なお、歳入につきましては、一括して、この採択を受けた事業についてですね、総合政策のほうで予算計上しております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

以上ですね。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

いいですか。

中村直人委員

中身わかりましたが、先ほどですね、企画政策部のほうは、これについて総額は26万円要るうちに、県の補助が20万7,000円という話でしたが、予算的には20万7,000円、県の補助しかありませんが、その26万円といったけれども、20万7,000円しかこの歳出ないけれども、そこら辺の、絡みはどうなってますかね。

佐藤敦美生涯学習課長

今回ですね、総事業費として26万円が予定されております。そのうち、交付対象事業費として23万円が対象事業費となっております。

また、今回交付金といたしましては、この対象額の9割、1,000円未満の切り捨て額が交付対象となりますので、23万円の9割ということで、20万7,000円が交付金ということになります。

また、26万円のうち、20万7,000円以外の事業費につきましては、事業主の負担ということで、収入の予定がされております。

以上でございます。

中村直人委員

じゃあ、事業主が5万3,000円ばかりあるということですね。

ですから、それ合わせて26万円になるけれども、市のほうの負担としては20万7,000円の県の補助をそのまま出すと、こういうことで了解しました。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいですか、中身と。

久保山博幸委員

奉納相撲の話が出ましたんで、お尋ねしたいんですけども、今市内でですね、奉納相撲が開催されている地区っていうのは何カ所くらい、あるんでしょう。

久山高史生涯学習課文化財係長

奉納相撲という一種の宗教行事の一つとして行われているという意味での相撲行事は、確認しているところでは柚比町区だけでございます。柚比町区のところだけで、ほかのところではありません。

ただ、子供クラブ等の行事としてしているところはあるかもしれないんですけども、奉納相撲というのは神事といいますか、お寺の宗教的な様相を含んだ行事としてやっておりますので、そういったものとして行っているのは柚比町区だけでございます。

国松敏昭委員長

今の答弁でよろしいでしょうか。

久保山博幸委員

今、神事として行われてるのは柚比町だけという御回答でしたけれども、いや、私の知ってる範囲では、基里の酒井西町も、あれも奉納相撲でやられていると思うんですけども、ちょっと私の認識がちょっと不明確なんですけど、西田町も何かやられてるんじゃないかと思うんですけど、

国松敏昭委員長

再答弁ね。再答弁ね。

久山高史生涯学習課文化財係長

申しわけございません。

そのあたりちょっと市史の編纂事業あたりでも多分行事として把握してなかったと思いますので、改めてまた調べ、調査しようと思います。

ただ、実際その行事の実態として、一応行事としてされているものと、伝統行事として、獅子舞等の奉納の一環として支えるっていう意味での差として考えておりましたもので、申しわけございません、ちょっと、私の認識不足でございました。

また、調査いたします。

国松敏昭委員長

ちょっと今の、全部生涯学習課の管轄になるわけ。今、子供相撲の、そういういろんな説明は。

ちょっとそれ確認をし、そうせんと、いや管轄外のことも情報として得ていればいいですけど、その辺がちょっと整理ばして、させていただかないと、今のあれでいいのかなというのはございますので。

久山高史生涯学習課文化財係長

今回そのさが段階チャレンジ交付金として、担当課として生涯学習課に持ってきたのは、この柚比の子供相撲行事が伝統行事という範疇に入るため、担当課として生涯学習課が指定された経緯がございます。

ですから、そういった意味で獅子舞等と同じ扱いの伝統行事としてこれを取り扱っていかうと、生涯学習、文化財係のほうでは考えておりますので、それと今久保山議員おっしゃったものと、同じく伝統行事、民俗・習俗になるかどうかについて、また改めて調査しようと思っております。

以上です。

ですから、文化財、民俗、文化財という広い範疇において、宗教行事、民俗、習俗、習慣ですね、そういったものを市史編纂の民俗編をつくるときに、全体調べた経緯がございます。

ですから、そういった意味で、改めて、文化財、民俗行事としてこの今回の、柚比町区のほうは取り上げております。

それ以外のところについて、実態として現在地元の子供クラブ等の相撲行事としてされているのであれば、私たちのほうとはまた別の係になるかなとは思っております。

以上です。

国松敏昭委員長

今の答弁でよろしいですか。

久保山博幸委員

今御提案みたいなことになるんですが、せつかく、こういう機会があるんであればですね、今どこの町もやられているところは少子化で参加が少ないということで、存続が危ぶまれていると思うんですが、そういうところと、何カ所か私も知ってますけれども、情報交換されて、今後そういうことが、存続できるような何か、お互いにそのきっかけになればということで、まずはその現状、どこで行われているのか、その辺をその文化財、その辺の取り扱いわかりませんが、やられていることはやられているんでですね、その辺の存続に向けての何かきっかけになればいいのかなっていう、何かそういう構造、構造っていうか、今回、やる、せつかくならやっていただければというふうに、これ御提案ですけれども、思います。

下田 寛委員

ちょっと久保山議員に重ねてなんですけれど、相撲大会、各地でやっているはずなんですけど把握できてないところがあるんですよ。

で、もう一個、一つ僕思ってるのが、相撲がスポーツとしての相撲という位置づけになっているところがあるんですよ。もともと武道なんですよ、これって。

やっぱそこに礼節とかがあって、九州情報大の皆さんとでも講師としてこられることが多いですけど、ちゃんと礼節をわきまえることとか、そういう日本人としての、伝統文化をしっかりそこに重ね合わせた上での指導というのをしてくださって、スポーツとしての相撲とは一線画した部分というのが相撲というところにはあって、本来そうははずなんですよ。

その部分をもっと大事にすることっていうのは必要かなと思ってて、あと、なんすか、わんぱく相撲大会というのは毎年やっていますが、これ優勝者が、両国国技館で相撲大会に出れるというイベントなんですよ。

こういうのが、各地の、鳥栖市内であってる相撲大会と連動することができれば、一つの大きな鳥栖ブランドにもなるのかなと思うんですよ。この地域から代表した子が、両国国技館で相撲とったばい、ということになったら、ひとつ大きな、子供にとっても思い出になると思うんですよ。

そういったところで、こういった柚比の相撲大会もそうですけれど、きっかけにして、鳥栖市全体で、そういった一つのものをつくっていくという視点も持っていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

国松敏昭委員長

ちょっと私から。

今副委員長の話を伺うと、どうも管轄が大きく、部ね、教育委員会と離れているんじゃないかなという面もあると思います。

今のスポーツ振興課かなという思いもありまして、その辺は、教育委員長か次長か知りま

せんが、そういう、何というかな、今回の伝統行事としてやる場合と、全体的相撲の、いろんな各箇所であるのをどういう捉え方をするのかとか、いろいろあると思いますが、何かその辺で、お考えがあったら、ちょっと部、部をまたいでいるような気がしますので、お答えできるのか、もしくはね、あくまでも伝統行事としての相撲大会にチャレンジ交付金として利用し、させてもらってやるという話でしょ。

だから、その辺がちょっと、整合性が、私としてもわかりづらいところがありますし、もし、担当次長、委員長で、その辺の捉え方、また、今後どういうふうな方向性が求められるのか、その辺ございましたら、答弁ができましたらしてください。

天野昌明教育長

相撲というのがですね、今言われてたようにスポーツとしては、子供わんぱく相撲ということで、鳥栖市長杯、相撲大会というのが、いつも6月ぐらいですかね、5月、6月にあっています。

それともう一つが、9月に子供相撲大会というのが今度あるというふうに思いますけれども、そういった、相撲大会ということは完全に今副委員長お話しされたように、非常にスポーツ面っていうのを生かして、しかしその中でも、礼節、礼儀であったり相手に対する思いやりとかですね、精神を鍛えるとか、そういうことをやってはいるんですけど、どちらかというスポーツ面というふうになっています。

それで今回の柚比町の相撲の奉納相撲ということは、先ほどお話をしたように、伝統行事ということで、伝統行事の一環として取り組むということですので、そこでちょっとすみ分けができてののかなと思いますけど、基本的には今、やっていかななくてはいけないということは、私としても、伝統の一環でもあるんですけど、そのそれもスポーツと絡んでるというふうなことで、久保山議員さんお話しされたような形で、何か一つの方向としてですね、考えていく必要、いいチャンスじゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、担当は、このスポーツ大会のほうは完全にスポーツ振興課のほうから話が出る内容にはなるんですけども、それと、伝統的な行事の相撲ということで、しっかり、鳥栖のブランドということも出ましたけれども、そういった意味で、今後ちょっと検討して考えていきたい、せっかくのいいチャンスじゃないかなというふうに、教科日本語も含めてやっていますので、そういった意味でも取り組んでいく内容になるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

国松敏昭委員長

何かほかには、いいですか。

中村直人委員

学校教育ですよ、武道の必修化などはあったわけですよ、柔道、剣道、相撲。それは今やっていないんですか。

天野昌明教育長

今、お話があったようにですね、学習指導要領の改定で、伝統、伝統的な日本文化というのが見直されて、今度の学習、今やってる中学校の指導要領ちゅうことで、武道が入ってきましたですね。

柔道、剣道、相撲道ですね、この三つが入って来たんですけども、それで、市内ではですね、今どういう状況かという、この前ちょっと調べたんですけども、鳥栖中学校のほうは女子も、中1の女子かな、中2の男子、10時間ぐらいで、相撲を選んで、選択でやってるという状況です。

ということでなぜ相撲を選ぶかという、やっぱりまわし1本でできるということと、非常に、安全面とかも含めた上で、礼節とかも含めた上で非常に効果的な武道の一つであるということで選んでるということで、私も、昔はですね、ほとんど剣道が多かったんですよ。

そして柔道そこそこやってたんですけど、今しかし相撲ということも出てきたんで、ひょっとしたら今度相撲あたりは、今後、盛んになっていくんじゃないかなっていう気がしてます。

現在は、今年度はそういうふうなことで相撲をやっている中学校があるということです。以上です。

中村直人委員

昔はですね、各小学校は全て相撲場があったんですよ。そして、もう十、二十年ぐらい前までは各町内で相撲は、確実にしてました。

それで、市の相撲大会なんかに向けて、それはもう野球の子であろう、誰であろう集めて、してやったんですけども、今ほとんどないというのが実情ですよ。

それはやっぱり、その衰退というのは何なのかっていうのは、やっぱり見ていかにやいけんでしょうし、なぜ相撲が、その各学校から、相撲場みたいなのがなくなったのか。やっぱりそういった経緯というのは、何かがあるんですよ。

だから、そういったものはやっぱり検証しながら、じゃあ再興するためには何が必要かというのをしないと、ただやんなさいだけじゃこれは大変だと思いますから、やはりなぜそこまで衰退してきたのかという検証をやっぱりするべきだと。

これはもう、それ当事者、相撲連盟だとかもしなくていけないでしょうけれども、やっぱり、そういった検証というのは確実に必要だし、それを何かのきっかけがあるからやりなさ

いと言っても、これなかなかそれを取り戻すためには、大変な努力が要ると思いますからね、
ですから、そういった面をするために何必要かというのは全体で考えないと、これはしょう
もないことでしょうから、ですから地域で確実にそういったやれる人を、配置したりするよ
うなことでないとできないだろうと思いますから、そういった検証は特に必要だと思います
ので、意見を述べさせていただきます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。ほかございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



国松敏昭委員長

以上で、教育委員会関係の議案に対する質疑は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午前11時54分散会

平成 27 年 9 月 16 日 (水)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田 寿	企画政策部長	園木 一博
総務課長	古賀 達也	企画政策部次長	松雪 努
総務課長補佐	古澤 哲也	まちづくり推進課長	藤川 博一
財政課長	小柳 秀和	情報管理課長	青木 博美
契約管財課長	三橋 和之	情報管理課情報化推進係長	佐藤 正己
会計管理者兼出納室長	立石 利治	議会事務局長	緒方 心一
監査委員事務局長	古賀 和教		
教育長	天野 昌明	学校教育課長	柴田 昌範
教育次長	江寄 充伸	生涯学習課長	佐藤 敦美
教育総務課総務係長	原 祥雄		

4 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江下 剛

5 審査日程

現地視察

鳥栖市立旭小学校

自由討議

議案審査

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第22号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案甲第23号 鳥栖市職員の再任用等に関する条例等の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

所管事務調査

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

鳥栖市立旭小学校

至 午後0時30分



午後1時8分開議

国松敏昭委員長

皆さんこんにちは。

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

午前中の視察は御苦労さまでございました。



自由討議

国松敏昭委員長

それでは、ここで委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託されました議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

いいですか。

〔発言する者なし〕

ないですか。

〔発言する者なし〕

そしたら先に進みますけど、よろしいですか。

はい。自由討議のほうは、終わらせていただきます。



総 括

国松敏昭委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については、付託議案の審査を通じて総括的な御意見等お願いしたいと思います。

中村直人委員

保留をしていた分が若干ありますので。

まず、マイナンバー制度ですね。

やはり嘱託員の資料や民生委員等で説明がされておりますけれども、やはり、なかなかわかりにくい面がかなりあるということですね。

それで、あと個人カード通知をされて、申請するときに写真だとかいろんなことしな、これもう大変だと思うんですね。6カ月以内の写真になっていますから、我々はある程度できるかもしれないけど、お年寄りだとかね、子供たち、そういったものが大変厳しくなるんじゃないかと。

やはり国からの制度であっても、地方自治体はかなりの事務も負担せにゃいかんし、経済的にも負担せにゃいかんというのが出てくるわけですね。

それから、個人的にはカードなくさないように、しっかりなくちゃいけないだろうけれども、なくした場合の再発行、有料になるわけでしょう。

そうしますとね、やはり、個別的に自衛が大変ですけれども、これこそ集団的自衛権が必要になると、ね。こういうときこそ集団的自衛、行政がやっぱりバックアップする、後方支援がここでは必要になる。そういったところをですね、やはりきちんとしないけん、これはもうセキュリティーですよ。

ですから、国家はこういったことで個々人にこのナンバーをつけて管理したいというのはわかりますけれども、やはり、国家体制の中でこういったものは必要になるかもしれませんが、個々人としては大変なものだと。

やはり憲法上恐れるところもあるわけですよ、この問題は。個別的に番号打たれているからいろんなことが識別できるわけですから。

ですから、そういった面含めてですね、これはもう国のほうで、しない、すべき問題か

もしれないけれども、やはり地方自治体もやっぱり、地方3団体じゃなくて6団体等も含めて、議会等も含めてそういったところ、反対をするところは反対をするような、声を上げるような自治体にならないといけないんじゃないかと思えますし、これから先、もしセキュリティーの問題で何かがされた場合の処罰というのは今度は職員にきますから、そういった点のこの管理体制なども含めて、それから自治体職員はひょっとしたらこのカードは必ず持っていないとかなくちゃいけないような、国家公務員は特に、これ所持義務ちゅうか、そういったものになりますよね。

そしてくるともう、ちょっと、自分のミスでどっかに置いといたら、それこそ大変なことになるから。

ですから、そういった面です、非常にこの自分たちが緊張感を持ってやらないかん、本当に、日常の生活が物すごい緊張感を持って、こうやっていかにやいけんような状況になるという恐れがあります。ふだんのカードと違うわけですから。

ですから、そういった面です、やはりいろんな通知をされているけれども、聞いた人でもなかなか理解をしきらんと、そういうふうに難しいこの制度ですよ。

ですから、初期的にも30億円ぐらい要るち言いよるわけでしょ、国はね。それから週刊誌には書いてあった、新国立競技場の二の舞じゃないとか書いてあったんですけども、やはり本当にこれだけの金を使ってですね、やる義務があるのかという、非常に、疑問を持っていますけれども、そういった面でやはり地方自治体の、ただ上から押しつけだからこうじゃなくして、最終的責任は今度は、一番下の末端に来るわけですから、そういった責任にまで転嫁されてくるわけですから、そういった面でのいろんな声は出す、出すべきだということ指摘しておきたいと思えますし、我々はこのマイナンバー制度はもう早く直す、なくすべきだこう思っておりますので、そういった意味で意見を述べておきたいと思えますし、財政的なものも出てきますけれども、国は200億円、200万円ぐらいしかやらないのに、実際出るのはもうその倍以上を抛出をしないかんという、財政的にも、効率じゃないんですよ、地方自治体は。

何でこの国の言ってることに対して地方自治体はいまだにでもこの臨時財政対策債などを使ってやっているのに、こういったことでも、国が全てを見るというの本来の姿だろうと思うけれども、半分ぐらいしか出さなくて、あとセキュリティーの問題から何から地元が負担しないかんというのはもう、これ大変、地方自治体にとってもですね、財政的にも大きな負担だと、そういった面を指摘しておきたいと思えますし、本当に、問題のあるこの制度だということ指摘しておきたいと思えます。

国松敏昭委員長

ほかにございますでしょうか。

成富牧男委員

簡単に触れておきます。

今、マイナンバーのこと言われたので、質疑の中で、委員会質疑の中で青木課長が、私の、市民にとって延期されても不利益には、別に何もデメリットはなかろうって言うたのに対して、私の質問がちょっと悪かったようですが、私が言いたかったのは、国がこれを延期したとしても、特別のデメリットはないですよねということで、でしょうちゅうことを意見表明をしときたいと思います。

以上。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

はい。総括を、終わります。



採 決

国松敏昭委員長

これより採決を行います。



議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

国松敏昭委員長

まず、議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議ありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

と。

芝生肥料代として2万7,243円が平成26年度で上がっている部分があって、今後、市長の公約である部分をどうしていこうと考えているのかっていうのを、ちょっと改めてお伺いしたいんですけど。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、芝生化、小中学校の芝生化につきましては、現在、今御指摘ありましたように、弥生が丘小学校創設当時に芝生化を行いまして、現在まで適切に管理のほうを行ってきております。

で、他の小中学校に対しては今後どうしていくのかということだろうかと思いますけれども、現在のところの施設関係の環境整備のほうで芝生化よりも優先すべき事項が多々あると、いうようなことで、まずはその施設関係の環境整備のほうを優先的にやっていって、芝生化につきましては、今の弥生が丘小学校につきましては、できる範囲で適切な管理を今後もやっていくと、いうようなことで、現在のところ、他の小・中学校まで芝生化という考えはございません。

以上でございます。

下田 寛委員

というところで、市長も同じような内容で言われてらっしゃいましたけど、であれば、まだ市民の皆さんは期待してらっしゃる方も当然いらっしゃるわけで、ここの部分を結局、市長のマニフェストといいますか、公約の中で、どういうふうに整理をしていくのかっていうのも、今のような整理をされていると思うんですけども、じゃあ弥生が丘だけは残して、あとのことは、また今、考えていくということで、当初、弥生が丘でかかった額というのが890万円ぐらいということで、相当な額がかかっているわけですね。

であれば、今後も、とにかく弥生が丘だけを維持していくということですけども、ぜひとも、ちゃんとか説明いただけるような、もうちょっと皆さんに理解いただけるような形というのをとらなければいけないのかなというふうにもちょっと思ってますんで、また協議をさせていただきたいと思います。

お願いします。

続いていいですか。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

下田 寛委員

あと、恐らく来年度以降、または小学校、中学校とかで、階段の手すり等が必要になって

くる場合っていうのも考えられるんじゃないかなと思っているんですが、この点について、今議題に上がっているのかどうかというところをお伺いしたいんですけど。

国松敏昭委員長

今の、答弁を求めらるでしょう、当然ね、今の話は。

休憩とりますか。いいですか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

手すり等については、現段階では、まだ具体的には上がってきておりません。

ただ、もし上がってきた場合についてはですね、適切に対応していくというふうなことで考えております。

以上です。

下田 寛委員

わかりました。

恐らく上がってくるんじゃないかなと思いますんで、御協議をお願いしたいと思います。

で、ちょっと最後まで一点なんですけど、これも一般質問でちょっと出ていた部分で、ふるさと寄附金のあり方なんですけど、これは鳥栖市として、取り組む気があるのかなのか、その辺をちょっと改めてお伺いしたいんですが。

国松敏昭委員長

どこ部署かな。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ふるさと寄附金につきましては、一般質問の答弁の中でも、お答えしたんですけども、節度ある、特産品というか、返礼品の対応ということも総務省から来ております。

ただ、議員のほうからも、地方創生と申しますか地域振興という点での、この制度の活用、等も言われております。

そういったところを全体的にですね、見た中で、県内の自治体もいろいろ対策というか、制度について、変わってきておりますので、そういうところを調査研究して、今後、検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

下田 寛委員

新聞にも載っていったところでありまして、上峰町は2週間で4,000万円の売り上げがあったと。実質、税として町に対して約2,000万円の収入があるであろうと、2週間で。

ふるさと寄附金自体の市場が恐らく20兆円ぐらいの相場であろうと言われてて、おそらく、全国の自治体が約2,000ぐらいだと仮定すると、20億円ぐらいは取れる部分があるのかなと、

というような、ざっとした計算をできると思うんですが、もちろんこれ一過性の、っていう部分もあると思うんですよね。

多分そういったところも、市としてはどうするかという見きわめをしてらっしゃるんだと思うんですけど、たとえばやりのものであったとしても、上峰町がちょっとやってみたら、ちょっと言い方失礼な言い方かもしれないですけど、2週間で約2,000万の収入が見込めるということであれば、鳥栖市ももっといろいろあると思うんですよ。

であれば、もっとこう、一時的なものであっても収入が得られるんじゃないかなと思いついて、これはちょっと前向きに考えるべきではないのかなと私は個人的には思っております。

なんで、ぜひとも、調査研究していただいて、御検討いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

答弁はいいですね。はい。

ほかは、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

そしたら、私のほうからよろしいでしょうかね。

本日は午前中視察をさせていただきまして、きょうは、毎月各小・中学校を視察させていただいております、今回は、議会中、9月議会中でございますが、旭小学校に先ほど午前中行かせていただいて、改めて、いろんな改革とか、改善ちゅうかな、それを、やらないけない課題があるということを確認いたしております。

具体的言えば、トイレの件ですが、改修計画、この辺とか、しっかりと立てていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それは旭小学校だけじゃないかと思うんですが、どうか、異臭がすると。

便器が、ね、旭小学校の事例ありました、踏み台が黄色く汚れてて、異臭がするというか、滑るというか、そういう細かい点もしっかりと聞いてあると思っておりますので、その辺をどうやって、生徒の目線で、トイレが、特に、抵抗なく使えるように、洋式化も踏まえてですよ、十分その辺も、念頭においていただいて、これは、できるだけ早く改修計画を入れるなり、また、予算をつけるなり、そういうことで対応していただきたいなという、きょう思いました。

もう一点は、小学校の通学路の点検、これずっとされて、毎年されているか、また要望が上がってきておると思うんですよ。

本当にこれは、御存じの鳥栖市の場合は人口ふえ、当然、交通量も多くなり、また、危険度が高いところも多々あると思うんですよ。

そういうことで、しっかりこの通学路の対応、要するに、安全性を優先して、どういうふうにしたらいいのか、点検を受けてやるのか、もしくは、今やってることを延長してやるのかとか、その辺の、細かい点はよく、現場の状況を把握していただいて、早急なる対応が必要だということ、改めて感じた次第でございますので、その辺のことも踏まえて、今後対応していただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

あと、機会があれば、いろんな機会でも、確かに学校施設ちゅうのは金があることは十分認識しております。

また古いということもあるんですけど、しかしやっぱ、優先的やらないかない、事故は当然あると思いますので、その辺も、しっかり念頭においていただいて、対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

ほかございます。

[発言する者なし]

いいですか。はい。

それでは、以上で所管事務についての協議は終わります。



国松敏昭委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて当総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時 29 分閉会

平成 27 年 10 月 1 日 (木)

1 出席委員氏名

委員 長	国 松 敏 昭	委 員	中 村 直 人
副 委 員 長	下 田 寛	〃	久 保 山 博 幸
委 員	成 富 牧 男	〃	柴 藤 泰 輔
〃	久 保 山 日 出 男		

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総 務 部 長	野 田 寿	企 画 政 策 部 長	園 木 一 博
総 務 課 長	古 賀 達 也	企 画 政 策 部 次 長	松 雪 努
総 務 課 長 補 佐	古 澤 哲 也	総 合 政 策 課 政 策 推 進 係 長	田 中 秀 信
総 務 課 秘 書 係 長	鹿 毛 晃 之	ま ち づ くり 推 進 課 長	藤 川 博 一
総 務 課 文 書 法 制 係 長	樋 本 太 郎	ま ち づ くり 推 進 課 長 補 佐	実 本 和 彦
総 務 課 職 員 係 長	山 本 英 規	情 報 管 理 課 長	青 木 博 美
財 政 課 長	小 柳 秀 和	情 報 管 理 課 情 報 化 推 進 係 長	佐 藤 正 己
財 政 課 財 政 係 長	古 賀 庸 介	情 報 管 理 課 広 報 統 計 係 長	熊 田 吉 孝
契 約 管 財 課 長	三 橋 和 之		
契 約 管 財 課 係 長 待 遇	中 嶋 浩 一		
契 約 管 財 課 契 約 検 査 係 長	立 石 光 顕		
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	立 石 利 治	監 査 委 員 事 務 局 長	古 賀 和 教
出 納 室 審 査 出 納 係 長	武 富 美 津 子	監 査 委 員 事 務 局 次 長	飛 松 研 二
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	姉 川 勝 之	議 会 事 務 局 長	緒 方 心 一
		議 会 事 務 局 庶 務 係 長	野 中 潤 二
教 育 長	天 野 昌 明	学 校 教 育 課 長	柴 田 昌 範
教 育 次 長	江 寄 充 伸	生 涯 学 習 課 長	佐 藤 敦 美

4 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江 下 剛

5 審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前10時3分開議

国松敏昭委員長

それでは、再開をいたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

総 務 部

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

国松敏昭委員長

これより総務部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

野田 寿総務部長

おはようございます。

総務部関係の平成26年度の決算審査にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

総務部関係は、7月の組織の見直しにより、市長部局3課と部局外として議会、監査、選管の3事務局と出納室の計7つの部署になりまして、規模的には若干縮小しております。

関係する予算科目といたしましては、歳入は主なものとして、地方交付税や地方譲与税、各交付金、また、国県支出金、財産収入など、また歳出につきましては、議会費、総務費、消防費、公債費、諸支出金、予備費となっております。

総務部は給与、人事管理、財政、契約、財産管理など、市の内部管理や消防、防災関係を所管し、部局外といたしましては、議会を初め、監査、会計、選挙事務などの予算を執行しているところでございます。

具体的な業務の執行状況、執行額等につきましては、その主なものにつきまして担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

小柳秀和財政課長

それでは、平成26年度の決算について、総務部関係の主なものについて、説明を申し上げます。

説明は、平成26年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、51ページ、52ページをお願いいたします。

款の2、地方譲与税につきましては、項の1、地方揮発油譲与税が6,713万8,003円、項の2、自動車重量譲与税が1億5,707万9,000円で、合わせて2億2,421万7,003円の交付を受けたところでございます。

次に、53ページ、54ページをお願いいたします。

項の3、利子割交付金につきましては1,553万7,000円。

項の4、配当割交付金につきましては、5,227万1,000円。

申しわけございません。

款、款の3、利子割交付金につきましては、1,553万7,000円、款の4、配当割交付金につきましては5,227万1,000円、款の5、株式等譲渡所得割交付金につきましては、2,469万5,000円。

款の6、地方消費税交付金につきましては、8億4,276万9,000円。

款の7、ゴルフ場利用税交付金につきましては1,657万4,563円。

款の8、自動車取得税交付金につきましては、2,184万3,000円となっております。

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

款の9、国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1,139万9,000円。

款の10、地方特例交付金につきましては、6,030万5,000円の交付を受けております。

款の11、地方交付税につきましては、10億678万円でございます。

その内訳といたしまして、普通交付税が6億3,484万9,000円、特別交付税が3億7,193万1,000円となっております。

款の12、交通安全対策特別交付金につきましては、2,026万3,000円となっております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次のページ、決算書の57、58ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、款13、分担金及び負担金、項2、負担金、目1、総務費負担

金、節1. 選挙費負担金につきましては、昨年4月30日執行の鳥栖市土地改良区総代選挙に係る鳥栖市土地改良区からの負担金でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、中ほどになりますが、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料のうち、電柱敷地料等につきましては、九州電力の電柱やN T Tの電話柱、無線基地局、鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、65ページ、66ページをお願いいたします。

款の15、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の5、総務費国庫補助金のうち1,153万円は、がんばる地域交付金として、交付を受けたものでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

少し飛びまして、決算書の73、74ページをお願いいたします。

款の16、県支出金、項の2、県補助金、目8. 消防費県補助金、節1. 消防費県補助金につきましては、県から消防団員確保対策事業補助金でございます。

次に、項の3、委託金、目1. 総務費県委託金、節1. 総務管理費委託金のうち、原子力広報紙配布委託金につきましては、県からの配布委託金でございます。

同じく、節の5、選挙費委託金でございます。

一番下になりますけれども、昨年12月14日に執行されました衆議院議員総選挙及び、次のページ、75、76をお願いいたします。

本年4月12日に執行されました、県議会議員選挙のうち、平成26年度の執行経費及び、その下でございますが、本年1月11日に執行されました佐賀県知事選挙の県の委託金でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、中ほどになりますが、款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入のうち、契約管財課関係分といたしまして、京町ビル敷地及び鳥栖たばこ販売協同組合の敷地貸付料でございます。

また節の2、建物貸付収入につきましては、鳥栖たばこ販売協同組合事務所の貸付料でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして目の2、利子及び配当金につきましては、総額496万2,358円となっております。

このうち総務部関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子43万3,353円を初めといたしまして、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、都市開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次のページ77、78ページをお願いいたします。

款の18寄附金、項1. 寄附金、節1. 総務管理費寄附金のふるさと寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金でございまして、14件の寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく77ページ、78ページ、款の19、繰入金につきましては、項の1、基金繰入金は、それぞれの基金を取り崩しまして、財源といたし繰り入れを行ったものでございます。

このうち、総務部関連といたしましては、目の1、財政調整基金繰入金4億7,577万3,000円、目の2、減債基金繰入金1億839万円でございます。

次に79ページ、80ページをお願いいたします。

款の20、繰越金につきましては、8億2,145万5,050円となっております。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

少し飛びまして、83ページ、84ページをお願いいたします。

款の21諸収入、項の6、雑入、目4. 雑入、節3. 消防雑入につきましては、消防団員退職報償金等、につきまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、退団者14人分の退職報償金等を受け入れたものでございます。

その下でございます。

節4. 雑入のうち、総務課関係の主なものについて申し上げます。

総務雑入のうち、全国市町村職員研修助成金、市町村アカデミー、国際文化アカデミーの受講負担金について、佐賀県市町村振興協会から助成を受け入れたものでございます。

その二つ下でございます。

生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金につきましては、職員の健康診断にかかる経費について、それぞれ、佐賀県市町村職員共済組合から助成を受けたもので

ございます。

それから、次の退職手当企業会計負担金につきましては、退職者のうち企業に在職した者の在職期間中の退職手当負担分を受け入れたものでございます。

それから二つ下になりますけれども、宿舍入居負担金につきましては、安東副市長の住居借り上げに対する負担をお願いするものでございます。

それから、そのページの下から二つ目になりますけれども、市長選挙供託金につきましては、本年2月22日に執行いたしました市長選挙の候補者のうち、法定得票数を満たない者の供託金没収したものに伴うものでございます。

それから次のページ、85ページ、86ページをお願いいたします。

上から三つ目のコミュニティ助成金1,530万円のうちの30万円につきましては、松原町区防災会の防災設備等の整備について、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受けましたので、これを収入したものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

同じく、総務雑入のうち、財政課分について申し上げます。

83ページ、84ページ中ほどをお願いいたします。

競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費としてミニ場外での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

下段の、新市町村振興宝くじ収益金交付金は、オータムジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより、佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものです。

その下の、市長村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金についての、鳥栖市配分金でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

ただいまの市町村振興宝くじ収益金交付金の下でございますが、建物総合損害共済災害共済金につきましては、池田下ため池施設の破損に対する共済保険金でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

ページ飛びまして89ページから92ページに移ります。

款の22、市債につきましては総額22億490万円で、それぞれの事業等に応じて借り入れを行ったものでございます。

総務部の関連といたしましては、目の3、消防債の防災基盤整備事業に対する借り入れで

す。

目の5、臨時財政対策債といたしまして、普通交付税の基準財政需要額からの振りかえといたしまして、臨時財政対策債8億6,540万円を借り入れたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一 議会事務局長

引き続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

まず、議会費でございます。

93、94ページをお願いいたします。

項1. 議会費、目1. 議会費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、議員22名分の報酬でございます。なお、2月から1名分の欠員分がございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、職員7名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節9. 旅費につきましては、議員、職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節13. 委託料の主なものといたしましては、市議会会議録等作成業務委託料及び、次のページをお願いいたします。

96ページの上段となりますが、インターネット議会映像配信業務委託料でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

以上でございます。

古賀達也 総務課長兼選挙管理委員会事務局長

款2. 総務費でございます。

項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、個人情報保護審査会委員5人、固定資産評価審査委員会委員6人、嘱託員76人の報酬でございます。

節2. 給料、節3. 職員手当、節4. 共済費につきましては、市長、副市長の特別職及び職員61人分の給料でございます。

節3の職員手当の主なものにつきましては、そのページ一番下でございますが、時間外勤務手当、それから、次のページ、97ページ、98ページをお願いいたします。

こちらの上から2段目の期末勤勉手当、それから退職手当が主なものでございます。

続きまして、節7. 賃金につきましては、産休育児休業職員の代替職員等の賃金でございます。

節 8. 報償費につきましては、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金でございます。

節 9. 旅費につきましては、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学校など、職員の研修旅費が主なものでございます。

節 11. 需用費のうち消耗品費につきましては、庁内の用紙代等でございます。

節 12. 役務費の主なものといたしましては、通信運搬費につきましては庁内の郵便代、健康診断等手数料につきましては職員、それから嘱託職員を対象とした定期健康診断の手数料等でございます。

節 13. 委託料の主なものといたしましては、職員研修委託料、それから例規集のデータ構築業務委託料が主なものでございます。

次のページ、99ページ、100ページをお願いいたします。

節 14. 使用料及び賃借料等につきましては、システム借上料といたしまして、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。節 19. 負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、上から 5 番目の職員研修等負担金につきましては、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学校などへの研修負担金。

それから、下から四つ目でございますが、全国高等学校駅伝大会に出場補助金につきましては、京都市で開催されます全国高校駅伝大会に出場いたしました、鳥栖工業高等学校に対する補助金でございます。予備費から充用いたしております。

それから、下から二つ目でございますが、防犯協会補助金につきましては、防犯灯の設置など防犯活動を行う鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

次に、目 2. 秘書費の主なものについて申し上げます。

節 9 の旅費につきましては、市長、副市長、それから随行者の旅費でございます。

節 10. 交際費につきましては、弔意、接遇等に要した費用でございます。

次のページ、101ページ、102ページをお願いいたします。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、全国市長会、佐賀県市長会など、市長会関係等の負担金が主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

103ページ、104ページ、中ほどの目 5. 財政管理費について申し上げます。

節 9. 旅費から節の 19、負担金補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書作成、市債の発行管理に要する経費が主なものでございます。

以上でございます。

立石利治会計管理者兼出納室長

103ページ、104ページをお願いいたします。

目 6. 会計管理費、節11. 需用費、主なものといたしましては、印刷製本費、決算書の印刷代でございます。

105、106ページをお願いいたします。

節12. 役務費の主なものにつきましては、公金振替手数料、銀行等への手数料でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、目 7. 財産管理費について御説明いたします。

節 7. 賃金につきましては、本庁舎当直嘱託職員 4 名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、公用車の燃料費や庁舎に係る光熱水費、並びに空調などの庁舎設備、公用車関係の修繕料などがございます。

節12. 役務費のうち通信運搬費につきましては、本庁舎の電話料でございます。

建物共済保険料につきましては、庁舎を初めとする建物、構築物などの保険料でございます。

また、自動車保険料につきましては、公用車の自賠責保険及び任意保険料でございます。

節13. 委託料につきましては、庁舎清掃委託料、設備保守点検委託料などの庁舎管理に要する委託料と、土地開発公社への公共用地買収事務委託料でございます。

107、108ページをお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料のうち電気自動車等借上料につきましては、電気自動車 2 台分のリース料でございます。

また、LED照明借上料につきましては、本庁舎の照明リース料でございます。

節15. 工事請負費につきましては、本庁舎、失礼しました、本庁舎や南別館などの改修、営繕工事費でございます。

節18. 備品購入費につきましては、公用車 3 台分の新車購入費などがございます。

次に、目の 8、契約検査費につきましては、契約事務に要した旅費、需用費のほか、本年度より稼働いたしております契約管理システムの導入委託経費でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

115ページ、116ページをお願いいたします。

中ほどより少し下の段でございます。

目の12、財政調整基金費につきましては、決算資料として別冊で、平成26年度決算認定資

料を提出させていただいています。

6 ページに、平成26年度末の基金残高に関する資料がございますので、こちらをごらんください。

まず、財政調整基金積立金につきましては、2億8,682万3,353円を積み立てており、平成26年度末の残高が、約19億8,000万円となっております。

次に、減債基金積立金につきましては721万4,980円を積み立てており、同じく年度末残高は約6億円となっております。

財政調整基金費といたしましては、2億9,403万8,333円を積み立てたものでございます。

目の13、公共施設整備基金費につきましては、1億5,055万9,508円を積み立てまして、平成26年度末の残高は、約24億円となっているところでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

少し飛びまして、119ページ、120ページをお願いいたします。

項の4、選挙費でございます。

目の1、選挙管理委員会費の主なものにつきまして申し上げます。

節1. 報酬につきましては、選挙管理委員4人の報酬でございます。

節2から節4までにつきましては、選挙管理委員会事務局職員2人分の人件費でございます。

続きまして、121ページ、122ページをお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、選挙の投開票管理システムのシステム等借上料が主なものでございます。

次に、目2. 選挙啓発費につきましては、節8の報償費、ポスターコンクール賞品代など、選挙啓発に要した経費が主なものでございます。

次に、節3. 市長選挙費につきましては、本年2月22日に執行いたしました鳥栖市長選挙に要した経費でございます。

主なものといたしましては、節1. 報酬につきましては、投票管理者等の報酬でございます。

節3. 職員手当等につきましては、投票事務開票事務に従事した職員の手当でございます。

節7. 賃金につきましては、臨時職員の賃金及び公費で負担しております選挙運動用自動車運転手の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、公費で負担しております選挙運動用自動車の燃料代、それから、選挙運動用ポスター作成経費などが主なものでございます。

節12. 役務費の通信運搬費につきましては、入場券の郵送料及び公費で負担しております選挙運動用はがき郵送代が主なものでございます。

節13. 委託料等の公営ポスター掲示場設置等委託料につきましては、市内159カ所の掲示板の管理、撤去のための委託料でございます。

また、選挙公報配布委託料につきましては、市内の全世帯への選挙公報配布のための委託料でございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、公営ポスター掲示場の掲示板のリース代、それから投票所の借上料、また、公費で負担しております選挙運動用自動車の借り上げ代が主なものでございます。

次に、その下でございます。

目4. 土地改良区総代選挙につきましては、平成26年4月30日執行予定で、結果無投票となりまして、土地改良区総代選挙の執行準備などに要した経費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。123、124ページでございます。

目の5、農業委員会委員選挙費につきましては、平成26年7月6日執行予定で、結果無投票となりまして、その執行準備に要した経費が主なものでございます。

次に、目の6、知事・県議会議員選挙費につきましては、県知事選挙が本年1月11日に執行されまして、それに伴いまして、県議会議員選挙だけとなり、本年4月10日執行予定で、結果無投票となりまして、その平成26年度の執行準備などに要した経費が主なものでございます。

次に、目7. 衆議院議員選挙費につきましては、平成26年12月14日に執行いたしました衆議院議員総選挙に要した経費でございます。

次のページ、125、126ページ、目の8、知事選挙費につきましては、本年1月11日に執行いたしました佐賀県知事選挙に要した経費でございます。

衆議院議員選挙費及び知事選挙につきましては、主な経費といたしましては、報酬、投票管理者等の報酬や、投開票事務に従事した職員の手当、それから入場券の郵送料、また、ポスター掲示場の設置等の委託料や、選挙公報の配布委託料等の経費を支出したところでございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、127、128ページの下段をお願いします。

項6. 監査委員費、目1. 監査委員費でございます。

このうち主なものは、127、128ページの節1. 報酬から、129、130ページの節4. 共済費

までにつきましては、監査委員2名分の報酬及び職員3名分の人件費でございます。

次に節9. 旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしまして、全国、西日本、九州、都市監査委員会等の定期総会や、研修会への出席に要した経費でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ちょっと飛びまして、205ページ、206ページをお願いいたします。

次に、款9. 消防費でございます。

目1. 総務管理費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、消防担当職員2人分の人件費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金が主なものでございます。

次に、目2. 非常備消防費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、団長、副団長以下消防団員の報酬でございます。

節8. 報償費につきましては、平成26年度に退団されました消防団員14人分の退職報償金及び消防団の訓練活動に対する報償金等でございます。

節11. 需用費のうち被服費につきましては、新入消防団員の消防活動服などでございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、公務災害補償組合負担金、それから、退職報償金負担金が主なものでございます。

次に、目3. 消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11. 需用費につきましては、各分団の消防格納庫、消防ポンプ車の維持管理に要する経費でございます。

次のページ、207ページ、208ページをお願いいたします。

節15. 工事請負費につきましては、旧第5分団本部格納庫の解体及び第3分団第2本部格納庫等、3カ所の公共下水道接続のための工事費でございます。

節18. 備品購入費につきましては、消防団第5分団本部の消防ポンプ自動車購入費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、消火栓の増設、維持補修のための消火栓増設等負担金といたしまして、上下水道局への負担金が主なものでございます。

次に、目4. 防災費の主なものについて申し上げます。

節12. 役務費の通信運搬費につきましては、コミュニティ無線システムの電波利用料などでございます。

節13. 委託料につきましては、気象の専門業者から気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料、それから、コミュニティ無線システム等の保守点検の業務委託料でございます。

節15. 工事請負費につきましては、第5分団の本部格納庫の解体に伴いまして、格納庫内に設置しておりましたコミュニティ無線の移設工事を行ったものでございます。

節18. 備品購入費につきましては、発電機や投光器など防災関係の資機材を購入したものでございます。

続きまして209ページ、210ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、コミュニティ無線を運用するための負担金、それから、自主防災組織への補助金、それから、歳入で申し上げましたけれども、コミュニティ事業補助金30万円につきましては、松原町区防災会が自治総合センターから補助の採択を受けまして、その防災設備の整備に要する経費の補助を行ったものでございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

ページを飛びますが、次に249ページ、250ページをお願いいたします。

款の12、公債費についてでございます。

公債費、28億5,873万1,060円につきましては、目の1、元金分が25億7,907万2,717円、目の2、利子分が2億7,965万8,343円となっております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になりますが、款13. 諸支出金、項1. 土地開発基金費、目1. 土地開発基金費、節28. 繰出金につきましては、土地開発基金利子相当額の繰出金でございます。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

次に、251ページ、252ページをお願いいたします。

款の14、予備費について申し上げます。

予備費につきましては、緊急の事態に対応するため4,240万4,000円を充用いたしたところでございます。

主なものといたしましては、衆議院議員の解散に伴う総選挙及び佐賀県知事選挙によるものでございます。

なお、残額が1,515万6,000円となったところです。

以上で、総務部関係の決算の主なものについての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

ここで、10分ほど休憩をいたします。

午前10時42分休憩



午前10時53分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

質疑を行います。

成富牧男委員

そしたら、私、質問は主要な施策の成果のほうで、主にそちらのほうでさせて、説明書のほうでさせていただきます。

まず、12ページ、市制60周年記念式典ですね。（発言する者あり）そうか、失礼いたしました。訂正いたします。

そしたらですね、74ページ。

74ページは消防団、消防費ですね。その中でお尋ねしたいことは、ここに、済みません、73ページのほうですね。

ごめんなさい、73ページ、72ページの、ところに活動内容なんかが入っています。

特に73ページの3の効果のところには、消防団の出動火災件数12件、そのうち建物火災が4件とありますが、この中で、できれば4件ぐらいですから、どことどことどことこの火災。

それとその火災として、カウントするというのは、実際そのぼやとかも含まれておるのか、いわゆる火災なのかちゅうことですね。

それと、その中で消防団が実際水を出したり、それから、中継したりとか、そういうやつはそのうちに、全てそうなのか、消防署が先に行ってそれをお手伝いしただけなのか、というのが、わかれば教えてください。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

建物火災原因につきまして、4件でございます。

これにつきましては、平成26年度におきましては、まず、商工団地内の西九リネンさんのところの建物火災が1件。それから、また、同じく商工団地等で森光商店さんですかね、こちらの建物火災が1件。それから、基里の姫方の神社ですかね、神社の建物火災が1件。それから、轟木町の三生って申しますけれども、そちらのほうの建物火災が1件でございます。

基本、12件のうち、ぼや、ごみ置場が燃えているとか、あと堤防、その他火災とかだったら畑とか堤防であったりとかいうことで、消防団員もう、まず、2人とか、3人とか、小人数になっているところがございます。

そういったところ以外の先ほどの4件につきましては、75人出動したり80人、87名出動したりですね、そういう大きなところにつきましては、当然、消防団員も本部、各分団の本部、それからその所管のところの分団ですかね、も出動いたしまして、そういう場合には消火活動にも従事しているところがございます。

それ以外の、ぼやとか、そういう部分については、消火栓のまでを使うケースもあれば、使っていないケースもあるかと思えます。

ちょっと、詳細まで、消火栓を使ったかどうかというのが、ちょっと把握できておりませんので申しわけございませんけれども、以上でございます。

成富牧男委員

今の話では、水出しを実際したか、中継をしたかっていうのはわからないということではないですか。全部わかれば。

それと、消防署との連携でやってるものがあるのかないのか。

古澤哲也総務課長補佐兼庶務防災係長

消防団の放水の件なんですけれども、基本的建物火災につきましては消防団も放水を行っております。

その他の林野火災、車両火災等々についてですね、基本的に消防署のほうが現着いたしまして、消防署のほうで対応をやっているような状況でございます。

建物火災に関しましては、私が現場で見ると限りでは、消防署との連携は、放水の連携は行っているような状況でございません。

消防団単独で、消防署の指揮のもと、放水活動に従事しているような状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございます。

消防署の指揮のもとということですよ。

それで、この中でですよ、例えば姫方神社で、あそこ結構焼けたんですよ。あその時には消防署も当然来てるんですよ。

だけど、別々、一緒になって行動することはなかったと、消防署の指揮のもとにはやったけれどもちゅう話ですよ。

それで、これまた、当初予算の時なんか、去年も言ったかなと思いますけど、要は、そういうふうに消防署とですよ、消防団と一緒に行動するとき、消火活動においてですね。

そういうときに、ふだんからの、いわゆる、今の話ではたまたま一緒に連携、連携ちゅうか、具体的に中継して注水したりちゅう、やつはなかったということですけど、具体的な火災防御訓練みたいなのを、するべきではないかと。

ほかのやつは結構してますよね、火災、いろいろ、なんとか訓練とかやってますけど、消防署の、消防長の指揮のもとにし、消火活動、火災防御活動やるわけですから、そういう意味では、私は、日ごろの訓練、年に1回か2回、火災予防運動期間中などを選んで、具体的な消火対象物を決めて、例えば、今結構マンションもありますから、そういうやつ含めてやるべきじゃないかと思うんですけど、そこんところについて。

今ではやっておられないんですよ、今お話によれば。どう思われますでしょうか。それだけ、聞いておきます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

火災での消火活動につきまして、成富議員御指摘のようにですね、消防署と消防団が連携して行っている状況の中では、その連携をよりスムーズにするために、日ごろから訓練をしておくべきではないかと、いう御質問であったかと思えます。

実際の現場は活動におきましては、当然、その現場を指揮する指揮者の指示のもとにですね、消防署、それから消防団が、消火活動に当たっているところでございます。

そういう指揮者の指示に従って、規律正しい行動なりをするためには、まずは、そういう指揮者等の指示に従って行動する訓練等を夏季訓練等で行ったり、また、そういう消火活動の機能向上のためには、消防操法大会等で訓練等行っております。

で、実際、県の消防操法大会とかあるときには、消防署から、その指導のために、実際の訓練活動、そういう消火活動の操法訓練の指導をいただいているところでございます。

実際、現場になりますと、やはり、それぞれの役割と申しますか、そういう指示の中で、消防署と消防団員が混在して消火活動に当たるのが、果たしてスムーズな消火活動になるのかというのも若干持っております、実際、与えられた役割の中でですね、円滑に消火活動ができるように、今後も消防署と消防団が連携がスムーズにいけるように、そういう指揮に対する活動、それから、操法の技術的な向上に、今後とも連携をしながら努めてまいりたい

と考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

前回と同じようなお答えいただきましたけど、私が言っているのは、操法大会じゃなくて、具体的な対象物、目標を設定した上での、実戦的なやつを言ってるんですよ。

そりゃ操法大会も、昔と違って実戦的に大分やられてるとは思いますけれども、やはり、全然規模は違いますけれども、原子力災害なんかにおいて、いわゆる訓練とか、そういうのはやっぱ実際に準じたような形でやっておられると思うんですよ。

そういう意味では、さらにスムーズにいくための、今さっき役割に従ってて言われましたけど、その役割を日ごろから確認してないと、私はだめだと思います。

それとあと一つ、訓練するのは一つは、例えば……、と思います。

消防団についてはあと1点だけ、委員長、質問します。消防についてか、ごめんなさい。その後ろのページのですね、74ページ。

いわゆる消防水利の件ですね、消防水利。

この消防水利について、例えば、いわゆるここにもちょっと書いてあります消火栓だけではなくて、ほかにも消防水利ちゅうのは自然水利なんかもあると思うんですよ。

そういう自然水利も一定の基準のもとに、指定をされてるとは思いますけれども、そういうやつの管理はどちらがやるんですか。消防署がやるんです、両方で管理されているんですか。例えば台帳とかね。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

消防水利につきましては、一つは消火栓でございます。もう一つは、防火水槽ですね。そのほか、小中学校のプール等を消防水利として活用しております。

消火栓については、負担金を払ってでございますけれども、日ごろの点検等につきましては、消防団と消防署のほうで、全部じゃないんですけれども、日ごろの点検に努めております。

防火水槽につきましては、消防団のほうで点検等なされておるところでございます。

小中学校のプール等につきましてははですね、施設の所管のほうで管理をされておりますので、そういった関係で、あります。

あと……

古澤哲也総務課長補佐兼庶務防災係長

消防水利で河川等の自然水利の御質問でございますけれども、市内で、河川等の自然水利を位置づけているところは今のところございません。

一定の水量、それに、給水の取り出しの関係もございまして、今ところは、位置づけはしていないところでございます。

成富牧男委員

今言われたように、自然水利をいわゆる消防水利として指定してるところは、ないというですよね。

ただ、地元、それぞれところでは、例えば、うちの近くのところもそうですけど、このぐらゐの幅の小川ですね、当然今言われたように水利、指定水利には、基準を満たさないですよ。ちょっと浅過ぎるから。

だけど、例えば区長とか、区の役員さんは、それを、これ、ここに板んあるのは、いざ火事があったときにせきとめるやつやもんねて言われるわけですよ。

そのところはどういうふうに、例えば消防団とか消防署には、どういう、水利じゃなくても準水利として、把握しておくべきだと思いますけど、そこんところはどげんふうに考えてありますか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

自然水利のところで、状況を把握しておくべきだという御質問であったかと思います。

申しわけございませんが、先ほども申し上げましたように自然水利については指定をしていないところでございまして、ケース・バイ・ケースでですね、活用できるような場合については、一刻を争う消火活動が必要であると思いますので、そういったときの対応については、今後、調査していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

はい、そういうことでいいと思います。

さっき言ったところですよ。地域は、ここも消防水利と思ってあるんです。ところが、こっちでは指定水利はないと。基準を満たしているのはないちゅう意味の水利はない。しかし、実際水利として地元は考えとると。

そういうずれもあると思いますので、そういうのを、例えば、それこそ総務課やったら囑託員会の場もありますので、そこら辺やっぱり整理した上で、どうするのか、位置づけるのかどうするのか、そういうのは考える必要が……。

そうしないと、一番肝心なときに混乱して、いやあすこ、ここん水せきとめてできろうがとかね、同じ消防団員同士でね、がちやがちやなる場合も大いに考えられますので、ぜひそういうところも含めてスムーズにいくように、今後していただきたいなと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいですか。

柴藤泰輔委員

先ほどの成富委員の、消防の関連で、この決算書の208ページですかね。

先ほど消火栓増設等負担金で、これ、説明書の74ページを見ますと、新設で10基、更新14基、修繕1基の費用としてと書いてありますけど、これ、今現在の消火栓は、市内全体で何基あるんでしょうか、そこを教えてください。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

平成26年度末です、消火栓につきましては、982基ございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

今後また、増設とかそういう要望とか出てると思うんですけど、どの、増設の、予定はあるんでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

消火栓につきましては、現状で充足しているという考え方は思っておりませんで、まだまだ、消火栓が設置が必要というふうに考えております。

本年度、平成27年度もですね、予算を計上いたしております、当然、更新とともに新設、大体新設につきましては、10カ所、程度を、毎年やっていきたいというふうに考えております。

ただ、更新につきましては、水道のほうの更新に合わせて更新する必要があるございますので、そちらのほうも、当然、更新していく必要があります。

ただ、新設につきましては、要望等踏まえまして、毎年新設について考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

もう1点、決算書の100ページなんですけど、節19. 負担金補助及び交付金の防犯協会補助金、391万4,000円の、これ内訳を教えてください。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

鳥栖市の防犯協会につきましては、各世帯からの会費、それから、市からの補助金等で運営をなされております。

そのトータルの中で、補助金を出しておりますので、この約390万円ほどの補助金の内訳

というのは、具体的にはないんですけれども、主に事業費といたしましては防犯灯の設置、が約360万円ほどかかっております。

それから、電気料の補助等が約180万円ほどかかっております。

その他、負担金とか団体活動補助金とかございますけれども、会費収入と合わせまして、その中で、補助を行っているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

それでは、何点かお尋ねしますが、まずですね、この審査意見書が出ておりますが、この中で14ページですね。

この、財政力指数等が書いてありますが、財政力指数は前年よりか0.2ポイント上回っておりますね。ただ、経常一般財源比率は下回っている。

ですから、その原因は何なのか、分析されているのどうか。それが1点です。

まずそれからいきましょう。

財政力指数は0.2ポイントふえている、その要因。それから、経常一般財源比率は落ちている。それは何が原因なのか。

古賀庸介財政課財政係長

財政力指数の上昇についてお答えいたします。

財政力指数は、単年度の指数を出して、出しまして過去3カ年の平均で算出をしております。

平成26年度についてが、ちょっと高くなりまして、0.94、940ということになっておりまして、この部分で財政力指数のほうが、平成26年度については御指摘のとおり上がっていることになっております。

3カ年の平均ですので、3年前の当然、単年度の指数が外れてきますので、低いときの指数が外れていきますので、ちょっと、ことしについては高くなっているというところはありませんけれども、構造としてありますが、理由といたしましては、平成26年度につきましては、交付税の中で地域の元気創造事業費の新設等の影響による増、それと臨時財政対策債償還費の増、それから、基準財政収入額については、税収の伸び等によりまして、今年度の単年の指数については上昇して、結果的に3カ年の平均である平成26年度の指数というのは、0.2ポイントほど上がっているということになっております。

以上でお答えとさせていただきます。

小柳秀和財政課長

経常収支比率については、主要施策の成果の説明書の、一番最後の104ページのところに

主な原因というふうに記載をさせていただいております。

歳入のほうで地方消費税交付金が増、配当割交付金が増、普通交付税、臨時財政対策債が減となっております、経常一般財源総額が減となっております。

また、歳出につきましては、公債費が減となっております、人件費、物件費、補助費等が増となりました。

経常経費充当一般財源額が、増となりまして、歳入が減少し歳出が増加したために、前年度0.6%ふえた、6%、6ポイント上回ったということになっております。

中村直人委員

原因についてはわかりました。

次に、市債の関係で若干、お尋ねをしますが、今、審査意見の中の31ページに、市債発行状況調というのが一般会計ありますけれども、ずっと見ていますと、特に、財務省の関係で、利率がもうばらばらなんですよね。0.3があったり、0.5があったり、0.8があったり、0.4があったり0.3があったり。

ばらばらなんですけれども、この借りる、借入先は財務省ですから同じ財務省ですけれども、借りるときの条件でですね、こういった利率が、この場合についてはこれだけだ、この場合についてはこれだけだという、決まりがあるのかどうなのか。これが1点。

さらに、特に学校給食の関係で、2億円から、平成25年度に2億2,620万円、平成26年度2億1,000万円程度ずっと借りておりますが、この償還期間は20年間ですけれども、この利率が0.8%と、物すごい高い。

ですから、こういったところのですね、借りるときに、必ずここから借りなくちゃいけないという決まりがあるのかどうなのか。

そういった点含めるとですね、かなりの利率なんです。公営競技収益金、これは佐賀県内で県、さらには競馬持っているところ、協定持っているところ、競輪もあるのか。そういったところが出て、積み立てをしているわけですよ。ここは0.15%なんです。

持っている金が、若干少ない、少ないからわかるんですけども、ある程度そういったところから借りたりですね、どうせ借りるなら、やはり利率の安いところから借りる。水道なんかもっと高いところあるわけですよ。

ですから、そういった面のやはり、地方は借りる金でも利率が少ないほう借りるというのがいいわけですので、そこら辺の基準ですね。

そういったものがどのようになってんのか、そこら辺の確認をしておきたいと思います。

古賀庸介財政課財政係長

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、あの利率についてでございますけれども、財政融資の利率についてですが、財政融資は財務省の長期の貸し付け預託金利利率が outcome、借り入れのひと月前の直近のですね、借り入れ利率がございまして、それによって決定をいたしております。

それで、利率がばらばらではないかという御指摘だったんですけれども、例えば、31ページの道路橋梁債においてなんですけれども、道路橋梁債においては、償還が15年、据え置き3年という形で決まっております、この部分については、あと、次の住宅債の公営住宅改善事業は10年でございますが、借り入れの実際の償還年数において、利率のほうが、償還年数が長ければその分資金拘束いたしますので、利率のほうが高くなっていくという傾向になっております。基本的に、財務省が発表する借り入れ金利利率のほうで決定をいたしております。

それと、借り入れの、借入先の考え方でございますけれども、財務省のほう、あるいは地方公共団体金融機構のほうと、いろいろちょっと利率がばらばらになっておりますが、基本的に財務省のほう、基本的に財務省とか地方公共団体金融機構のほう、旧政府系資金のほう、利率のほうっていうのは、安い利率で借り入れができるという形になっております。

それで、市債において、市債の種類においてもですね、道路債などは、基本的には、補助事業の部分については、財務省から借り入れをする。

それから、公営住宅事業についても基本的には補助事業でございますので、財務省からの借り入れということになっております。

それとあと、学校の、例えば中学校空調設備設置事業、小学校空調設備設置事業、こういったものについては、学校施設の補助が入ってない単独事業なりますので、地方公共団体金融機構が優先的に借り入れを、枠内ではございますが、借り入れをして、申し込みができるということになっております。

ということで、大体、起債のメニューによって借入先っていうのが、大体のメニューが決まっているということになっております。

以上でございます。

中村直人委員

今、わかるようでわからんやった説明だったんですが、期間が長いほど償還利率が高いんですね。

ですから、単純に考えると、長くて高いものやったら余計、支払いをしているという感じ、になるわけですね。安くて、短いものなら安いなら。

だから、償還年次計画というか、20年間のうちに、ことし2億幾らのうち幾ら償還するのか、その次は幾らかという年次計画によってずっと少なくなっていくでしょうけれども、最

初は高い利率で、支払いをせにゃいかんわけですね。ですから、逆に言うと長いほど安く、してくれと。そして、高く借りるほど安くしてくれと、余計借りるからと。わずかな金やったら少し高くてもいいけれども、逆に言うとそういう発想じゃないかなと、一般的に借りる人は。

というようになるのが本当やないかなと思うんやけれども、この場合は全く逆だと思うんで、そこら辺の考え方あるのかどうなのか。

小柳秀和財政課長

先ほど、毎月長期貸し付けの率を財務省のほうが出しているということで、お答えをさせていただきます。

基準となる部分とかが、国債とかの借り入れの話がありまして、短期だと、短期と長期で利率が変わったりすると。そのような、いろんな要因が含まれたところでの、利率に決定と、なるというところが一点でございます。

それとあと、それぞれの事業によって、耐用年数等が出てきますので、その耐用年数の関係上、償還期間を、例えば15年とか20年とか、そういう形で決めていくような協議をさせていただいて、利率が決まってくるという、そのようないろんな要因がございまして、現在、31ページに示しているような内容の借入条件となっているところです。

以上でございます。

中村直人委員

大枠わかりますけど、逆にですね、今度はこちらが、預金をしてるお金がありますね。その利率は、どのくらいになってますか。会計。

立石利治会計管理者兼出納室長

財政調整基金の預金利率ですけれども、0.025%から0.075%まででございます。以上です。

中村直人委員

借りるときは、1.8%とか、預金は0.025%から0.075%ですよ。0.1%にもいかない。物すごくギャップだと思うんですよ、これ。

だから、やっぱそういったところの税制の問題もあるかもしれないけれども、これ1点見るだけでも、このね、借りるのは物すごい利率で借りないかん、預けるのは安い金利で預けてると。

こういったバランスのなさというのはやっぱり改善しなくてはいけないと思いますので、今後、予算編成等も含めてですね、改善を求めておきたいと思います。

これは直接は関係ないんだけど、市税は若干この伸び、市税徴収伸びているだけ

ども、マイナンバー制度はここだから言うけど、マイナンバー制度になった場合の税収の徴収率というのは、上がると考えておるかどうか。

マイナンバー制度によって、財産がきちんと確立されていくわけだから、マイナンバー制度に移行した場合に、税収の徴収率は上がるのかどうかという検討をされたのか。

国松敏昭委員長

いや、要するに検討してるかどうか。

中村直人委員

市税関係はあなたのところやないけれども、マイナンバー制度はあなたのところだから、マイナンバー制度に移行した場合は、徴収率等は上がる可能性がありますかと聞いている。

国松敏昭委員長

マイナンバーは情報管理やけん、企画政策。

中村直人委員

今から、情報管理やろ。ああそうか。(発言する者あり)

財政課は考えてない。

小柳秀和財政課長

ありがたい御指摘をいただいたと思っております。

平成28年度の予算以降にマイナンバーの制度が、制度として入ってまいります。その辺を含めまして、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中村直人委員

制度上の問題は、企画政策部のほう、情報管理課でしよるけれども、財政は、潤うかどうかというには財政課がしないと、いろんな事業もできませんので、いかにして取り上げるかちゅうのを考えておるでしょうから。

その辺はきちんと、制度との絡みも含めてですね、どのような財政、財政上のバランスが取れるのかどうなのか。やっぱり検討する価値はあるだろうと、財政課としても。そう思いますので、言っておきたいと思えます。

あと、決算カードなどを見ながらしていかなくちゃならないと思うんですけども、今の状況では、こちらのほうが、時間が足りないので、これは、予算編成当時にまたこの決算カードを見て、予算について、この審査をするときにしたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

久保山日出男委員

決算書の96ページ、5ページ、6ページですね。

時間外手当でございます、約9,000万円。それと、給与等については2億6,500万円となっ

ておりますが、これまで鋭意努力されてきたと思いますが、ノー残業デー、あるいは、事前申告による超過勤務と言いますかね、なされてきていると思いますが、成果のあらわせる、直近の2年、3年ぐらいでいいですが、わかりますか。

成果があらわれてるのか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

時間外勤務手当につきましては、超過勤務でございますが、やはり職員の健康等考えた時に、適切なですね、勤務時間の管理という観点から、時間外勤務につきましても、適切な管理をここ数年行っているところでございます。

そういった関係で、金額といたしましては、大体でございますけれども、平成24年度が、一般会計でございますが、約1億2,500万円。平成25年度が9,600万円、平成26年度が約9,000万円ということで、若干ではございますけれども、下がっているところでございます。

一概にはですね、当然選挙等があれば、比較的やっぱり時間外がふえたり、記念式典であったり、大きなイベント等があれば当然、時間外がふえておりますけれども、そういうところを踏まえながらですね、適切な管理につきましては、各課のほうに協力をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

それではですね、極端に、確かに3,000万円弱、2カ年で減ってきておりますけれども、一人で随分超過勤務されてるということを多々聞きますけれども、その分について、臨時的に職員の配置を増減、その他の課との調整、それについては検討されているのか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

人員の配置につきましては、久保山議員御指摘のようにですね、やはり、時間外が恒常的に多い部署等もございます。

一例を申しますと、福祉部門におきますと、やはり制度改正とか、そういう部分がございますと、なかなか、その改正に伴いまして時間外がふえているのが実情でございます。

そうした中で職員を増員したり、また、嘱託職員を増員したりした実績がございます。

毎年度の人員配置につきましては、当然、採用等の中で、時間外等の多い部署、また、新規に取り組むような事業、そういうのを勘案しながら、職員の配置については、適正な配置に努めているところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

先ほどよりですね、健康を気づかっているということでもありますので、そこら辺は十分、人

事配置にも力を注いで、忙しいところばかりをつくるんじゃないなくて、管理職もある程度の超過勤務されているときには、中に入って、状況はどうなのかというのは、市民の方も、もう夕方行ったっちゃ話よるばっかじゃなかかと、そぎゃなこと聞きますから、やっぱその辺は、市民に対してのアピールじゃないけれども、やはり、きちんとできるような体制づくりに努めていただきたいと思います。

よろしく願いしときます。

成富牧男委員

先ほどの、市債の……

国松敏昭委員長

何ページ、どこでしょうか。

成富牧男委員

今から言います。意見書、鳥栖市監査委員の意見書の30ページ、31ページ。

先ほどちょっと中村委員が、議論されたところですけども、単純にですね、そういう市の負担を少なくするために、例えば、繰り上げとか借りかえとか、そういうのって、今はやらんのですかね。そういうのはないんですか。

基本的に、要は、鳥栖市の償還するに当たっての、何か基本方針みたいなものって、あるんでしょうか。

国松敏昭委員長

今の質問、誰。

古賀庸介財政課財政係長

成富議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの、繰上償還等の計画につきましてですが、今現在、そういった繰上償還の計画というのはございません。

以前は、平成二十年代の前半のほうでは、政府系資金、先ほど31ページで御説明をさせていただきました、財務省で、借入先が財務省であったり、地方公共団体金融機構、そこは国の制度的に一定期間、健全計画を市町村に出させまして、それで承認が得られれば繰上償還を認めるというような形で制度のほうがされておりました、そのときには、本市のほうでも、ちょっと今手元には実績はございませんが、償還、繰上償還を下水道事業等も含めてさせていただきます。

計画については先ほど申しましたとおり、具体的な計画というのは現在のところはございません。

なるべく、先ほど中村議員からの御質問ございましたように、なるべく低金利の率で借り

るようにということを心がけております。

以上です。

成富牧男委員

今は、私、はやらんのですかという言い方しましたが、やろうにもそういうのがないということですか、さっきの話では。繰り上げとか、それから借りかえとか。

古賀庸介財政課財政係長

成富議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、利率につきましては、そのとき、その当時は、利率5%以上の高利率の起債の残高が残っていましたが、現在においては3%以下という形になっておりますので、現在のところは、繰上償還に相当するような起債というのは、存しないというふうにちょっと、解しております。

以上です。

下田 寛委員

お尋ねしますが、主要成果の説明書の5ページの、職員研修についてですが、これってやっぱり民間との交流というのはできないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

民間との研修での交流というところについて、できないわけではございませんが、現在、鳥栖市においては行っておりません。

実際、民間について、以前は、ほかの自治体の例でいきますとシンクタンク系に研修に出したり、また、接遇関係でデパートとかですね、そういう部分に研修で出したりという事例はございます。

本市においても、そういう民間での研修等の考え方も研究はしてまいったところですが、現在は、研修計画の中で、職員に必要な能力についてまず、開発をしていくということで、基本、階層別等を含めて研修メニューを組んで、その中で、職員を実際に研修を行っているところでございます。

やはり、民間研修になりますとですね、短期では効果はあらわれないと思いますので、実際、長期の1年とか2年とか、そういう研修になろうかと思えますけれども、現時点では、民間研修については、実施する予定がないところが実情でございます。

以上でございます。

下田 寛委員

というのが、今自治体でも結構中途採用で民間の強力なというか、インパクトのある方を中途採用して、自治体のすごいエッセンスにしていきたいというようなところが、佐賀県内で

も、佐賀県なんか結構積極的にやろうとしてるのかなっていうのが感じてます。

そういった中で、鳥栖市において今後職員の数っていうのは、ふえていく傾向なんでしょうか、減っていく傾向なんでしょうか。

職員総数なんですけど。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

職員の定数については、以前は国主導のもとに職員の定員管理を行いなさいと、いうようなところで計画をつくっておりました。

ただ、現実問題といたしましては、教育分野であったり、福祉分野であったり、どうしても削減が目的というような、これまでの定員の適正化計画でございましたけれど、どうしてもやはり実情からいきますと、そういう福祉分野、教育分野については、削減するよりも、逆に増員をする必要があるということで、現在、現時点においてはそういう定員の適正化計画をつくりなさいという指導は、あつとりません。

ただ、つくったほうが望ましいというような、御助言はいただいております。

鳥栖市におきましては、今回、組織機構の見直し等も行いましたけれども、それぞれの事業の進捗の中で、必要な人員の配置を考えたいと思っております、何人までふやすとか何まで減らすとかいう計画は持ち合わせておりませんが、採用するに当たりまして、その都度その都度、来年度の事業等、また、職員の年齢構成等、そういうところを踏まえながら、職員の定数については、先ほども申し上げましたけれども、適切な人員配置になるように考えているところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

難しいところといいますか、全体の流れと、あとは職員の方々の生活も当然守っていかなければいけないわけで、そこのバランスは非常に難しいものがあるのは承知の上なんですけれども、恐らく今からはベテランの方々が退職されて、そこを新しい層がどんどん育っていく中で守っていかなければいけない、当然そういう傾向があると思います。

その中で、例えば、昨日大阪府が職員基本条例で、能力がないという方を首にしたと、解雇したという事例が、多分全国で初めてじゃないかなと思うんですけど、ありました。

これが、今後波及するかどうかわからないですけど、これ行政にとってみると、かなりインパクトのある事例じゃないかなと思います。

もしかしてこういったものも、一般的になってくるとするならば、これから自治体職員に求められる能力とか気概というものも、今以上に持ってもらわなければいけない状況になる

のかなというような、印象を受けました。

ぜひとも、これ意見なんですけれども、こういった研修非常に大切なんですけれども、ハウツーは大切なんです、それよりもやっぱ、自分がこの仕事を通して鳥栖市をどうしたいとか、こういう思いを持って仕事やってるんだっていうような人間になってもらわないと、やっぱり今後の自治体運営、結構厳しくなってくると思うんですよね。

その部分、ぜひとも強化をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

で、あともう一個。

不用額についてちょっとお伺いしたいんですけど、済みません、ちょっと基本的なところで、きょういただいた決算認定資料の一番最後、19ページか、選挙費のところちょっと聞きたいんですが、県議会議員選、19ページ。これに247万6,260円が不用額になったと。

これ、何すか、投票所入場券って何でしたっけ。お伺いしたいです。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

知事・県議選挙費の不用額、役務費でございます。

で、これは県議会議員選挙ですけれども、こちらにつきまして、告示が4月3日でございます。

平成27年度になるんですけれども、通常告示の前1週間程度で、告示日には入場券、選挙に行くときに、投票場に行くときに、確認する、はがきで各個人ごとに送っておりますけれども、その分でございますが、無投票等のおそれございましたので、入場券の発送を差し控えておまして、実際、無投票になりますと、投票することがありませんので、入場券を郵便です、はがきを送ることがございませんでしたので、247万円程度、執行しなかったということで、この分が不用額として上がったところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

では、選挙前に送ってくるはがきです、よね。

で、これ見方というか、結局は、判断がよかったというところだと思うんですけれども、もし投票者が出てきた、立候補者が出てきたら、混乱してしまうわけなんですよ。

その見きわめ、というのをどうされたのか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

鳥栖市におきましては、立候補の翌日から期日前投票がございまして、その期日前投票に間に合うように、実際には、告示日より前に、告示日あたりにはもう入場券が届くよ

うな形で郵送いたしております。

実際につきましては、立候補の届け出日以降に入場券を発送している自治体もございます。で、今回、仮に入場券の発送、投票になったとした場合には、仮に入場券がなくても期日前投票区につきましては、身分等の確認ができれば期日前投票は可能ですので、そういった対応をとるようになるかというふうに思っております。

以上でございます。

下田 寛委員

わかりました。

選挙が、大きな選挙続いて大変だったと思いますけど、お疲れ様です。

わかりました、ありがとうございます。

久保山博幸委員

自主防災についてお尋ねいたします。

ページ数で言うと、207、208。

防災費の中の210ページの、自主防災組織補助金でございますけれども、今の自主防災組織の現状について、まずはお尋ねいたします。

古澤哲也総務課長補佐兼庶務防災係長

現在ですね、自主防災組織につきましては45の町区のほうで結成をされているような状況でございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

45の組織が今ございますということですが、今現状どういうふうなその活動をされておりますでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

自主防災組織は、基本各町区のほうで組織をされておまして、非常に、活動も町区によってばらつきがございます。

積極的にされているところはですね、毎年防災訓練みたいなことを行ってしゃるところもございます。

そうした場合には、訓練に先立ちまして総務課の防災担当からの、ちょっと避難とかの、講話をもらったり、あと消防署での消火活動の消火器の使い方とかの訓練とか、そういう部分をしてあるところもございます。

ただ、活動については、そういう訓練をするときには、総務課のほうにもそういう参加要請とか、担当者の参加要請とかありますので、参加をいたしておりますけれども、実際、全

部が全部の組織が何らかの形で訓練をされているかという、そうでもないような状況でございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

私の地域でも自主防災組織立ち上がったばかりで、避難訓練とかを一度二度やってると思うんですけども、いろんな災害時ですね、特に水害、大きな水害とか、これについては、常日ごろから想定しとかんばいかんと思うんですけども、本気でその、じゃあ防災に備えようと考え出せばですよ、じゃ、土のうはどうしようか、土のう袋はどうするのか、その緊急時にですね。

で、いろんなその備品等、ヘルメット、懐中電灯、そんなの初め、いろいろな備品が、じゃあ本気で取り組もうとすれば、いろんな地元からのアイデアが出てきて、そういう要望も上がってくると思うんですよ、これから先。

それで、それ、将来を見通してその防災に対するその、市の考え方ですよ。

今ここで補助金が10万円て上がってますけれども、この金額についても、補助金の考え方もそれなりに考えていかんばいかんと思うんですけども、今現状どういうふうにご検討されるか、お尋ねいたします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

自主防災組織の補助金につきましては、立ち上がりの支援というような形で、今回1町区が、自主防災組織を設立されましたので、その1町区に対しまして10万円を支給いたしております。主な、その、世帯数に応じて金額等は異なりますけれども、最大で15万円ほど助成をするようにいたしております。

防災用品として、ヘルメットであったり、ハンドマイクだったり、消火器、それから、懐中電灯とか、非常用の食糧品、そういう部分の、最初に立ち上げたときの経費としてですね、その分を補助するような形にいたしております。

また、今後、先ほどコミュニティー助成事業の補助金を申し上げましたけれども、防災費関係でのコミュニティー助成事業もございます。

これにつきましては、最大で200万円ほど助成ができるような形になっておりまして、そういうコミュニティー助成事業も、各町区のほうで毎年、これについては募集がっておりますので、各町区のほうにも御案内を申し上げまして、そういう立ち上がりの支援を市の単独での補助、コミュニティー助成事業でそういう、発電機であったり、いろんな部分の整備をなされているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

まだ質問もあろうかと思いますが、ここでちょっと、5分ばかり早いですけど、暫時休憩をいたします。

午前11時54分休憩



午後1時8分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

午前中に引き続きまして、質疑を行いたいと思います。

成富牧男委員

はい、1点だけです。

これ、平成26年度決算における主要施策の成果の説明書のことですけれども、これは、編集されたのは財政課ということで、財政課にお尋ねをします。

これ、前年度までから見るとかなりスリムになってますよね。スリムに、薄くなってます。何十ページという、薄くなってるですね。

ただ一方で、よく見よったら、何か当初のやつとつき合わせやすいようになってますよね。

多分、そういう工夫もされたんだと思いますけど、何でそういうふうになったのかですね。

それについてちょっと。

小柳秀和財政課長

ただいま主要施策の成果の説明書についての御質問でございます。

まず、補正予算、当初予算を含め、補正予算の上程をさせていただく際に、主要事業説明書というものを予算書のほかにつけさせていただいております。

そのつけさせていただいている資料と、実際に事業をした後の成果の説明という部分を比較しやすいようにというところで、平成26年度の決算における、主要施策の成果の説明書について変更させていただいたところがございます。

以上でございます。

成富牧男委員

という、資料出したくないからということやないということとはわかりました。

それで、ということは、必要な資料を請求すれば今までどおりとれると、それも私なりに、私がそう思うということをおっしゃっています。

それとあわせて、要望になりますけど、今の様式、そういうふうに若干工夫されましたけれども、あわせてですね、第6次総合計画の基本計画と、の施策の体系とこれをリンクさせるような、などのイメージわかりますかね。

何とかのまちづくりちゅうたら、それにぶら下がるとるいろいろな施策を、主要な施策として入れて、入れ込むような。

そうすると、総合計画が具体的にどれぐらい、そこに挙げられた具体名の事業がどれだけ進んでるかっていうのがわかるようになると思いますので、ぜひ、来年度からでも、されることを希望しておきます。

以上です。希望です。

国松敏昭委員長

私のほうから2点ほど、御質問させていただきたいと思います。

1点目でございますが、鳥栖市の監査委員のほうから、鳥栖市歳入歳出決算及び運用状況審査意見書という中で67ページでございますが、結びということで、ちょうど真ん中付近でございますが、決算の結果云々ということで、これも前からの課題でございますが、国民健康保険の特別会計これが広域化に、将来的になっていくと。

本来は、ここで質問する場じゃないかと思いますが、財政的に見て、この約11億2,400万円の赤字についてどのように、お考えなのか。その辺の考えがあればお聞きしたい。

まず1点目よろしくお願ひします。

小柳秀和財政課長

鳥栖市歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、67ページ中段ほどに書かれています国民健康保険特別会計においては約11億2,400万円の赤字となっているという部分についての、財政的な、どう考えているかという御質問だというふうに理解をさせていただきまして、お答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険の特別会計につきましては、一般会計のほうから繰出金として平成21年度から毎年4,000万円程度、支出をさせていただいております。

平成19年までの累積が約10億円あったということで、そのような措置を行っているところでは。

一方で、平成30年4月に、この国民健康保険が広域化されるということが決定されておりますので、その状況を踏まえながら、財政的にどうなのかという部分を含めて考えていき

たいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

国松敏昭委員長

それで、当然、11億2,400万円、決して少ない数字じゃないと思いますので、その辺は、担当部署、また財政も含めて、どういう形で処理されるのかわかりませんが、時間が、広域化されるということが平成30年4月ということで、もう待ったなしで、時間的にはないと思いますので、その辺は十分配慮の上やっていただきたいというふうに思います。

もう1点でございますが、同じくその結びの、済みません、結びじゃなくて別紙のですね、平成26年の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の中の、監査委員のほうから出ている。

それで、先ほども委員からいろいろ、財政的な話もありましたが、私からは、3ページの審査の内容についてでございますが、健全化判断比率等の状況ということで、数字をここに、平成26年の決算年度における実質公債費比率が11.5%、将来負担比率が14.8%ということで数字をあらわされております。

確かに早期健全化基準、これは25%、それから将来負担が350%以内であれば、当然、それとはかけ離れた、いると思います。

しかし、いろんな財政、再生基準というか、これに、自治体なってるのは、有名になりました夕張ですね、夕張市あたりが財政再生基準において、国が直轄して、今監視してるという話も伺っております、大事な指標と思います。それで、実質公債費、この辺、どういうふうにとらえてあるのか。

その後、5ページ、それから将来的負担額等も気になるところでありますが、他市の状況も踏まえて、実質公債費は本市においてどのような位置づけ、また、どういうふうにつまみ込まれているのか、その辺の考え、もしくは思いを、お答えできればお答えいただきたいと思っております。

小柳秀和財政課長

今お示しいたきました3ページの実質公債比率につきましては、委員長のほうから御説明いただいたとおりでございます。

参考の資料といたしまして、平成26年度決算認定資料、こちらでございますが、5ページ、下から2段目のところに、実質公債比率ということで、平成21年から平成26年度までの、県内10市の指標の比較をさせていただいているところでございます。

各市におきまして、平成21年度から平成26年度比較しますと、指數的に下がってきておりまして、早期健全化基準等に該当しない自治体であるということが、ここでわかるものであ

ります。

今後、どのようにしていくかという部分での御質問、将来負担比率を含めてどのように考えているのかと、いう部分での御質問だというふうに理解をしておりますが、特に、監査委員からも御指摘をいただいておりますが、平成26年度鳥栖市歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書という部分の、69ページの下段のほうに、しかしながら以降のところに、今後は、鳥栖駅まちづくり基本構想の策定に基づく整備や、健康スポーツセンターの整備など——少し割愛させていただきますが——大きな事業が予想されているので、適切な、財政執行がなされることを期待するという部分に御意見をいただいておりますので、この部分も含めまして、財政運営について、調整をさせていただきながら、事業を進めることが必要だというふうに認識をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

国松敏昭委員長

これはなかなか、政策的な問題、立場上なかなか言いづらいつとあると思いますが、将来的にこの実質公債費も踏まえて将来負担比率、これどのように捉えるかということは、大事な主張だと思いますのでその辺も十分、議員にも説明できるような状況に、ちゅうか、そういうふうに、していただきたいなと思いますので、あえてここで意見として申し上げてきます。

じゃ、質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

国松敏昭委員長

以上で総務部関係の質疑は終了いたしました。

次に企画政策部関係の審査を行いますので、執行部の入れかえのため、暫時休憩をいたします。

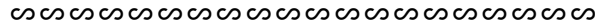
午後 1 時 20 分 休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時 25 分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。



企画政策部

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

国松敏昭委員長

これより、企画政策部関係の審査を行います。

それでは、議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博企画政策部長

改めまして、こんにちは。

委員会の審査に入ります前に一言御挨拶申し上げます。

本日、御審査を賜ります議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、企画政策部関連についてでございます。

まず、歳入について申し上げますけれども、総務使用料、総務費国庫補助金、総務費県委託金、基金繰入金、総務債等合わせまして、1億9,122万7,184円となっております。

歳出についてでございますけれども、総務管、総務管理費のうち広報費、情報管理費、企画費で3億7,534万2,960円、統計調査費、2,282万1,689円、都市計画費の都市計画総務費1億7,325万9,140円、合計いたしまして、5億7,142万3,789円となっております。

主な事業の概要でございますけれども、市報の発行に関する経費、情報システム及びマイナンバー導入に関する経費、市制施行60周年記念事業関連経費、九州重粒子線がん治療センター施設整備補助金、基幹統計に要する経費、都市計画、都市再生機構立替金償還金などとなっている状況でございます。

なお、翌年度繰越額の内訳でございますけれども、繰越明許費といたしまして、マイナンバー関連システム改修費2,951万4,000円及び鳥栖市版総合戦略策定事業費の1,000万円となっております。

以上、概要について申し上げますけれども、これから各担当課長より説明をさせていた

でございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

青木博美情報管理課長

それでは、平成26年度の決算について、企画政策部関係の主なものについて申し上げます。

お手元に配付しております、平成26年度鳥栖市歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、順次説明をいたします。

まず、57ページ、58ページをお願いいたします。

歳入について、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料中、2行目の情報センター使用料につきましては、民間事業者への情報システムのアウトソーシングに伴う土地建物の使用料収入でございます。

以上です。

藤川一博まちづくり推進課長

そしたら、次、ページは61ページ、62ページをお願いいたします。

中段よりちょっと下になりますが、目4. 土木手数料、節1. 都市計画手数料につきましては、諸証明手数料となっております。

用途地域証明の手数料となっております。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次に、65ページ、66ページをお願いいたします。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金2,441万1,000円のうち、1,288万1,000円が、社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修等に要する補助金でございます。

以上です。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、67、68ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金でございます。

下のほうでございます。

土地利用規制等対策費交付金でございますか、この分につきましては、国土利用計画法に基づく土地取引届け出事務及び遊休土地利用促進事務に対して、交付されているものでございます。

以上でございます。

申しわけございません。

続きまして、73ページ、74ページでございます。

款16. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節1. 総務管理費委託金、ちょうど中段ぐらいになります。

権限移譲交付金301万3,000円につきましては、パスポートの申請など県から移譲を受けた19事務の事務処理に対する委託金でございます。

大変失礼いたしました。

青木博美情報管理課長

続きまして、その下でございます。

同じく節1. 総務管理費委託金中、上から2行目の県広報紙配布委託金につきましては、県広報紙であります県民だよりの配布事務等に要する県委託金でございます。

以上です。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

国土利用計画法関連調査委託金につきましては、年に3回実施をしております無届け取引調査事務に対する委託金でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次に、同じページでございますが、節4. 統計調査費委託金につきましては、全国消費実態調査委託金を初めとした国の基幹統計関係、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

藤川一博まちづくり推進課長

次、77ページ、78ページお願いいたします。

一番下になります。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目5. 都市開発基金繰入金につきましては、新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計の繰入金でございます。

以上で、平成26……

青木博美情報管理課長

次に、83ページ、84ページをお願いします。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち情報管理課分を申し上げます。

総務雑入の上から9行目、10行目のホームページ広告収入及び市報広告収入につきましては、市のホームページのバナー広告及び市報広告掲載料でございます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その分の一番下ですけれども、平成25年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につき

ましては、1市3町で組織をいたします鳥栖地区広域市町村圏組合の運営に係る負担金の返還金でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次のページ、85、86ページをお願いします。

上から4行目の光熱水費雑入738万5,782円ではありますが、そのうち、鳥栖市情報センター光熱水費として551万6,156円を収入いたしております。

藤川一博まちづくり推進課長

87、88ページをお願いいたします。

一番下でございます。

都市計画図、白図の販売代金を報告しております。

以上で……。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

最後でございます。済みません。

89ページ、90ページをお願いいたします。

款22. 市債でございます。

下から2行目の分でございますけれども、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業1億円につきましては、施設整備補助に係る補助金の起債でございます。

以上が企画政策部の歳入でございます。

次に、歳出について順次申し上げます。

青木博美情報管理課長

次に、歳出について申し上げます。

101ページ、102ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目3. 広報費の主なものについて申し上げます。

節7. 賃金につきましては、記者室の嘱託職員の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、市報とすの印刷製本費が主なものとなっております。

節13. 委託料につきましては、ケーブルテレビはっぴとすビジョンのテレビ広報とすの放送経費が主なものとなっております。

続きまして、目4. 情報管理費の主なものにつきまして申し上げます。

節11. 需用費につきましては、情報センター光熱水費、情報関連機器の消耗品が主なものとなっております。

節12. 役務費につきましては、庁外施設のネットワークや、インターネット接続に要した

通信費でございます。

次に、103ページ、104ページをお願いします。

節13. 委託料につきましては、情報システムの改修委託料と住民基本台帳、税、国民健康保険等の基幹系システムの導入委託料が主なものでございます。

なお、このうち情報システムの改修委託料として、2,951万4,000円を平成27年度に繰り越しております。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、財務会計システム、文書管理システムなどの内部情報システム及び基幹系の業務システム、さらにはパソコン、プリンターなどの機器の借り上げ料などとなっております。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、県施設や県内市町等とを結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金が主なものでございます。

以上です。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、107ページ、108ページをお願いいたします。

目9. 企画費でございます。

その企画費の中で、節8. 報償費につきましては、平成26年5月24日に開催をいたしました鳥栖市制施行60周年記念式典の表彰者5名の方への記念品、それから、式典の記念品として作成をして配布をしております。

続きまして、節9. 旅費でございます。

旅費につきましては、東西連携関係、地方創生関係、国家戦略特区関係、職員の調査研究関連の旅費でございます。

続きまして、節11. 需用費でございますが、その中で印刷製本費につきましては、記念式典に係る案内状やしおりの印刷代、それからコピー代が主なものとなっているところでございます。

めくっていただきまして、109、110ページでございます。

節12. 役務費のうち通信運搬費につきましては、記念式典の案内状、それから、市民満足度調査の調査票の送付に係る郵送料でございます。

続きまして、節13. 委託料でございますが、市民満足度調査委託料は、平成27年度、今年度でございますけれども、後期基本計画策定のための基礎資料として活用するために実施したものでございます。

また、記念式典時における津川雅彦氏の基調講演を行うための講師派遣業務委託、それから会場設置運營業務委託、記録映像作成業務でございます。

また、3月補正によりまして、鳥栖市版総合戦略策定事業1,000万円を補正をさせていただいておりますが、そのまま繰越明許費とさせていただいたところでございます。

最後で、節19. 負担金補助及び交付金でございますが、そのうち、鳥栖地区広域市町村圏組合運営費等負担金につきましては、運営に係る経費をそれぞれ案分して支出をしているものでございます。

そして、がん先進医療治療費助成金につきましては、10名分の申請があったところでございます。

最後でございます。

九州重粒子線がん治療センター施設整備補助金につきましては、平成25年5月臨時議会におきまして議決いただきました債務負担行為に基づきまして、1億円を支出をしているところでございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

次に、127、128ページをお願いします。

項5. 統計調査費のうち、目1. 統計調査総務費の主なものでございますが、節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、広報統計係2名分の人件費でございます。

節9. 旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費や、統計書作成に係る経費などでございます。

次に、目2. 基幹統計費につきましては、節1. 報酬から節12. 役務費まで、全国消費実態調査及び経済センサス基礎調査、また、商業統計調査などの国の基幹統計調査に要した経費でございます。

以上です。

藤川一博まちづくり推進課長

続きまして195ページ、196ページをお願いいたします。

款8. 土木費、項4. 都市計画費、目1. 都市計画総務費のうち主に旧都市計画分のものを御説明いたします。

節1. 報酬につきましては、都市計画審議会委員の報酬として支出しております。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費、これら人件費に係るものにつきましては、旧都市計画課職員9名及び国道対策課職員5名、計14名分の額でございます。

続きまして、節9. 旅費でございます。

6万5,640円のうち旧都市計画分、課分は3万3,640円となっております。

続きまして、節11. 需用費でございます。177万4,454円のうち、85万8,852円が旧都市計

画課分となっております。

続きまして、ページが、197ページ、198ページお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料でございます。47万9,086円のうち、38万6,280円が旧都市計画分、課分となっております。

続きまして、19、負担金補助及び交付金につきましては、5,433万9,408円のうち606万5,608円が旧都市整備課分となっております。

なお、19、負担金補助及び交付金のうちの中の下から4段目、全国都市計画協会負担金、その下段、県都市計画協会負担金、その下、市街化区域設定調査負担金、これらが旧都市整備課分でございます。

続きまして、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、都市再生機構立替金の償還金となっております。

以上で、平成26年度決算報告、企画政策部の決算報告を終わります。

国松敏昭委員長

執行部の説明が、終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

主に、主要な施策の成果の説明書でお尋ねをしていきます。まず、11ページ。

11ページは、重粒子線がん治療センターの施設整備補助金についてですけれども、先ほども説明あったように、平成25年の臨時議会で議決されて、それに従って債務負担組んで、それに従った支出がなされておるものと思っておりますけれども、ちょっとまとめて聞きます、まず何年度まで支払いがあるのかと、それからあと、今の財団の財務状況ですね。

それと、市長が言われた、資金収集に努めてまいりますというふうに言われた、その資金収集は現在どのように、どれぐらい集められたのか。

まずそれを、質問をいたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

はい、お答えをさせていただきます。

債務負担行為につきましては、平成26年度1億円、平成27年度1億円、平成28年度1億円、平成29年度5,000万円ということで、債務負担行為は3億5,000万円でございます。ですので、平成29年度まで支出を予定をしているところでございます。

それから財務状況でございます。

財務状況につきましては、新聞報道等でも1.5倍の患者さんを集めているという報道もなされておりますけれども、平成25年度につきましては、単年度で見れば、収入が約11億円、そして、支出が約16億円ということで、マイナスの5億円ほどの赤字というふうになってお

ります。

今年度につきましては、当初の予定では4億6,800万円の赤字ということで、当初予算が立てられておりましたところ、決算ということで平成26年度の決算ということで申しますと、計上、収入といたしましては約23億円、そして、支出が22億2,000万円ということで、今年度は7,300万円の黒字というような状況でございます。

ただし、先ほど申しました約23億円の中には、うちの補助金の1億円なども含めまして、補助金が1億2,600万円、それから寄附金という形で3億8,000万円ということで、約5億円ですね、寄附なり補助なりを受けられてるということで、これがなかったら当然そのマイナス4億円というような状況、うちの1億円なくてもマイナスの状況というようなことでございます。

それから、資金収集ということで申し上げますが、資金収集につきましては、臨時議会後、これは3月の議会の委員会の中でもお話をさせていただいておりますけれども、臨時議会時に4,000万円の収集見込みということで立てさせていただいたうち、今、現在ですね、あと730万円ほどが残っているというようなことでございますので、3,300万円ほど収集をいたしたというような状況でございます。

ちなみにということで申し上げますと、以前からお話をしておりました佐賀県の市町村振興協会、全市全町入っておりますが、そこから平成26年度1,000万円。そして、久留米市から1,000万円というような補助をいただいておりますので、その分も含めまして、約3,300万円ほど、臨時議会以降収集がなされているというような状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

で、ですね、いろいろ働きかけられて3,300万円ちゆうことですがけれども、九電、事の発端は、私の理解では、九電がいろいろ、原発の停止とか、そういうこともあって、最初の計画どおりいかないということ。

だけど、今、だからといって、もう寄附をしませんよっていう状態にはなってないわけですよ。

で、新聞かれこれ、それこそ新聞記事読みますと、大幅黒字になると。原発再稼働するおかげで450億円やったですかね、の大幅黒字になるという、9月期決算までやったかな、半期の決算でなるというふうな数字も出てましたけれども、この、今まで、九電から入った分があるのか。

それと、今後、いや今入っとらんばってん、もう入れるて言いよんしゃつですよとか、確実ですよとか、そういうのはある、あるんでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

九州電力は総額40億円ということで、3,000万円がSPCの出資、それから39億7,000万円が寄附というふうなお約束というか、それを取締役会で決定をされているところでございます。

その3.11前に、これ公表されておられませんのですけれども、数億円、3億円弱の寄附はされたというふう聞いておりますが、その後はですね、寄附はされていないというふうにお聞きをしております。

ただ、この寄附自体を取りやめにするというふうなことは言われておりませんので、入ってくるものというふう考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい、はい。（「今からが大事なところですけどね」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

それでですね、最初理由を言われたのは、提案の時、スムーズな立ち上げと安定的な運営、安定的な治療に資することができるようにということだったと思うんですけど、このことはもう達成できたんですかね、今言ったような理由は。この4億5,000万円を入れることですね。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

我々は施設整備補助金ということで、装置が分割払いをされておりますので、その一助になればということで、施設整備補助金という形で支出をさせていただいております。

まだ施設、装置の支払い等は続いておりますので、ちょうど平成29年度まで合致するような形にはなっておりますので、一定寄与はできているものと思っておりますし、メディア等に取り上げられることですね、その、患者数は伸びているというふう考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

それですよ、市長が臨時議会で言われた、自分が資金収集することによって、今後も引き続き資金収集に努め、市の負担の減少につながるよう努力してまいりたいと考えておりますと答弁されてます。答弁されてますけど、どげんなんですか。

今言われた3,300万円っちゃうのは、うちに入るんですか。

うちに入るんじゃないでしょう、そしたらこれは減少につながるよっていうのは、どうしたら減少につながるの。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

先ほど申しましたように、収集見込みが4,000万円ということですので、立てておりまして、そこにあと約700万円ほど足りないということですのでございますので、その700万円を集めた後が、うちの補助金の減少につながっていく部分になります。

成富牧男委員

そしたらその、んなら今いいですよ、4,000万円以降の金は、うちに入るんですか。減少するためにはうちに入らんと。

そこんところ。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

収集をして、財団へ寄附をしていただくような形で、そういう活動することで、我々の補助金の分が、を減少、相殺をしていくというような考え方でございます。

成富牧男委員

ということは、どっちが早いからちゅう話になるんでしょうけど、平成29年度よりも前に、なるべくその4,000万円を超えて集めてもらわんと、もうそのまま4億5,000万円、ああ、時既に遅しと。集めるつもりはあったとばってんねで終わるちゅうことですか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃる通りでございます。

国松敏昭委員長

ちょっと、成富委員。

私からちょっと、まずね、今、成富議員から、がん施設の、サガハイマットのね、財政状況とか今尋ねてありますが、そういう資料はきちっと、委員会として出せるような資料としてあるんですか。それとも、もしくは、今の、口頭だけで話しかできないのか。

ちょっと私から再確認の意味で。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

財団の経営状況、財務状況、当然理事ですので、うちのほうには資料ございますけれども、財団のほうが主体でございまして、以前、委員会の中でもお答えをさせていただいておりますが、あそこ今の現段階におきましては、財団のですね、窓口で公開をしているというような状況でございまして、それを委員会のほうにっていうふうなこと、形はですね、今、我々も、県議会のほうでもそういう資料を求められているというような状況と聞き及んでおりまして、そこを今、県、財団と県の中で協議をされているというふうにお聞きをしているところでございます。

ですので、今この、この今の段階でちょっとお答えができかねるような状況でございます。

以上です。

園木一博企画政策部長

今次長申し上げましたように、県議会でも資料請求という申し出等も含めて、今財団と県の担当部署とでどういった形の公表が可能なのかを含めてですね、協議をいただいている現状でございますので、その結果に準じた形で本市のほうも対応とらせていただきたいというふうに考えているところです。

成富牧男委員

はい、質問続けます。

それであればですよ、また、橋本市長にはぜひ言っていただきたいと思いますんですが、また軽々しく言ったと後から言われぬようにですね、このさっき言った、今後も引き続き資金収集に努め、市の負担の減少につながるよう努力してまいる、努力したけどできなかったっていうことでは、それこそ何かいあんた、うそつくとなみみたいな感じになりますのでね、ぜひ、4,000万円を早く超えるような、資金収集をしてもらわんといかんなど、それが一つですね。

もう一つは、やはり私は、何回言っても、どう考えても解せんのは、財団の、大家であるところのSPC、SPC何やったですかね、何、日本語で言うたら。(発言する者あり)建物、特定建物、「特定目的会社」と呼ぶ者あり)特定目的会社、建屋のいわゆる家主ですよ、財団の。

財団の家主とSPCの役員っちゅうのが、例えばもう法人でいうなら九電、九電工、久光、少なくともこうダブってるんですよ。

そら別法人でしょうけれども、別法人でしょうけれども、それこそ、役所とは違ったところの融通が効くはずですから、むしろその、義務はないでしょうけど、SPCがですよ、年間3億1,000万円やったですかね、家賃ばもらう。そしてこれも平成28年度で、3年ごとだから更新して、上がるか下がるかわかりませんが。

やっぱり、そういうときにですよ、その家賃の更新のときでもいいですよ。ちょっと財団がやおいかんなら、もうどっちみち親戚のようなもんやけんちゅうことで、やっぱりあの、議論を少しでも、市長は評議員としておられる、市長が評議員、理事会。理事会には副市長が入っておられるわけですから、そこが決定権を持つのであれば、そこでですね、少なくとも意見を上げるとかですよ、同じ、同じところで、こっち、財団は四苦八苦しよるとにこっちはのうのと、のうのとちは言われん、その20年間の固定資産の減免とかですよ、それから7億5,000万円の借地の無料とかですよ、そして、しかも3億1,000万円ずっと入ってくると。財団が苦しみよろうが、さっきのごとまだ安定的なその経営をしよらんめえが、してなくても、3億1,000万円、3億1,000万円、年間入ってくるわけですね。そういうことでい

いのかと。

やはりあの、鳥栖市としてもですよ、理事におられるわけですから、やはり物申すぐらいのお願いしたら、中身としてはお願いでもいいやないですか。

さらに言うならば、この資金調達、こんないいかげんな資金調達を企画したのも、SPCですよね。もうこれは、前、答弁いただいていますから。

だから、そういうことも考えればですよ、もう本来からいうと、この28、29のお金は入れんでも、そちらのほうから、SPCから、むしろSPCが、直接的にはSPCが逆に財団に寄附をするとか、それは、別に法的に間違っていないでしょうからね、できんことやないでしょうから、そういうことも含めて、何かこう、市長なり、それから、一つは県がもう少しその気になってもらわんといけませんけど、県、それから、直接的には理事である副市長ですよ。市、県の関係者がやっぱり少し強く言わんといかんのやないかなと。

あわよくばもう28、29は出さんでいいと、1億5,000万円は。それぐらいの勢いが、そうしないと、そういうことも含めてですね、さっき言った、努力してまいります、市の負担の減少につながるようしていただきたいんですよ。ということです。

以上です。

下田 寛委員

説明書のほうの、広報活動の件なんですけれど、ホームページのところ聞きたいんですが、これ以前ちょっとお伺いしたところあったんですけど、実際今、市の公式ホームページ閲覧者数もだいぶふえているというところで、大体市内の方が何人ぐらい見ていらっしゃるのかっていうのはわかりますか。

青木博美情報管理課長

ホームページの閲覧は、一応ソフトにより地域ごとである程度分類はできますけれども、その地域ごとってというのが、結局、プロバイダーの発信元ということで出ておりますので、正確な、鳥栖市民はこれだけというところはちょっとつかめない状況です。

例えば、福岡とかこの近辺はトータルしてどれぐらいと、とか、本州とか向こうはどれぐらいという大まかな把握はできますけれども、鳥栖市からどれだけの閲覧があるかという正確な把握は、ちょっとシステム上できないような状況です。

下田 寛委員

前もそういったお答えだったと思うんですけど、大体ざっくり等出してもらった件数として、たしか鳥栖市エリアあたりで考えたら20万件ぐらいだった、当時試算してもらってですね、だったと思います。

ということは、それで東京、大阪などの首都圏の人がかなりの数見ていらっしゃるという

ようなデータが当時出てたと思います。

で、そこで何を見てるのかなっていうのを考えると、恐らくサガン鳥栖なのかなと思うんですよね。サガン鳥栖とアウトレット。

もう、それが、どこのページが見られているのかっていうところを出すことはできないんですか。

国松敏昭委員長

はい、手を挙げてやってください。

熊田吉孝情報管理課広報統計係長

ホームページのページごとの閲覧者数の分析なんですけれども、各ページごとの閲覧の分析は可能かと思いますが、ちょっと済みません、今のところその分析を現在、行っておりませんでしたので、今後調べて、そこら辺の検討していきたいと思います。

どこ、どこを一番皆さんが関心を持って見ていただいているのかっていうところについては、担当として、当然知っておくべきことだと思いますので、できると思います。

園木一博企画政策部長

実際のホームページの現状で申し上げますと、ページの左隅ですかね、検索されたページの中で、関連項目で、よく見られているページとか、ページランキングを表示している状況でございますので、基本的に、たしかページごとの、アクセスビューのカウンターのとり方はできるかと思いますが、そこを分析・整理をして、一定の資料として整理するにはちょっとお時間いただく必要があるのかなというふうには考えてます。

結果的には、その結果としてあそこに、よく見られているページという形で表示をしている仕掛けになっておりますので、そこはちょっと管理会社のほうと、どういった資料が現実的に可能なかというのはちょっと検討した上で、提供できるものについては、どっかの形では公にしていきたいなというふうには思っています。

下田 寛委員

多分、その分析ができると、恐らく今後の観光とかにもかなり戦略的なものになるんじゃないかなと思っています。

恐らく平成22年3年からふえてるイメージがありますけど、多分サガン鳥栖がJ1に上がったぐらいから増えてきているのかなあというような印象も持ちますんで、その辺をぜひ、分析していただきたいなと思います。

であと、ここにはまだフェイスブックは入ってないんですかね。

青木博美情報管理課長

今回、この分にはちょっと掲載しておりませんでした。

資料としては、つくっておりますけれども。

下田 寛委員

フェイスブックは平成26年から始めたんでしたっけ。

青木博美情報管理課長

平成26年からです。

下田 寛委員

恐らくそこも、いいねの数とか調べてみると何か傾向が出てきたりするのかなと思いますんで、何かしてもらったほうが、今後の戦略なるんじゃないかなと思います。

あわせて、広告収入なんですけれど、これも鳥栖市であれば、鳥栖市に限定しないでもっとちょっと広くやると、もっと来るんじゃないかなっていう気がするんですけれど、あんま関係ないすかね。

青木博美情報管理課長

広告主につきましては、市街の業者さんも区別なく入れております。

下田 寛委員

わかりました。今の点ぜひよろしくお願いします。

引き続きよろしいでしょうか。

12ページの、60周年記念式典、非常に盛大に行われて、心に残るものになったなというふうに思っていますが、一点。

講演で津川雅彦さん来られたじゃないですか。とてもいい講演だったとは思ってるんです。

ただ、少し政治的な批判をする部分があったので、その部分というのは、もう少し考慮ができなかったのかなというふうに思ってますが、その点何かありますか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、その一番初めにですね、その式典の日程を先に決めさせていただいた関係から、その日程調整を行う中で、また、著名人の講師の方ってというようなことで考えていったときに、日本の文化と伝統のすばらしさを知るというようなことを、津川雅彦さんがおっしゃっていたということもあって、それと、教科日本語というのを導入しようというような時期だったということもありまして、それと、あと日程調整の関係も含めた上で、最終的に津川さんってというような決定をさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

下田 寛委員

いろんな経緯があったと思います。

で、こういう著名な方に来てもらった点に関しては、60周年としてよかったのかなと思う

んですけれど、1点だけ、さっきも申し上げましたが、政治的に込み入ったこと言った部分がありましたので、その辺を講師ともう少し打ち合わせをしていただけたほうがよかったのかなと思いますね。

よろしくお願いします。

国松敏昭委員長

ちょっと、質問、質問がある、質疑がまだあると思いますが、ちょっとトイレ休憩のために10分休憩します。

午後 2 時10分休憩



午後 2 時18分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

質疑を続行いたします。

御質問のある方、どうぞ。

久保山日出男委員

成果資料の説明のほうの10ページをお願いします。

主要施策の成果の説明書10ページです、はい。

これで、患者さんの助成金、限度額の20万円でございますが、大体ほぼ10人全員に、約20万円いってるなというのがわかりますが、この重粒子線、陽子線、9名、1名ということでございますが、その中でがんの部位っていいですか、内容的なもんがおわかりでしょうか。それと、もう完治されたのかとか。

わかる部分があれば、お願いしたいと思いますが。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

部位の特定までしたような資料は求めていないんです、実はですね。

ただ、治療したという実績をもって、うちのほうはお支払いをしているんですけれども、この中で、男性・女性でいきますと、この陽子線の方が、女性の方でございました。重粒子線の方が男性9名でございました。

お話、聞き取りをさせていただいている中では、男性はほぼ前立腺がんというふうにお聞

きをしております。

女性の方については、ちょっとそこまで私も、女性、どこっていうのはお聞きできませんでした。

亡くなられたというふうには聞いておりませんので、また御存命中だというふうにご考えております。

久保山日出男委員

申請するときですよ、ある程度上がってくるんじゃないんですか、病名ていいですか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

申請の際にはですね、どういう治療を行ったかっていうものを求めておりまして、要は重粒子線治療の314万円の領収書を添付していただくようにしておりまして、その中にはどこの治療したというところまでは記載はされていないというような状況です。

久保山日出男委員

はい、結構です。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

成富牧男委員

そしたら、2点お尋ねします。

1点は、今の関連で、実績ですね。

重粒子線がん治療施設を使かった人、治癒とかなんとか関係なくですね、直近の、何か資料で、例えば全患者数が幾らで、そのうち佐賀県が幾らで、そのうち鳥栖市が幾ら。そんな感じでいいです。それが一つ。

すつともう一つは、さっき下田議員から出た、60周年の記念講演ですね。

私、まずは記念講演と銘打った、記念講演とは何ぞやというところを、本当はいろいろ聞きたいんですけども、それはやめにします。

ただ、あれはたしか、記念講演ちゅうとやっぱり、鳥栖市の意向がきちっと入ったような形になつとかないかんと思うんですよね。

それを多分、もうそういうのも含めて下田議員言われたと思うんですけど、あと、そげん、聞きたいのは、うやむやにしないで、あれをどう評価されたのか。

ちょっと気になったのは、あれは、多分市報にも載らなかったでしょう。市報にも載らなかったですよ、あの人の、こういうことをしゃべられてたとかいうのは。(発言する者あり) 載られた。

だから、そこら辺にも何かしもたなちゅうような感じんとんあらわれとるのかなと思いま

すけど、市報に載りましたか。載ったならちゃんと載ったですよって。中身としてですよ、概要とか。

普通やったら、講演、基調講演とか言ったらですね、載せるんじゃないかなとも思いますので、ちょっとどういうふうに評価されたのか、一言聞いておきたいと思います。

以上2点です。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、後段のほうからですが、市報には講演を行ったというぐらい、60周年記念式典の全体像を市報のほうには載せさせていただいておりますので、その基調講演の中身までは載せてはおりません。

それから、アンケートなどもとっておりませんが、おおむねよかったというような、知り合いの方に聞いたところでは、おおむねよかったというようなことを聞いたところがございます。

それから、前段の治療の関係でございますけれども、今、8月31日までの状況で、総数が910名の方が治療が済んだ、もしくは治療中の方が910名いらっしゃいます。

そのうち福岡が50%の454人、佐賀が157人の17%というようなことでございます。

そのうち、鳥栖市民ということでは、我々、これを住所地別にはちょっと分けてないんですが、治療の助成を、うちのほうが助成をされた方がイコール、イコールだというふうになっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

私から。

198ページ。2点ほどあの、この中身について、どういうふうに、なもののか。

198ページの、負担金補助金及び交付金の備考欄にあります、下から二つ目の、市街化区域設定調査負担金584万8,308円、まず、これを、ちょっとどういうものか、ちゅうことでお聞きしたいんです、まずは。

藤川博一まちづくり推進課長

この調査につきましては、県が行っているものでございます。

佐賀県の都市計画マスタープランをつくる際に、鳥栖基山計画、都市計画区域の部分にしまして、県の負担分、それと基山町さんの負担分、それと我々鳥栖市の負担分ということで、584万8,308円、これをお支払いしたということでございます。

国松敏昭委員長

したら、鳥栖の負担分がこの金額ですか。全体が幾らか知らんけど。

藤川博一まちづくり推進課長

全体事業費が1,530万3,600円です。

2分の1を市町負担ということになっておりまして、このうち半分が鳥栖市と基山町の負担です。

市の負担が、先ほど申しあげました、584万8,308円で、基山町さんの負担分が108万3,492円ということになっております。

これは、鳥栖市と基山町の方は面積での案分で積算されております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

そしたら、将来的にマスタープランですから、生かされてくると思うんですが、その辺の、要するに、調査をして、どういうふうな形で、この中身について利用されるのか、その辺を。

何のためのなのかという、基本的なこと。

藤川博一まちづくり推進課長

これは都市計画区域内の見直しに資するためのものがございますけれども、現在行われているのは、鳥栖市とか基山町の現状分析、それと、都市計画区域内の整備、あるいは開発とか保全の方針といったものを決めることになってます。

それと、いわゆる線引きといいますけれども、区域区分の定期的な見直し、これはおおむね5年ごとに、はい、行われております。

それに合わせて、用途地域、これらの見直し、現状にあわせたような見直しの検討もしていくことになっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

それで、用途地域ちゅうのは、もうあくまでも、そういうそしたら、こういう5年ごとの、県とかタイアップしながらしか、独自でやるちゅうことはないわけですかね。

例えば用途地域やいろんな形で今、都市開発、民間がしたりいろいろしてるじゃないですか。

将来的に、本当に用途地域がどうなのか、ちょっと決算とは少し離れた面があると思いますが、その辺がお答えできたら教えてください。

藤川博一まちづくり推進課長

あります。

国松敏昭委員長

了解、了解。はい、はい。

もう1点でございますが、そのすぐ下の、同じ198ページ、償還金利子及び割引料で、都市再生機構の立替金償還金、9,733万1,088円ということここに、出してありますが、これ弥生が丘の都市開発に伴う地域公団の返還金と思いますが、今どういう状況か、わかれば教えてください。

藤川博一まちづくり推進課長

この都市再生機構立替金償還金につきましては、立てかえていただいた金額が14億5,120万円でございます。

本年度の内訳につきましては、元金分として8,947万4,334円。

利子分として、785万6,750円でございます。

一応償還、最終の償還年度は、平成33年度までの20年償還ということとなっております。

現在までの累計の償還額につきましては、平成26年度末で元金が11億3,934万1,186円、利子が4億6,550万8,485円でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

それで、これは、総務のほうにも質問されたかと思いますが、利率は幾らですかね。

藤川博一まちづくり推進課長

当初、ちょっと若干変わっておりまして、平成4年分に、平成4年に施工した分は、利率が4.7%でした。

で、平成10年施工分から1.1%というふうに、ちょっと、金利が違っております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

現在は、どういうふうに推移しとるわけ。わかる。そのまま。

藤川博一まちづくり推進課長

1.1%です。

久保山日出男委員

今のに関連してですが、償還の、ほら年次計画あるでしょうが、いろいろな。土地改良もあります。そういうふうで、一覧表ありますか。

あったら資料で出していただければ、みんなわかるんじゃないかなと思いますが。せっかく委員長が言いよりますから。

いや、もう終わるところでいいですよ。

国松敏昭委員

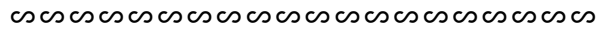
それで今、久保山委員から関連して質問いただきましたが、そういう償還状況、とかそういう一覧表出せますか。

そしたら提出をよろしくお願いします。

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



国松敏昭委員

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時32分散会

平成 27 年 10 月 2 日 (金)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

教育 長	天野 昌明	生涯学習課長	佐藤 敦美
教育次 長	江寄 充伸	生涯学習課参事	成富 俊夫
教育総務課総務係長	原 祥雄	生涯学習課生涯学習推進係長	高松 隆次
学校教育課長	柴田 昌範	生涯学習課文化財係長	久山 高史
学校教育課参事	佐々木 英利	生涯学習課図書係長	栗山 英規
学校教育課長補佐	豊増 秀文		
学校教育課主幹	中島 達也		
学校教育課学校教育係長	有馬 秀雄		

4 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江下 剛

5 審査日程

議案審査（教育委員会）

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開議

国松敏昭委員長

これより本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

国松敏昭委員長

最初に、視察の希望がないようであれば、10月5日、月曜日になりますかね、10時から総括、採決となることになりますが、それでよろしいでしょうか。特別に、視察は。

いいですかね。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

はい。したら、そのように、10月5日は総括、採決ということでさせていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

教育委員会

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

国松敏昭委員長

本日は教育委員会関係の審査を行います。

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

天野昌明教育長

おはようございます。

教育委員会事務局関係の平成26年度の決算認定の審査をお願いするにあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本年7月の機構改革に伴い、教育委員会事務局組織につきましては5課から3課に変更になりましたが、審査につきましても関係する3課分のみをお願いするものでございます。

関係する予算科目といたしましては、歳入の主なものとしまして、教育使用料、国及び県

補助金、教育債等になっております。

また、歳出につきましては、教育総務費、小学校費、中学校費及び文化芸術振興、文化振興課分を除く、社会教育に関するものでございます。

主な事業につきましては、学校給食、給食センター建設工事費及びその関連事業費、小・中学校普通教室棟の空調設備設置に関する事業費、小学校パントリー改修工事、また、中学校への電子黒板導入費などがございます。

以上、概要を申し上げましたけれども、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、忌憚のない御意見、また御審議を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶いたします。よろしく願いいたします。

以上です。

国松敏昭委員長

はい、続いて、どうぞ。

柴田昌範学校教育課長

歳入につきまして、まず学校教育課から御説明いたします。

鳥栖市歳入歳出決算書の57、58ページをお願いいたします。

款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目3. 教育費負担金、節1. 小学校費負担金と節2. 中学校費負担金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金で、小・中学校ともに児童生徒1人当たり460円の負担金を保護者からいただいております。

以上です。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、65、66ページをお願いいたします。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目4. 教育費国庫補助金、節2. 小学校費国庫補助金のうち、下から2行目でございますが、学校施設環境改善交付金につきましては、学校給食センター建設に伴う補助金でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして、節4. 社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、一般開発に伴う市内の埋蔵文化財の確認調査に伴う補助金でございます。国から事業費の2分の1の補助を受けております。

その下、施設等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金として、国から事業費の5分の4の補助を受けたものでございます。

柴田昌範学校教育課長

67、68ページをお願いいたします。

項3. 委託金、目4. 教育費委託金、節1. 教育総務費委託金は、教育開発委託金です。

これは小中一貫校における多様な教育システムの調査研究事業委託料として、文部科学省に申請をして交付を受けたものでございます。

続きまして71ページ、72ページをお開きください。

一番下になりますけれども、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目7. 教育費県補助金、節1. 教育総務費県補助金は、スクールカウンセラー事業補助金となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

それでは73ページをお願いいたします。

節4. 社会教育費県補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内の文化財の確認調査に伴う県からの事業費18%の補助でございます。

その下で、放課後子どもプラン推進事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業について、それぞれ県から事業費の3分の2の補助を受けたものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う県からの事業費7%の補助金でございます。

以上です。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、77ページ、78ページをお願いいたします。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 教育費寄附金、節1. 教育総務費寄附金のうち、育英資金貸付基金寄附金につきましては、本町1丁目でございます、任意団体でございますけれども、なんばしよっ会という会様からの寄附でございます。

また、その下の交通遺児寄附金につきましては、ブリヂストン労組久留米支部鳥栖分会様からの、交通遺児に対する寄附でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

それでは、81ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う文化財、埋蔵文化財発掘調査を委託したものでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

89ページ、90ページお願いいたします。

中段のところでございますけれども、項6．雑入、目4．雑入、節4．雑入のうち、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校から、光熱水費に係る費用を負担金としていただいているものでございます。

以上です。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

款22．市債、項1．市債、目4．教育債、節1．小学校債につきましては、学校給食センターの建設に対する借り入れ及び各小学校の普通教室に設置いたしました空調設備に対する借入金でございます。

また、その次の節2．中学校債につきましては、各中学校の普通教室に設置いたしました空調設備に対する借入金でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出のほうの説明に移らせていただきます。

決算書の209ページ、210ページをお願いいたします。

款10．教育費、項1．教育総務費、目1．教育委員会費のうち、主なものを申し上げます。

節1．報酬につきましては、教育委員4名分の報酬でございます。

次に、同じページ、目2でございます。教育、総務事務局費の主なものを申し上げます。

節2．給料から節4の共済費までにつきましては、教育長、教育部長ほか、教育総務課職員の人件費でございます。

節5．災害補償費につきましては、学校用務嘱託職員1名分の公務災害に伴う補償費でございます。

節7．賃金につきましては、小・中学校の学校用務、学校事務補助及び小学校給食関係の嘱託職員及び臨時職員、延べ128名分の賃金でございます。

飛びまして、一番下でございますが、節13．委託料のうち、警備委託料につきましては、小・中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。

ページをめくっていただきまして、211、212ページをお願いいたします。

一番上の中学校日直代行委託料につきましては、土曜、日曜、祝日の中学校の管理業務に関するものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

同じページの中段をごらんください。

同じ項の目3. 学校教育事務局費の主なものを御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までは、学校教育課長以下7名分の人件費でございます。

節7. 賃金は学校図書館事務補助員12名、学校適応指導教室みらい指導員2名、教育相談指導員1名、嘱託指導主事2名等の賃金でございます。

節8. 報償費のうちスクールカウンセラー謝金は、スクールカウンセラーの配置に係る謝金です。

保護者や児童、生徒、あるいは学級担任等の相談業務に当たっていただいております。この事業は県の補助事業で、謝金のうち3分の1が県の補助金となっております。

スクールカウンセラー活用事業につきましては、詳しくは主要施策説明書の76ページに記載しておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思っております。

続きまして、213、214ページをお開きください。

節11. 需用費で、印刷製本費の主なものは、教科日本語教科書の印刷製本費となっております。小中一貫教育日本語教育事業につきましては、主要施策の成果説明書75ページに記載しております。

節13. 委託料は語学指導業務委託料といたしまして、外国語指導助手・ALT5名の民間委託料でございます。語学指導業務委託料につきましては、詳しくは主要施策77ページに外国語指導助手配置事業として記載しているとおりでございます。

続きまして節19. 負担金補助及び交付金のうち、主なものは、主要施策76ページに記載しておりますが、中学校2校に配置しているスクールサポーター配置負担金が主なものとなっております。

以上です。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、同じページでございますが、一番下の項2. 小学校費でございます。

目1. 学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節2の給料から、ページめくっていただきまして、次のページの節4. 共済費までにつきましては、学校用務員、学校事務補助員及び学校保健員12名分の人件費でございます。

節11. 需用費のうち消耗品費につきましては、学校給食センター業務に要する食器類、調理用品、洗剤等の消耗品及び試験運転時の食材費等が主なものでございます。

燃料費につきましては、給食センターの調理用ガス代が主なものでございます。光熱水費につきましては、給食センターの電気及び上下水道料金でございます。

節12. 役務費につきましては、給食センター調理員の検便手数料が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、給食センターの管理運営に要する費用及び給食センターの新築工事に関する管理委託料及び各小学校の普通教室棟の空調設備設置工事に関する実施設計及び監理業務が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、給食センター化に伴う弥生が丘小を除く各小学校のパントリー改修工事及び給食センター建設工事費、また、各小学校の普通教室及び特別支援教室の空調設備設置工事費が主なものでございます。

節18. 備品購入費につきましては、給食センターの厨房機器購入が主なものでございます。

節23. 償還金利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設の建てかえに関する都市再生機構への償還金でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

同じページ、一番下になりますけれども、学校教育から同項の目2. 学校事務管理費について御説明いたします。

節1. 報酬は校医15名、歯科校医12名、合計27名と学校薬剤師8名の報酬と産業医報酬でございます。

続きまして、節7、次のページになりますけれども、賃金は、小学校の特別支援学級等生活補助員21名分でございます。特別支援学級生活補助員配置事業につきましては、詳しくは主要施策、81ページに記載しているとおりです。

節11. 需用費は、小学校8校の消耗品費と光熱水費が主なものです。

節13. 委託料は、塵芥収集委託料、並びに開かれた学校づくり推進事業委託料、それから学校、学童輸送委託料、健康診査委託料等となっております。

学童輸送業務委託料は、高田安楽寺から鳥栖小学校に通う児童9名のタクシー輸送に係る費用でございます。

さらに、健康診査委託料は、小学校児童の各種健康診断に係る費用に対するものでございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、児童用パソコンの借上料でございます。

節18. 備品購入品費のうち施設用備品購入費の主なものは、児童用の机、いす、教科用備品購入費は児童用図書が主なものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、児童のけがに対する負担金でございます。

続きまして、211、212ページをお開きください。

教育振興費の節18. 備品購入品費は、教材費、理科備品購入の費用でございます。

同じ目の節20. 扶助費は要保護、準要保護児童の学用品費や学校給食費等の補助、また、特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

以上です。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして同じページでございます。

その下でございますが、項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料から節4の共済費までにつきましては、学校用務員1名分の人件費でございます。

節13. 委託料につきましては、田代中学校管理特別教室棟大規模改造工事実施設計業務、また、各中学校の普通教室棟の空調設備設置工事に関する実施設計及び監理業務が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、各中学校の普通教室及び特別支援教室の空調設備設置工事費が主なものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

同じページの一番下になりますけれども、項2. 学校事務管理費について御説明いたします。

節1. 報酬は校医7名、学校歯科医6名、合計13名の学校医と学校薬剤師4名分の報酬となっております。

次のページ、223、224ページをお開きください。

節7. 賃金は、中学校給食の嘱託栄養士1名分と特別支援学級生活補助員4名分となっております。

特別支援学級生活補助員配置事業につきましては、主要施策の83ページに記載しております。

続きまして、節11. 需用費は、中学校4校分の消耗品費と光熱水費が主なものであります。

節13. 委託料の主なものは、塵芥収集委託料と開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料です。

給食業務委託料は、中学校選択制弁当に係る委託料となっております。節14. 使用料及び賃借料の主なものは、生徒用パソコン借上料でございます。

節18. 備品購入費のうち施設用備品購入費の主なものは、生徒用の机、いすです。

次に、電子黒板購入費は中学校の普通教室全てに、テレビ一体型電子黒板を1台ずつ整備

するために購入した、57台分の購入費用となっております。

それから、教科用等備品購入費は、生徒用図書が主なものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、生徒のけがに対する負担金でございます。

続きまして、227、228ページをお開きください。

上段のほうですけれども、目3. 教育振興費、節18. 備品購入品費は、教材費、理科備品等の購入品費でございます。

節20. 扶助費は要保護、準要保護生徒の学用品費や給食等の補助、特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

続きまして、項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費の主なものについて御説明申し上げます。

まず、節1. 報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

次に、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、生涯学習課長以下、職員11名の人件費でございます。

次に節7. 賃金につきましては、同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

次のページ、229ページお願いいたします。

節13. 委託料のうち、人権同和问题市民意識調査委託料につきましては、市民の人権・同和问题についての意識状況を明らかにし、人権・同和教育啓発事業の参考にするために、アンケート調査、並びに報告書の作成を委託したものでございます。

また、一番下の少年少女派遣研修事業委託料につきましては、市内の小中学生30人を対馬に派遣し、青少年の健全育成を図る事業として鳥栖やまびこ研修団へ委託したものでございますが、昨年度は、台風により対馬での本研修を中止したために、委託料が大幅な減額となっております。

次に、231ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものとしていたしまして、下から4番目の、放課後児童クラブ運営協議会補助金につきましては、市内小学校全校に開設いたしておりますなかよし会を運営する、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会に対する補助金でございます。

なお、このなかよし会の開設状況につきましては、主要施策の成果の説明書85ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、節23. 償還金利子及び割引料の、平成25年度県補助金返還金につきましては、平成25年度放課後子どもプラン推進事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2. 文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業につきましては、平成24年度に策定いたしました整備基本計画に基づき、進めております。

主要施策の成果の説明書の86ページに記載いたしておりますように、平成26年度の事業内容につきましては、まず史跡の買い上げ事業として、葛籠城跡地区整備事業、整備に伴う土地公有化に平成25年度より取り組んでおりますが、平成26年度末で進捗状況は、公有化予定地区の52%となっております。

また、平成26年度より、公有化した地区の発掘調査に着手いたしております。

そのほか、史跡内の保全管理、さらに史跡の活用事業として史跡見学会などを実施いたしております。

次に、233ページのほう、お願いいたします。

下のほうですが、目3. 図書館費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から、次のページの235ページ、節4. 共済費にまでにつきましては、図書館職員5名分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、図書館で司書業務を担当しております嘱託職員10名の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものとしたしましては、閲覧用の雑誌、新聞などの購入に係る消耗品費及び電気料、上下水道料金の光熱水費でございます。

節13. 委託料につきましては、清掃、警備業務などに図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節14. 使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては、図書館システム及び関連機器の借上料でございます。

節18. 備品購入費につきましては、図書及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入費でございます。

なお、図書館の利用状況や貸出冊数などにつきましては、主要施策の成果の説明、87ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、同じページ、一番下の目4. 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費で、現場や、整理作業員の人件費、並びに機械器具などの借上料が主なものとなっております。

次に237ページをお願いいたします。

目5. 埋蔵文化財調査受託費につきましては、民間開発に伴う市内遺跡の本調査を受託したものでございます。

平成26年度は、内畑遺跡、姫方遺跡、儀徳遺跡の本調査、並びに藤木遺跡の整理報告を実施し、開発と文化財保護の調整に努めました。

続いて241ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、目8. 勤労青少年ホーム費につきまして御説明申し上げます。

この勤労青少年ホームの管理運営に関する経費が主なものでございます。

まず嘱託職員1名分の賃金のほか、光熱水費、施設管理委託など、施設の管理に伴う経費となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

よかですか、ない。

柴藤泰輔委員

おはようございます。

済みません、何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、209、210ページのですね、一番下の、委託料、警備委託料の件なんですけど、これはどっか警備会社と契約されているのでしょうか。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

警備につきましては、市内をですね、一応3ブロックに分けて、それぞれ、各警備会社のほうと委託契約を結んでいる状況でございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

差し支えなければ、警備会社教えていただくことができますか。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

Aブロックにつきましては、第一警備保障株式会社でございます。

Bブロックが、富士警備保障株式会社でございます。

Cブロックにつきましては、中央警備保障株式会社でございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

これは、入札か何かでされているんですかね。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

入札でございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

続きまして、213、214ページの一番上の印刷製本費で、教科日本語の印刷費ということなんですけど、これ今、今までですね、こう有料でほしいって、希望者、これどのくらいの人数がおられたのか教えていただければ。

柴田昌範学校教育課長

教科日本語の教科書につきましては、非常にですね、関心が高く、欲しいといった声も多かったんですけども、著作権等、許諾が、子どもたち、児童・生徒用で授業で教えるというところが基本というところで、広く一般の方に販売するというのが、なかなか難しいということで、調査用ということで承諾書を書いていただいて、きちんとした形で、調査研究用としてお譲りしたものが、はっきりはお答えできないですが、恐らく、二十から三十程度かなと、把握しているところでございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

続きましてですね、221、222ページの、教育振興費の節20の扶助費、これ228ページの中学校の扶助費と合わせまして、学用品とか修学旅行費、給食費などの扶助を受け取られている人数、教えていただければと思います。

柴田昌範学校教育課長

小学校のほうが、就学援助費を受けておられる方が、学用品費が421名、修学旅行費が72名、学校給食についてが420名。それから中学校についてが、学用品費を受けておられる方が227名、給食関係が225名ということで、大体小学校のほうが400名以上、中学校のほうが200名以上ということになっております。

特別支援につきましても、特別支援奨励費というのがあるんですけども、小学校のほうで111名、中学校の27名の方が対象となっております。

両方ダブって受けることはできませんので、準要保護対象ところは準要保護のほうが優先して受けとるということになっております。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。（「ありがとうございました。また」と呼ぶ者あり）はい。

ほかはよろしいですか。

成富牧男委員

おはようございます。

そしたらですね、私はまず、主要な施策の成果でいうと、80ページですね。学校給食建設事業についてお尋ねをします。

そうですね、結局、今度の平成26年度で、これ継続費やらで何年かにかけて工事費が計上されて、最終的に、平成26年度に、9月に運用開始がなされた、供用開始がなされたということだと思うんですけども、まず建設工事費の総額ですよ。

それと、その財源、さっき出た改善交付金、交付金は出らんやったのかな、要は国からのお金、それから一般財源、それから起債、そこら辺をまず示していただきたいと思ひまして、もしできれば、委員長、これ、資料、個人的には事前をお願いしてるんですけど、皆さんにいかがでしょうか。

資料、いや、必要ないということであれば、もう、このまま続けますけど。

建設工事費の内訳とかですね、

国松敏昭委員長

要するに、学校給食センターに係る、関連した建設費用及びその備品等の全部の内訳ということですか。

成富牧男委員

主に建設工事の総額などを示した、それと、財源については今ちょっと合わせてお願いしてるんですけど。

それから、あと一つ、もう一つついでに言いますと、自校方式とセンター方式の、大体センターも1年たちましたので、ランニングコストの比較ですね。これもできるんじゃないかということで、これについても、事前にちょっとお願いし、事務局のほうにお願いしてますので、あわせて皆さんに、よろしかったら配付してもらったらどうかなと思うんですけどもし必要でないということやったらばこのままその内容で質問続けますけど。

国松敏昭委員長

今の質問は建設工事の明細、そいから財源の内訳……（「が、一つ」と呼ぶ者あり）、それとあとは、補助事業、持ち出し、それから起債等々の話。

成富牧男委員

それが一つ。

すっともう一つは、ずっと言われた、自校方式の存続をずっと願っておられた中で、教育委員会とのやりとりの中でですね、運営費も、センター方式よりも、よりもやない、自校方

式よりもセンター方式のほうが、逆に言うたら安いですね。

自校方式が運営費もコスト高になるということだったんですけど、それが実際どうなってるのかっていう、いわゆる、自校方式とセンター方式のランニングコストの比較、ということですね。

国松敏昭委員長

ちょっと待って、はい。

それで、要するに1年過ぎたでしょう、ね。

去年の9月から開始されまして、そういう中身の検証も兼ねて、そういう、今、成富委員からの質問を通して、そういう関連した諸資料について、提出できますか。

どの方に、教育長、教育次長。

資料、今の質問に対する資料ちゅうのは手元にあるんですか、まずは。それとも出せるんですか。

それは答弁整理が必要やったら、後ほど。私までに連絡ください、今の質問に対する。

いいですかそれで、成富委員。まだ次がありますか、はい、どうぞ。

成富牧男委員

そうこと、ありがとうございます、委員長。

それで、今の件についてはですね、若干のつけ加え、この場でつけ加えたこともあったんで、今、ちょっとって言われてるんだと思います。

ちょっと、そういうのがあったんだと思いますので、それは出てから、資料が出てから質問をさせていただきます。

それで、その他の関連で給食センターのことについてお尋ねをいたします。

まず一つは、昨年やったかな、平成26年の5月臨時会、これで追加の契約変更がありました、その時に光触媒の外壁塗装工事もありました。

その時のですね、このときの理由は、食中毒対策の一つという考え方ということで、光触媒が、外壁塗装工事を行うんだって言われましたけれども、それはそれで、もう後戻りはしません。

一応念ため聞いておきますけど、事業費が幾らなのか、それから施工業者はどこになったのか、その二つだけ、これについて教えてください。

国松敏昭委員長

光触媒についての質問ですね。

成富牧男委員

そうです。施工業者と事業費の総額。

国松敏昭委員長

答弁できますか、その辺は。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター係長

今言われました光触媒の外壁塗装についてでございます。

これにつきましては、平成26年5月19日に変更契約を結んどりまして、その際の増額といたしまして2,580万円余りということで、増額しております。

そのうち、光触媒に関します金額といたしましては、770万円余りを計上しているところでございます。

こちらの建設工事に係ります施工業者といたしましては、今泉建設・鳥飼建設ジョイントベンチャーのほうで施工されているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか、その。

成富牧男委員

はい、ありがとうございました。

では、続けていきます。

給食センターにはランチルームが設けられてます。

これは、今までの一般質問も含めてですけど、答弁では、子供、自校方式であった、では当然のごとくあった、調理現場の人と子供たちの触れ合い、それができないということに対して、いやちゃんとできますよと、ランチルーム、今までは、窓が見えない窓で直接調理員の現場を見れなかったと。ここだったら見れますよっていう、そういうことも言われてきました。

この間ですね、これはもう平成26年度だけでもいいですけど、もし出れば、大体この1年間ぐらいの数字で、子供たちの利用実績、子供たちちゅうのは学校の学校教育としてそこに足を運んだ、学校数。

そいから、具体的な、何学年、学年とか何とかででしょうから、そういう、実績をお示しください。

国松敏昭委員長

いいですか、今の。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター係長

はい、ランチルームの活用の状況でございます。

平成26年度9月1日から稼動しておりますけれども、9月から本年3月までの間につきま

しては、視察総数が約20件ほど、あっております。

そこで、先ほど成富委員さんの質問にございました、児童関係の視察でございますけれども、これにつきましては、4件あっているところでございます。

中身といたしましては、麓、旭の特別支援学級の子供さんたち等含めて94名、あと麓小学校で112名、旭小学校児童で164名、また、鳥栖北小学校で140名、合わせて4件、510名の児童及び、職員の方の視察を受けたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今のお答えに対してですけれども、要は、4件ちゅうのは、1、2、4件ちゅうの学校が4件ちゅう意味ですかね。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター係長

はい、学校が4件でございます。

成富牧男委員

それで、今のでわかるようにですね、9月から3月までにしろですよ、4件しか、あつてないわけですね、4学校しか。本来は全ての学校が満遍なく、もう極端に言うとな日常的にそこを訪問してやるっていうことには全然なっていないと。

最初言われたとおり、センターを建設する時のいろいろな保護者との話し合いの中で言われてきたこと、立派なランチルームつくりますので、子供たちはそこで直接調理員さんの働いている現場を見ることが出来ますという、お答えに、があったんですが、それについては全うされているとは思わないんですけど、いかがでしょうか。

どう思われてるのかですね。

国松敏昭委員長

それはどこの決算部分の、決算の金額はどこ、今の質問。は入っとらん、決算の中には入っとらん。（「うん」と呼ぶ者あり）関連したもの。

成富牧男委員

建設事業費、全体です。ランチルームだから。そのためにつくつとるわけだから、わざわざお金出して。

国松敏昭委員長

いやいや、何もそげん言うたらん。どこの部分かいて。きちっと中身ば、焦点絞つて。言わせてもらおうと。（「そういう意味です」と呼ぶ者あり）

佐々木英利学校教育課参事兼学校給食センター所長

失礼します。

昨年度の件については、先ほど申しました4学校ということで、現状として、それについては少ないというふうには把握をしております。

今年度、そういう意味で、各学校の校長会のほうで、施設についての見学等を積極的に進めてほしいということをお願いをしております。

例えば、朝日山の遠足等、社会見学等、それから浄水場の見学等の中に、センターの見学を入れる等の、修学旅行とかですね、バス旅行等に兼ねて、そこを使っていただくようにということで、各学校に今年度お願いをしているところです。

以上です。

成富牧男委員

いずれにしろこれからだし、せいぜい年1回あるのかないのか、それも特定の学年になる可能性もあるということですよ。ということがわかりました。

だから、私から言わせるとこの分については全然約束は守られていないし、むしろホームページを見ても、どっちかちゅうたら、視察者の皆さんへ、ランチルームがあります、事前に、こういう受付をやってやりますとかね、土日はだめですよとか、何かもうちょっと皮肉っぽく言えば、子供たちのためっていうよりもこんな立派なランチルーム、給食センターができましたので視察をされる方はどうぞって、なんか大人向けみたいなね、そこから関係者、行政関係者のための、みたいな感じを受けてしまいました。

本当に、200人できる、ね、入れるところですから、所管としてはいろいろね、有効活用も頭を悩ましながら、考えられているようですけども、もう、でき上がってるわけですからね。

特に子供の食育との関係でもっとやっていただけねばなら、ならないだろうなというふうに思います。

これはもう要望です。

それでですね、これ、次に申し上げるのも、保護者がそれぞれのところに給食室を残してくれって言われたことと、の中の一つ、そういう中で出てきたやつなんですけれども、アレルギー食の問題ですね。

もちろん、今の給食センターにな、ちょうど前後して、児童が亡くなるというショッキングな事件もあってですね、このアレルギーの問題で、アレルギー食の問題。

それで、ちょっと環境が変わったちゅうのはわかります。わかりますけれども、そういうことを除けば、当初、センターができる前に言われていた内容、できますよと言われてきたことと、今の実際やってることは、やはり、あえて言えば約束違反があるんじゃないかと、私はいろいろ話聞いて思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

佐々木英利学校教育課参事兼学校給食センター所長

アレルギー対応については、現在約70名の児童に対して、行っております。

品目としては20品目ということで、これについては、自校方式の当時の品目と変わらないというふうに認識しております。

ただ、先ほど成富議員さんのほうから言われましたように、調布のほうでの事故があったことで、全国的にアレルギーに対して厳しくなりました。厳しくなったというか、細かく対応するようというふうになりました。

その結果、個々の子供のそれぞれの症状に合わせた調理というのができなくなったことで、制限は加わったというふうには感じております。

ただ、総合的に判断した場合に、自校方式と現在のセンター方式での対応としては、変わらないと。

ただ、それ以上に安全性については、アレルギー対応室等が、のほうで調理ができるということになったことで、安全性については高まっているというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

今のですね、別な聞き方しますと、調布の事件があって、ちょっと取り扱い厳しくなった。

それが、自校方式のときのまんまだと仮定してですよ、それでも、それでもちゅうか、それ、それであればできるようなやつが、今度のセンターのアレルギー室をわざわざ設けたけれども、それではできないとかそういうことはないんですね。どうですか。

自校方式であればできたことが、今のセンター方式ではできないと、いうのもあるんですか。ないんですか。

佐々木英利学校教育課参事兼学校給食センター所長

例えば、調布の事件の後、自校の場合にですね、自校であっても、その子に応じて、例えば卵の調理の段階ごとに提供するということは、現在はできなくなっているというふうに判断します。

それから、それぞれのアレルギー、アレルギーに対してはアレルギー対応室という個別の部屋を設けて対応していかななくてはならなくなりましたので、そういう意味では、事故後というか、厳しくなっても、先ほど言われたように自校であっても、同じような対応になってくると。

ただ、物理的に給食センターのほうでは、それぞれのアレルギーに対しての対応のアレルギー室というのを設けることはちょっと不可能ですので、どうしてもそこに集中して、アレルギー対応の食をつくらなければいけませんので、一つの部屋でつくりますので、そういう

意味で制限というのとはかかってくるかと思います。

以上です。

成富牧男委員

それで、結局あれですか、仮に自校方式のまんまであった場合もやっぱり、またちょっと費用をかけて、何かそういうのをつくらんとできんっていう意味ですか。ちょっと、その特別室みたいなやつを、それぞれの学校にという意味ですか。それともそういうのはつくらんでもいいんですか。

費用を新たにかけないと、今のセンターと同じように、ことはできないっていうことなるのかですね。

佐々木英利学校教育課参事兼学校給食センター所長

アレルギー対応については、もうほかの一般食とは全くこう離してと、調理をするということと言われてますので、そういう意味ではそういう施設等をつくらなければならなくなると思います。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

はい、わかりました。

これについてはですね、同じようなやつで刻み食の問題も出てます。

これについても、心配せんでもよかと、ちゃんと考えておりますからということ、私もその対象者の保護者の方から何回も聞いております。

最近でも、センターのほうに呼ばれて、いろいろお話聞いたけれども、納得されてないですね。というよりも何か、ちょっとあんまりいい気分ではなかったと。それはもう本人が言わてることですからね。

というような状況もありますので、極力これも、センターになれば、今以上によくなると、もうこれは明言されてるわけですから、教育委員会としてですね、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

続けてお尋ねします。

とりあえずの、センターをつくる話をずっと、センター建設ん時やってきたんですけど、私、このセンターが今度はまたいずれ古くなるわけですね、センターの耐用年数。その後はどうするおつもりなのか。

また同じような、結局、2倍かかる2倍かかるで、実際2倍かかるかどうかはわからないのに、自校式をやろうとすれば、厳しい衛生管理基準でやろうとすれば2倍ほどの面積が要る

とかいうことでずっと言われてきましたけど、新しい、どうするんですかね。

まず耐用年数、それと耐用年数が過ぎた後どうされるのか。

東京のほうではむしろまた、ずっと戻してるわけですね、自校方式に。耐用年数が来たもんだから、センター方式の。

だから私が言っていたのは、鳥栖市がやろうとしているのは周回おくれのランナーのごたつことしよるんだよと、大分言ったんですけど、耐用年数とあれを教えてくださいませんか。

国松敏昭委員長

ちょっとそれは今後の問題だから、それも視野に入れて、当然検討することだしね、ここで、議論すべきか、ちょっと決算委員会かどうかという、だからそれは逆に言えば僕はね、成富委員にお願いしたいことは一般質問できちっとその辺は、それに特化というか、その関連に関してやっていただきたいなど。

ちょっとその辺は整理して話ばしてもらわないと、話がどうもね、少しずれているんじゃないかと。思いはわかりますよ。

その辺はよく注意して発言をお願いします。

成富牧男委員

もし答弁が用意ができておればですね、私いただきたいんです。

というのはなぜかという、主要、これは成果ですよ、主要な施策の成果、センターをつくってよかったねちゅう話が今ありよるわけですね。

それが、実はもうちょっと先を見たら、どうなのかつちゅう話ですよ。

国松敏昭委員長

当然、それは先のことも必要でしょう。だから、だから場を変えてね、きちっとその自分の持論、当然、成富さんの思い入れがあると思います、当然、保護者とのいろいろな話の中で。

だから、そういう本来の、意見を聞くためには、この場ではちょっと、その辺を少し、考えて、ちょっとね、要点を絞ってやっていただきたいと、決算委員会だから。

成富牧男委員

だから、もう一度申し上げますけどね、だから、主要な施策の、施策の成果、センターをつくってよかったねちゅう話が今、基本的にはあつとるわけですよ。

だけど、その課題——なら別な、言い方変えましょうかね。課題はないのか。今後課題はないのかと。

それは、もう一つ、将来的なことで申し上げますと、今正規の職員さんが何名いらっしゃるのかちゅうのも実は聞きたかったんですよ。で、何年後にいなくなるのか。結構若い人も

いらっしやいますけどね。

そういうことになったら、皆さん、やはりそういう問題も、先を見据えて、やっぱ仕事はやってもらわないかんわけですから、そういう意味で、主要な施策の成果、決算の中で、私はふさわしいと思ってるんですけどね。

委員長がどうしてもだめって言われるならもうきょうはこれでやめときますけど、ぜひ、私は答えが持っているのであれば、答弁を許していただきたいと。

国松敏昭委員長

ちょっと答弁。

確認、今のちょっとして、答弁するべきところ、また、場を交えてね、違うところで議論するとか、その辺は答弁のほうで整理をしていただきたいと思います。

答弁整理も含めて、10分ほど暫時休憩をします。

午前10時58分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時9分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

休憩前に給食センターの、等々のお話ありましたように、大事なセンター、それからその運営、また、現状についての、質問でございましたので、その辺は、的確にお答えできればきちっとやっていただいて、発言をお願いしたいと思います。

どの方が担当。されます、発言。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター係長

それでは、最初に、成富委員さんのほうから言われております学校給食センター建設事業にかかわります事業費及びその財源等についてということで、資料等についてということで言われた内容についてでございます。

これにつきましては、9月議会の追加で報告という形で、継続費精算報告書を提出させていただきます。

この中で、24から26にかかわります継続費の予算額、また、24から26にかかわります実際の支出額、また、財源、国庫及び市債、一般財源等の金額等を提出させていただきます。

すので、そちらのほうを御参照いただきたいと思います。

また、学校給食センターと自校方式のランニングコストの比較ということで、言われている内容でございます。

これにつきましては、平成26年度終わりましたけれども、9月1日、約8カ月の稼働ということで、まだ最終的なその、1年間の実績というのが出てない部分でございます。

それでございますので、前回3月の議会のほうで提出させていただきました平成27年度の当初予算の金額と自校方式での見積もり経費という資料でお願いしたいと思います。

ちょっとまだ直近の部分がまだ出てない部分がございますので、その3月の際の資料を御参照いただければと思います。

以上でございます。

原 祥雄教育総務課総務係長

先ほど、成富議員さんのほうから御質問のありました、学校給食センターの耐用年数の件について、お答えをさせていただきます。

学校給食センターにつきましては、国からの交付金を受けて建設をしております、こちら国が定めます補助事業等により取得した財産の処分制限期間というのがございます。

こちら、給食センター鉄骨造でございますので、処分の制限としては34年ということで定められております。

佐々木英利学校教育課参事兼学校給食センター所長

現在、正規の調理員のほうが8名になっております。

8名のうち、このまま勤務していったとして、最初に、定年を迎えられるのが平成34年で、最終が平成50年になります。

以上です。

天野昌明教育長

ただいま、成富議員から多くの御指摘をいただきましたけれども、あの、給食センターのほうもですね、稼働しまして、本当1年終わりました、過ぎましたけれども、本当に、最初アレルギーの問題、それから洗浄の問題、それから食育の問題、多くの問題を抱えてですね、この1年間やってまいりましたけれども、何と言ってもやっぱり、おいしくて安心・安全な給食をつくらうという、各所員の皆さんの思いを、思いをしっかりと伝えながらということですね、しっかりした今給食の提供ができてるように思っています。

先日、新聞を読んでおりましたら、ウズラの卵を詰まらせ亡くなるという、1年生の子供の痛ましい事故もあってましたし、まずは何と言っても安心・安全でおいしい給食というところが一番ポイントだというふうに思っています。

成富議員のほうから御指摘がありましたランチルームの件になりますけれども、確かに、私も思っていたように、やっぱり、足の問題といいますか、非常に、なかなかあそこまで行って食育論踏まえた上でのランチルームを見学するというのは難しい部分があって、今報告があったように、四つの、ていうことになりますけれども、中を見ると旭小とか麓小、近い学校が行っている状況です。

鳥栖北小も行ってますけれども、そういった面で、先ほど話をしていましたように、より、ランチルーム等に行って、しっかり参観できるような形ですね、校長会等にも含めてしっかり啓発していきたいというように思ってますし、もう一つアレルギーの問題が出ましたけれども、このアレルギーの問題につきましてもですね、今11品目というようなことでやっておりますけれども、先ほど言いましたように、安全の問題ということで、一つ一つ丁寧に行っていきたいというふうに思ってます。

現在のところアレルギーの問題、いろんな問題、課題というのは今上がってないようではありますが、より、最初に述べましたように自校でもやってきたようなアレルギーの対策ということを念頭に入れてですね、やっていきたいというふうに思ってます。

それから、今後の方向ということで、出ましたけれども、今耐用年数のほう、それから、その所の員のことも出ましたけれども、今のところ、今後、給食センターの後どのような形なるのか、例えば、また自校に戻るのか、子供たちの数も減ってまいりますし、そういった面も含めて、ついてはまだ、検討はしておりませんが、給食センターの今後のあり方についてはですね、またしっかり検討して、その方向性も考えていきたいというふうに思ってます。

以上です。

成富牧男委員

はい、そしたら、一言言わせていただきますかね。

追加資料はちゃんと、求められている資料は3月、はい、9月、3月やろ。9月でさっき言わんやったかね。ごめん、3月ですよ。（「3月」と呼ぶ者あり）

3月の追加議案出しとりますよと、読み取ってくださいichゅうことでしょうけど、それについてはそうでしょうけど、やはり、そのことも含めてですね、申し上げたと思いますけど、それは、はいそうですかって言いよったらですよ、かなりもう資料が要らんような感じになって、その都度、言われとる分もありますので、今回はもうそれでわかりましたということですけど、それがいつでも通るちゅう話にはならないと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、センターの耐用年数は、もう今34年と。

34年ちゅうたら、もう、34年イコール使いもんになるちゅう話とは違うんでしょけどね、

補助金の話でしょうけど。

だから、その後はどうするっちゅうのは当然考えることができるわけですから、今言われてましたので、ぜひ考えていただきたいと。

それから、職員の問題もですね、比較的若い人がおって最終的に残るのは50年までだと。

けど、これについてもやっぱ退職、どうするのかっていう方針はもう今から立てとって全然問題ないわけですから、ぜひ、当然、私が一番恐れとる委託にならない、民間委託にならないようですね、方向でされたらどうかと、されるべきだということを申し上げて、この給食センター関係については終わります。

一旦ここで終わります。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

下田 寛委員

私も、では、給食センターの件ちょっとお伺いしたいんですけど、今残飯はどのくらい出てるのかお伺いしたいんですが。

追加でいいですか。要は……

国松敏昭委員長

ちょっと後から、それは後から。

答弁いただくんですね。

さきに副委員長の質問します。

下田 寛委員

自校方式と比べて残飯がどうなっているのかっていうところお伺いしたいんですけど。

豊増秀文学学校教育課長補佐兼給食センター係長

ちょっと資料がちょっと最終的なものじゃ……、最終的な……、はい。

残食量というか、ちょっと、残食率という考え方で出しております。

直近でございますと平成27年度の4月から7月につきましては、平均で7.3%という残食率、これにつきましては、総残食量を総提供量で割って100を掛けたということでの率でございます、全体の平均で7.3%という形になっておるところでございます、1学期の部分はですね。

それとあと、次言われました、自校方式からセンターになっての残食の率につきましては、自校方式の際は約2%弱ぐらいであったのが、今、報告しました、センターになりまして直近の1学期では7.3%ぐらいということで、ちょっと上がったところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

多分、上がるんだろうなと思ってるんですけど、じゃ、要は食育をどう考えるかっていうところになって、以前であれば、当然、私も小さいころは、6時間目終わっても、なんか食べきるまで食べなさいと、というような子がいましたけれども、それは今ないわけで、かちっと終わって、多分、食べたくない子は食べないでぽいっと置いとけば持って帰るというシステムにならざるを得ないんでしょうけれど、それでいいのかっていうところが、多分現場の先生一番悩まれていると思うんですけど、ここの点というのは何かこう改善をするべきなのかどうか。

何か検討がなされていたら、お願いしたいんですけど。

佐々木英利学校教育課参事兼学校給食センター所長

今の御指摘の残食の問題については、センターのほうでも、データを取りまして、現在の、このデータについて各学校に、まず、実際の数字を提供しようというふうに考えています。

それから、残食を減らす取り組みとしては、まず、子供たちにとって、食べたいというようなメニューであったり、子供たちの好みを考えたメニューというのも取り入れていくのが一つ。

それから、これまで自校の場合は給食調理員さんたちが、校内回って、教室に回って、声をかけたりしていた部分がありますので、それが現在できない状況ですので、昨年度は1回だったんですが、今年度は5回、調理員さんたちに各学校訪問していただいて、食事の様子であったり、一緒に食事をしたりという機会を持ちたいと思っております。

それから、実際の残食の、こちらのほうで処理している状況等についても子供たちに知らせ、物を大切に作る、食べ物を大切に作るっていうようなところでの食育を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

下田 寛委員

大体何年生が残飯が多いとか、そういった統計というのはあるんでしょうか。

豊増秀文学学校教育課長補佐兼給食センター係長

申しわけございません、その学年ごとというのはちょっと、出ておりません。

申しわけございません。

国松敏昭委員長

ちょっと私から、あのね、ちょっと関連して今の話は、給食のね、残飯が残るちゅう、何かちょっと一部給食時間が短くてね、片づけるけんが、結局残さざる得ない、さっき副委員

長じゃないけど、昔はおそまで、ちょっとね、嫌いなものも時間かけて食べてたとか、いろいろ話があると思うんですよ。

その辺のね、実態はつかまないと、ただ残食だけがどうのこうのじゃなくて、本当に給食の、そういう子供にとっての、そういう時間の問題と、そこから個人差があるじゃないですか。

その辺ば実態ばつかまないと、ただ、結果論だけ云々といってもどうかなという、ちょっとそういう話を、今お聞きして思いましたのでちょっとつけ加えさせていただきます。

下田 寛委員

では、特に自校方式のときと比べて、量をふやしたり減らしたりしてるっていうわけじゃ当然ないんですよ。一緒ですよ。一緒ですよ。

佐々木英利学校教育課参事兼学校給食センター所長

先ほど委員長のほうから言われましたように、課題が出てきたときにどういった対策をしようと、解決していくかっていうところがとても大切なことだというふうに思います。

そういう意味で、残食の問題に絡んで、給食時間については、各学校のほうに余裕を持たせるということで、遅く食べてる子は事務室にもう返したりとか、翌日に返却をするということも可能だということで、子供たちは余り、その時間に、プレッシャーをかけないようにというような話はしております。

それから、実は、旭小のほうでは、1学期のほうで残食についての問い合わせがあったので、事前にもう旭小のほうには、現在の残食率こういうふうですよっていうようなことでお話をしております。

そこから旭小のほうでも取り組みとして、実際に各学級のほうで、残食っていうか、食事の取り組みっていうのを各学級のほうでやっていただいております。その結果やはり、相当、残食率が減ったというようなところもあります。

ある意味学級の中で、子供たちの摂取量に合わせた、均等に配っていくというようなところがまず第一必要かなと。

それから、教育として、食育として、子供たちに残さず食べようと、無理してということではなくて、残さず食べるというところを各学級担任等からやはり指導していくところが大事なところかなというふうに思っております。

今後も対策等をとっていきたいというふうに思います。

以上です。

下田 寛委員

はい、よろしく申し上げます。

また、引き続きでランチルームの件なんですけど、ここを、民間に貸し出すということできないんですか、会議室として。どうせ空いてるならば、お金取って、会議室として貸し出して、200人ぐらいの会議できるわけでしょう。

どうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

国松敏昭委員長

目的、目的。

柴田昌範学校教育課長

今のところ民間に貸し出すというところまでは考えていないんですけども、各種PTAの会合等ですね、に使ってもらったらいかがかということで、有効活用の方法として、各学校の会議室で行っている分を、どんどん使ってもらって、給食の様子も見学してもらったところで、小・中学校のPTAで活用していただくということは考えております。

それから、今度ですね、中学校給食の試食会を小学校のランチルームとするような計画もしております。

そういったところで稼働率を上げるように、成富委員さんのおっしゃったように、もっと子供たちのための食育に活用することも大事かと思うんですけども、限界があるので、稼働率がなるべく上がるように、工夫していきたいなとは思っているところです。

下田 寛委員

わかりました。

で、もう1個給食センターのところで、決算書の216ページ、済みません、さっきの成富委員のやつは、資料またいただけるということなんですかね。(発言する者あり) また違うんですね、済みません。(発言する者あり)

で、もしいただけるのであれば、給食用備品購入費2億9,700万円の分の内訳の部分のただければなと思っているんですけども、委員長いかがでしょうか。

国松敏昭委員長

うん、うん、どこ。216の……(「216ページ下から三つ目の……」と呼ぶ者あり) 給食費の備品購入費の内訳。(「はい」と呼ぶ者あり)

それは、出せるちゅうか、あるんですか。給食費の備品購入費2億9,723万8,640円ということ。

答弁はどの方、ですか、していただくのは。今の。

豊増秀文学校教育課長補佐兼給食センター係長

今言われました給食備品、給食器材の内容でございます。

約3億円弱ということございまして、これにつきましてはもう、今のあれなら主なものを

報告させていただければ。

国松敏昭委員長

資料として出せますかという話よ。

豊増秀文学校教育課長補佐兼給食センター係長

主なものということで出させていただければと思いますけど、ちょっと時間はいただくか
と思いますけど、内容的には主なものということですね、ちょっと、こざこざまでなると
あれなんでですね。

国松敏昭委員長

答弁。

天野昌明教育長

今の、備品購入費についての内訳出したいと、資料出しますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

国松敏昭委員長

それは、どの時点で。

天野昌明教育長

総括のときに提出したいと思います。

国松敏昭委員長

よろしいですか、副委員長、それで。委員会として、求めますがいいですか、それで。総
括の中で、資料として出していただけるといふ今の答弁でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ
者あり）

はい、続いて、あるそうですから。

下田 寛委員

済みません、よろしくお願いします。

続いてなんですけれど、これ主要説明書のほうの81ページ、特別支援の件なんですけれど、
もう既に周知のとおり、どんどん生徒さんもふえて補助員の数もふえてきていると。

国松敏昭委員長

何ページですかね。

下田 寛委員

81ページですね。

鳥栖市として、目安としてですね、どこまで生徒をふやせるのか。

やっぱり要望に応じていかなければいけないんでしょうけど、そのふえ続ける生徒さんの
数を考えたら、鳥栖市としてはどこまでふやせるのか。

教室のあきぐあいなんかも、鳥栖市はそのあき教室が少ないという特徴もありますんで、その部分でどこまで対応できるのかっていうところは、どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいんですけど。

柴田昌範学校教育課長

特別支援学級の受け入れについては、対象児童はもう全て受け入れると、教室数に限らずですね。

あと工夫としては、対象児童が特別支援の種別によっては、弱視とか肢体とか1人とか2人とかになっておりますので、広い40人使える教室を間仕切りした形で使用するという事で、学級数についてはですね、就学判定で、特別支援学級適となった分で、保護者が、希望する分については全て受け入れるという方向で考えております。

下田 寛委員

わかりました。また、議論をさせてください、こちらは。

次なんですけれども、またこちら説明書のほう、主要施策の説明書のほうの85ページのなかよし会の件、こちら、指導員の数の確保、非常に苦勞してあったと思いますけれど、今現状どう、どういう方向で整理をされていらっしゃるのか、今後の対策等お伺いしたいんですけど。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、現状の指導員につきましては、当初予定をしておりました常勤の指導員55名に対して、34名ないし33名という形で現状、当初の予定していた数よりも少なく、また、その後もですね、やむなくやめられたりした方もいらっしゃいますので、減少しております。

ただ、常勤指導員のかわりにですね、内外の指導員の方を常勤的な配置をしながら運営に努めております。

また、今後の確保策につきましてですが、まず、二つの視点で対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

まず一つ、現在の指導員をできるだけ継続して勤務をしていただくと。

指導員も本当に出入りが激しい職場で、離職も少なくございません。ですから、現在の指導員をできるだけ継続雇用をまずするために、離職はそれぞれの理由があると思いますが、その原因をですね、探りながら、丁寧に対応できるような対策を講じていくと。

それから、新しい指導員の確保という二つ目の視点でございます。

これについては、さまざまな形での広報、また、今まで募集の周知を図っていなかったような場所についてもですね、積極的な周知、ポスターなど掲示しながら、募集に努めていくと。

それから、特に夏休みが非常に人手が不足いたしますので、そういった雇用について、学生アルバイト、あるいは今年度につきましても、給食センターの現在職員の方で、夏休みがお休みになりますので、そういった方にも積極的に周知を図って、数名の採用に至りました。

それから、もう一つ、最後になりますが指導員の待遇と言うか処遇を、改善していくと。

一番重要なところは、賃金と、もう一つは、事務の、どうしても保育事務以外に、一般の事務にも従事をしていただいています、この事務の軽減化をできるだけ図りながら、負担軽減を図っていききたいというふうに考えています。

また、福祉部局との連携、あるいは、ちょっとこれは確保策とは離れるかもしれませんが、なかよし会の中にはですね、地域の方からボランティアで、なかよし会の子どもたちのところに、週に、多いときでは2回というような形で来ていただいて、子供たちの相手していただいているところがございます。

そういったところは、非常に指導員もありがたく、また、子供たちに対する目も行き届くということで、本当に負担の軽減につながっているということも聞いておりますので、そういったボランティアの方、地域の方が、なかよし会のほうに足を運んでいただいて、そこに、子供たちの対応にですね、目配りをしていただけるような、そういった開かれたなかよし会っていうのも一つの策ではないかというふうに考えております。

以上です。

下田 寛委員

わかりました。

あと、もう6年生までになったのは、去年からでしたかね。ことしからか、そうか、そうか。

そこで、本当は入りたいけど入れない子がいたりとか、そういう問題もあると思うんですけど、その対策というのはどうされてらっしゃいますか。

佐藤敦美生涯学習課長

今、下田委員言われましたように、対象児童としては6年生までの拡大をしたのが今年度からでございます。

ただ、利用の希望者は、6年生は、待機児童としてですね、長期休暇の希望者が1名だけということになっております。

残念ながらですね、6年生、上級生に限らずですけれども、現在待機児童が各学年に出ているなかよし会、学校もでございます。

その対策としては、現在、昨年度までは定数がなかったもので、希望する方で要件が満たす方については全て受け入れるという形でございましたが、今年度からは、基準を設けた、基

準に対応した運用を図る必要があるということから、定数を各なかよし会に設けておりますので、どうしても定数を上回る利用希望の方がいらっしゃる場合は、低学年から優先的に受け入れをしております、上学年にとっては、なかなか、受け入れがまだ厳しい状況にはございます。

ただ、なかよし会によっては、上学年、まで、4年生あるいは5年生、4年生までですね、通常期で受け入れが可能となっているところもございますので、学校によって差がございまして、なかなか、上学年までという受け入れにはできてないのが現状でございます。

下田 寛委員

じゃあその、上級生も潜在的なニーズは実はあるという認識なんでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

上級生につきましては、上級生、4年生以上、これまでは3年生までが主な対象学年でしたけれども、4年生以上のニーズというのはございます。

ただ、通常期、いわゆる学校が、通常学校があっている時につきましては、年度当初に利用希望されていた上学年で入れなかった子がいらっしゃいまして、その後退会をされる方がいらっしゃった場合、順次お待ちいただいている方にお声をかけて、入会できますということで御連絡をしているんですが、学校があっている通常期に関しては、かなり辞退をされる方が多いです。

一番ニーズが高いのはやはり長期、特に夏休みが一日、朝から夕方までの時間ということであり、学年に限らずですけれども、長期のニーズが非常に高いというふうに認識をいたしております。

下田 寛委員

わかりました。また引き続き、こちらもよろしく願いいたします。

その下の、決算書230ページ、その下の人権同和問題意識調査、これもう結果出てるんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長

意識調査の結果は出ております。

先ほど説明でも申し上げましたように、報告書を作成いたしております。（「それ、いつごろできるんすか、報告書。もうできてる」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

できてる。（「いただきたいん……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

佐藤敦美生涯学習課長

報告書でき上がっております。後ほど皆様に、お配りさせていただきます。

遅くなりまして申しわけございません。

国松敏昭委員長

どの時点で、今、委員会の終わった時点、それとも総括か何か。

佐藤敦美生涯学習課長

休憩に、なりましたらお持ちいたします。

下田 寛委員

じゃあ、またいただいてからお伺いしたいところではあるんですけども、実際同和問題に対して、非常に意識啓発をしなければならないという市民ニーズってどのくらいあるんかって今把握してらっしゃいますか。

佐藤敦美生涯学習課長

今回の意識調査につきましては、同和問題だけではなく、人権・同和問題に関する意識調査を行っております。広く人権にかかわること、同和問題も含めてですけれども、そういった意識調査をしております。

中でも同和問題に関しての必要性ということでございますが、今回の意識調査で明らかになった一つが……

国松敏昭委員長

答弁は担当に回さんでよかと。

佐藤敦美生涯学習課長

同和地区、それから同和問題についての認知度についての調査をいたしました。

で、この意識調査は、前回調査を平成19年度に行っておりまして、その当時の意識調査の結果と比較してですね、この同和地区、同和問題についての認知度が、20.1ポイント低下していることが明らかになっております。

このことについてはですね、この結果を踏まえて、やはり、同和地区、同和問題についての啓発がまだまだ不十分ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

下田 寛委員

わかりました。

また、ちょっと後で見させていただいてからと思うんですけど、私、以前ですね、今回も同和問題、同和問題の研修会か、毎年やられてらっしゃると思うんですけど、以前参加した研修会で同和問題のことが、がつつり教えていただけたのかなと思ったら、障害者差別に関しての研修を中でされてて、これも人権として大切なんですよって結びだったんですよね。

これ意味あるのかなと思ってですね。やるのであれば、同和問題という名前を挙げてある

のであれば、そこに関しての研修やってもらわないと、非常に期待外れだった思い出があって、やっぱりこの辺は少し考え方をもうちょい改めてやってもらったほうがいいんじゃないかなっていうふうに思ってます。

ちょっとこれ、意見までですけど、お願いしたいと思います。

はい、じゃ、ちょっと一旦ここまで。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

普通教室の空調設備の件に関してお尋ねしますけれども……

国松敏昭委員長

ちょっと具体的に。ページ数とか何かありますか。

久保山博幸委員

いや、特にページ数、先日学校訪問にお伺いしたときに、先生のほうからですね、普通教室はもちろん環境よくなって勉強に集中できるというふうな話を聞いたんですが、逆に特別教室が、ギャップがあって、ちょっと厳しいと、時期によってはですね。

そういうのは、例えば時間割の調整とかです、午前中の涼しいうちとかにそういう特別教室なるべく優先的に使うような、そういう調整で、特別教室の環境、ちょっとその辺のギャップをですよ、抑えるということは、可能なんですか。

現場の声として、普通教室はよくなったけれども特別教室がちょっとつらいというふうな声があるんですが、聞いたんですが。

国松敏昭委員長

空調にむらがあるということですか。

久保山博幸委員

いや、特別教室と、普通教室が充実したから、ちょっと特別教室がですね、環境的にちょっと暑いと。

国松敏昭委員長

今の質問……。

柴田昌範学校教育課長

今、久保山議員さんがおっしゃったところは、例えば、ことし夏休みの短縮を中学校行いましたけれども、普通教室については、空調が整ったので非常に授業はやりやすいと。

一方で音楽室、理科室、美術室とかですね、そういったところが空調が入っていないために、時間割編成が非常に苦労するといった声については、私のところにも、校長から聞こえ

てきたところでは。

非常に時間割、その夏休み短縮したところで、そういった授業、今、入れかえというところはありましたが、非常に、やっぱり中学校についてはですね、先生たちの時間割も詰まっていますので、難しいといったところで、今後、課題かなと感じているところですが、本年度につきましては時間割を、ちょっとその辺を組まないような形でやってもらったところでございます。

国松敏昭委員長

いいですか今のお答えで。

久保山博幸委員

暑いから音楽が嫌いになるとかですね、美術が嫌いになるとかなるとまずい、いかなのですね、はい、その辺は時間割調整できることであればですね、対応をお願いしたいと思います。

それ、よろしいですか。

文化財に関連してお尋ねを申し上げます。

まず、240ページの下の方の、伝統文化発掘継承事業補助金でございますけれども、これのもう少し詳しいところの御説明をいただけますでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

今、御質問は239ページ、240ページの伝統文化発掘調査、発掘継承事業補助金のことというのですが、こちらについては、文化財の事業ではございません。文化芸術振興課のほうで、はい、取り組んでいる事業でございます。

申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

久保山博幸委員

失礼しました。

で、文化財の発掘、よろしいですか、文化財の発掘に関しては、結構お金、経費かかりますよね。

で、もちろんその、過去の文化財の発掘もちろん、歴史をこう伝えていくということ大事だと思うんですけども、今現在行われているその地域行事ですよね、この前からも奉納相撲とかいう話もしましたけれども、結構、今、今の時代でその辺の継承難しい時期に来てると思うんですね。

例えばその、私の地元でいうと、神社のしめ縄づくりなんかその、ま、これ重要な地域行事なんですけれども、この辺がなかなかその継承がですね、難しい時期に来てると思うんですが、これ234ページに、獅子舞とかいう補助金とかいう、出てますけれども、金額的に60

万円ですよ、今ここに上がってるのは。

これももう少しこう、その伝統行事、伝統文化の継承については、もう少し取り組みを何か行政のほうでやっていかないと、もう自然に任せ、地域にだけに頼ってたんではなかなかその、今後その、継承という面については、厳しい時期に来ているのかなと考えるんですが、その辺については、どういうふうにお考えでしょうか。

国松敏昭委員長

どこが答えとかな。どこが答弁いただくんですかね。

久山高史生涯学習課文化財係長

文化財の、今おっしゃったとおり、民俗行事も含めまして、かつて市誌編さん事業というものを行いまして、その中で、埋蔵文化財に限らず、鳥栖市にかかわる歴史的文化遺産と、あと歴史全てについて、網羅とまではいかないんですけれども、一応事業として、そういう調査・研究のまとまった結果として、市誌編さん事業を行いまして、本編・資料編は、編集発行したところでございます。

そういった調査・研究という分野に関して、文化財係のほうでは干渉しております。

そうした中で、実際地元の方と、どういうふうにこれを振興していこうとかっていうのと、私たちがしている、今ある現在の記録を後世に伝えようという業務とは少し違った面がございますけれども、そういった調査入る中でですね、それぞれの区長さんとか保存会の皆さん方から相談を受けたことについては、例えばこういった修理についてはこういう補助事業があるんですけど利用されませんかとか、そういった形での紹介という形ではしておりますが、やはり根本的に人手不足とか、若年層のいないとか、そういった部分に入ってきますので、私たちとしては、まずは現在ある記録を、今の記録を正確に残し、後世に伝えておくということに比重を置いて、今までやっておるところでございます。

国松敏昭委員長

いいですか今の答弁で。

久保山博幸委員

済みません、質問の仕方がうまくないんで申しわけないんですが、要はその、今教科日本語を鳥栖市、取り組んで、やはりこれ、せっかくやるのであればですね、これももう大いに成果を発揮していただきたいんですけれども、そのためにはやっぱりその地元の伝統行事だとかいう、その目に見える方、目に見えるその、一つは一つの、それを移管して、交流、多世代の交流とかいうことで、要するに、その地盤はやっぱり、しっかりとこれからも継承していかないと、教科日本語の成果にしてもですね、そのベースにしても、そのただ単に知識だけで、やはりその自分たちの住んでる地元にはこういう伝統行事があつて、その意味合いだ

とかいうものを伝えるためには、そういうところに光を当て、今光を当てていかないと、この継承、伝統文化継承が今危ぶまれてる時期だと思うんですね。

そういうことで、補助金の考え方にしても、そういう視点で今後捉えるという必要があるんじゃないかなという、これ意見なんですけれども、そう思っております。

天野昌明教育長

確かに、教科日本語の件が出ましたけれども、知育・徳育・体育というその三つのバランスが整った子供たちを育てるっていうのが私たちも大きな目標だというふうに思ってますけれども、その中でやっぱりアイデンティティといいいますか、その中に、やっぱり歴史文化といいいますか、それを培う、養うというための教育が私も大事だと思いますし、教科日本語のベースはそこにあるように今でも思ってますし、今そのことで啓発行ってます。

そういった意味で、3年生の学習の中に自分たちの祭りを調べようっていう学習を盛り込んでやっていますけれども、その中でやっぱり神辺の獅子舞とか牛原の獅子舞とか、そういったことを調べようというような子供たちもいるようで、今出ました、その獅子舞、伝統文化についてはですね、今後またしっかり、その検討するっていいいますか、その必要性といいいますかその辺ところ、小学校の段階で、またしっかり、教えていきたい。

それが鳥栖市に誇りを持ち、鳥栖市を愛する子供たちを育てる大きなキーワードだなというふうに思っていますので、頑張っていきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

国松敏昭委員長

よろしいですか、今の答えで。

ほかはございますか。まだいっぱいかかる。

柴藤泰輔委員

済みません、210ページですね。

最初に質問した、その時間けばよかったんですけど、3ブロックに分けてある、あの警備ですね。機械警備委託、警備委託料の件で、3ブロックA、B、Cのその地域、それと、それぞれの第一、富士、中央警備の事務所の場所を教えてくださいんですけど。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

まず、3ブロックの構成ですけれども、一応Aブロックにつきましては、鳥栖小校区、それから、鳥栖北小、若葉小と鳥栖中校区ですね。それと、担当しております施設については、古野町の文化財収蔵庫になっております。

Bブロックにつきましては、田代小、それから弥生が丘小、基里小、田代中、基里中、それと、田代文化財の整理室。

最後のCブロックですけれども、麓小、旭小、鳥栖西中、それと牛原町の文化財整理室と、あと、一応教育委員会のほうで担当しているのは、以上の施設でございます。

警備会社の、それと、契約業者ですけれども、Aブロックの第一警備につきましては、久留米市でございます。

それと、残りのBブロック、Cブロックにつきましては、Bブロックの富士警備のほうと、Cブロックの中央警備、これはともに佐賀市でございます。

ですけれども、三者とも一応鳥栖市内のほうに事務所（次ページで「待機所」に訂正）のほうがございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございました。

時間、いいですかね。もう一点、済みません、230ページ。

これ、成果の説明書でいいますと85ページですね。

需用費の中の修繕料、緊急通報機器基盤交換が4カ所ということなんですけど、これ、通常のメンテとかはしっかりされてると思うんですけれども、例えばふぐあいがあったとか、過去にあったんでしょうか、そういうのは。

国松敏昭委員長

何ページやったかな、今んと。（「230ページの、節11の中の修繕料」と呼ぶ者あり）はい、はい、はい、はい。

佐藤敦美生涯学習課長

この緊急通報機器につきましては、不審者対応のための通報システムでございますが、これについては各学校の施設を利用しているなかよし会以外の、基本的に専用施設のなかよし会に設置をしているものでございます。

こちらにつきましては、基本的に通報の、通常の作動確認をしながらですね、正常に機器が作動するかどうかの確認をいたしておりました。

その機器のメンテも含めた業者、業者っていうか、この、委託をしておりましたところが、実際に、ふぐあいが出た場合、通報がうまくできなかった場合は、必ず連絡が来るようになってまして、これまでもそういった異常等の連絡があるところ、全くないところございます。

その都度、原因を究明して対応してきたところですが、今回この件4カ所につきましては、その機器の、最終的な、メンテナンスというか、全ての今後の部品等全部終了して、対応が、今後もし故障した場合が対応ができないという期間が平成26年度にまいりまして、そのあと、もしも何か故障した場合に、緊急の通報がうまく作動しないということは困るということで、

この機器、基盤含めてですけれども、交換、新たな機器について交換したというものでございます。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）はい。

（「委員長、すみません」と呼ぶ者あり）はい。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

一点、先ほどの柴藤議員の御質問の中で、警備会社の、市内のほうに事務所があると御答弁差し上げたですけれども、待機所の誤りでございましたので、訂正しておわびいたします。

事務所じゃなくて、鳥栖市内にあるのは待機所ということ。

柴藤泰輔委員

待機所ということは、とにかく誰かがおられるということですね、はい。

はい、わかりました。ありがとうございました。

国松敏昭委員長

質問もあるかと思いますが、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時2分休憩



午後1時8分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

午前中に引き続いて質疑を行います。ありますでしょうか。

中村直人委員

特に平成26年度中に教育委員会は、給食センターの建設と田代中だとかの教室の増築ですね、こういったものが主だったんかと思いますが、先ほどから給食センターの関係が出ておりますけれども、何か余りこのいい方向じゃなくて悪いことばかりでっていうような気がしました、私自身はですね。

それで、もう少し、やはりつくったからにはいい方向に持っていかないけんだろうということですが、ちょっと出ておりましたが、食育推進も含めて、給食センターができた

ところで、そういった食育も含めてですね、推進をするというような話ですけれども、逆に子供たちの体力がどのように状況になっているかということ、意外と全国平均よりか下回っているのが現実だろうと思うんですよね。

そうしていくと、やはり食育というのは非常に体力をつくるためには必要なことから、この食育と体力向上は一体のものとして、ただ学校給食だけが、体力向上にはつながらないでしょうから、家庭での食育もあるわけですので、そういったものをいかにして、強い子供たちをつくるかということになると、食育も大変必要だろうと思いますけれども、先ほどから聞いておりますと、給食センター、何か人件費を減らすことだけがよかったのような気がしました。

ですから、やはり給食センターをつくったからには、そこで何が、学校教育に対してもですね、こういう面がよくなりましたよという何かがないと、我々も審査をして賛同した一人としては、市民に対して申しわけないような気になっていくわけですので、そういった面のこれからの教育向上のためにも、そういった給食センターをつくった教育がどのようになっていくかっていうのは非常に大切なことですから、これは、いわゆるこれから、そういった面含めて伸ばして行ってほしいなというのと、体力向上でも、非常に最近すし詰め教育になって、本当に子供たちをのびのびとさせる教育ができていくのかっていうと、なかなかそういう状況にはないだろうというような気もします。

そういった面で、先生たちの多忙化というものも今言われておりますけれども、そういった面でのゆとりある教育をしようということで進めた学校週5日制が、いつの間にかゆとりじゃなくて、もっと、学力向上にやりにやいかんという、また転換をされようとしとるわけですけれども、学校教育でころころこのように方針が変わると、逆に子供たちに対する、何ていうか、教育方針が変わるわけですので、本当に子供のためを思った教育をやられているのかってというのがこれから問題なってくると思いますので、やはり、もっと小中一貫でありますから、それなりの学力もつけていかなければしょうけれども、もっとやはり、強い、体の強い子供たちをつくることによって、健康な体に健康ないろんな心は宿るというふうに言われていますので、もっとそこら辺も、やはり注視した教育が必要ではないかというふうに思います。

最近、非常に子供たち見えていますと、疲れてるような子が結構見えますので、朝御飯食べてるのかっていう気もしますけれども、やはりそういった面から全体的なこの、教育方針というのが、ここに、昨年も学校の方針が出されて、教育プランというものが出されてですね、それに対する、評価というものが出ておるわけですけれども、それに向かって今進められている途上ではあるだろうと思いますけれども、やっぱりそういったところを中心に子供の、い

かに将来ある子供たちの教育をどうやるかというのは、大切なことですので、そういった意味含めて、食育も含めてですね、やってほしいなというのが1点です。

それと、我々も審査をしていた過程の中で、この給食センターの先ほどちょっと出ておりましたが、光触媒の関係ですね。

これで、やっぱり議会でもちょっと問題なってきたわけですが、田代中の関係のとも今出ているわけですが、給食センターの建設工事の光触媒の塗装の関係ですね。

これについてもやはり、我々、臨時議会があったわけですが、その事前にはやはり担当、入札する担当課と、やはり給食センターですので、教育委員会と、やはりいろんな話をした上で入札関係には出すだろうと思うんですけども、それがなかなかうまくいってなかったのかなっていう感じがしますけれども、そういった密室の中で、我々には、委員会で審査を、我々は審査してきたわけですよ。

ですから、その前にそういった状況があるということを実際につかんであったのかどうなのかが1点。

それから田代中の問題にしても、今設計のなんかがなくなっただとか出ておりますけれども、やっぱりこういった問題がそれぞれの担当課同士の、いろいろな話し合いがどのようどこまできちんとされて、工事のいろんな入札がされているのか。

教育委員会も知った上で我々に対して審査をお願いをしたということになると、我々は問題だと、こう思いますので、そこら辺のいきさつ等含めて、経緯がわかれば、お示しをしていただきたいと思います。

国松敏昭委員長

今のいいですか。

思いも通し、所感申されて最後のところの質問が、答弁を。どの方。担当。

触媒の検討、それから、ちょっと時間を要しますか、まとめるためには。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）

中村直人委員

その間、職員が交代をしておりますので、その間の引き継ぎができてるかどうかわかりませんが、やはりあの、非常に大切なことなんですよ、これは。入札関係も含めてですね。

ですから、我々にも、議会側に出される前にそういったやり直しがあったりとかいろんなことがあっておりますので、そういった事実関係をしなくちゃいけないだろうとは思いますが、やはり、そういったことがあってはいけないミスですので、そういった引き継ぎができてるかどうなのかわかりませんが、総括までに、やはりそこら辺の反省なり、そういったものを、今後の対処のあり方なりあれば、総括の時結構ですので、やはりきちんと

した整理の仕方を委員会でもしてほしいなど、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

国松敏昭委員長

いいですか、今の趣旨は。御理解いただけました。

ほかはございますでしょうか。

下田 寛委員

お尋ねしたいところが、済みません、決算書240ページの、これ、ふるさと移動美術展とい
うのは、教育部になるんですかね。（「文芸」と呼ぶ者あり）（「文化芸術振興課」と呼ぶ者あ
り）違うんですね。

じゃ、もう一つが、スポーツ振興課ももう違うんですよね。（発言する者あり）（「違う、違
う」と呼ぶ者あり）違いますよね。

はい、わかりました。

では、続いて、80、主要、この成果の説明書のほうの87ページの、ちょっとここ図書館の
件なんですけど、ちょっと説明が欲しいんですけど、目的のところに「図書館機能の充実を図る」
とありまして、その効果のところですね。「多く市民が活用することができた」と書いてるん
ですが、下に示していただいている一覧表、表からすると、開館日数はふえたんですけど、
全ての数が減ってるんですね。

これちょっと根拠が薄いなど思っているんですけど、少し補足をいただければと思うん
ですが。

国松敏昭委員長

どの方。担当。

佐藤敦美生涯学習課長

一応目的といたしまして、この、図書館機能の充実を図るということで、その効果として、
生涯学習の場としての多くの市民が活用することができたというふうに、こちらのほう効果
を上げております。

その根拠としては、貸し出し数等を挙げさせていただいておりますが、確かに、この一覧、
平成24年度から平成26年度の貸し出し数につきましては、減少の傾向にございます。

で、基本的には開館日数はふえているものの、貸し出し数は減っているというこの内容で
すが、一応、どうしてこのような貸出数が減ったのかということで、担当のほうも、いろん
な分析をしているところでございます。

一つの考え方といたしまして、年度、この平成24年度から平成26年度までの一覧表だけで
は、なかなか、一概に分析することが難しいところでございますけれども、平成24年度は、

まず、平成24年度については、それまでの、平成22年度から23年度よりも、まず、貸出冊数が平成24年度の時点で減っております。

この原因といたしまして、図書館の中には雑誌等も図書資料として配備しておりますけれども、この雑誌の購入費がかなり予算減となりまして、その購入の冊数について、前年度に比べるとかなり、半分近くの数になっておりますので、なかなかあの、利用者の方には雑誌を目的にこられる方もいらっしゃいます。

また、閲覧して、雑誌を閲覧して、そして、一緒にその他の本を借りるというような方も、利用者の中には多数いらっしゃるということで、その雑誌を目的とした利用者の方が減ったのかなというふうに分析をしているところでございます。

それから、平成25年度について、一旦、利用、貸し出し数がふえておりますが、これについては、サンメッセにあります図書コーナー、こちらについても鳥栖市立図書館のサービスポイントとなりまして、このサンメッセの図書コーナーの貸し出しも、この貸出冊数の中に加算するというような形を平成25年度からとっておりますので、平成24年度より貸し出し冊数がふえているという状況です。

それから、平成26年度の貸出冊数につきましては、平成26年より、今度は鳥栖・三養基地域の連携事業を開始しておりまして、みやき町、上峰町の住民の方も利用者の対象となったために、一旦増加してる部分もございますけれども、とりんす号の利用者の減、本館の利用減も実際にはあっておりますので、平成26年度の貸出冊数の減についてはちょっと、原因について、なかなかつかみかねているところでございます。

ただ、貸出冊数だけが市民の利便性だけではなく、今申し上げましたように、サービスポイントとしてサンメッセの図書コーナーをふやし、また平成26年度は、鳥栖・三養基地域連携事業の開始ということで、いろんな市民の方が活用できるような形をとっていきたいということで、図書館機能の充実を挙げているところでございます。

以上です。

下田 寛委員

今御説明いただいて、いろいろと日々の活動されていらっしゃるのわかります。

ただ、私がお伝えしたかったのは、このデータがあんまり根拠にならないんじゃないかというところだったので、例えば、何でしょう、3市1町の人が、鳥栖市を利用する人がふえたとか、講演会や映写会、研究集会等の数がふえたとか、その図書利用カードを作成する人が新たにふえたとか、何かそこでプラスになったものというのがここに載ってきたほうが、さらによかったのかなというような気がして、ちょっとお伝えをさせていただきました。

よろしく願いいたします。

ちょっと引き続いていいですか。

あと済みません、勝尾城のところを1点お伺いしたいんですけど、この上の86ページですね。今52%まで進んだっていうところでした。

実際ですね、勝尾城筑紫氏の鳥栖市民の認知度ってどの程度あるかっていうのは、何か指標はありますか。

佐藤敦美生涯学習課長

残念ながら、認知度につきましては、把握するようなアンケートとか、そういった調査をいたしておりませんので、認知度、認識はしておりません。

下田 寛委員

わかりました。

で、今から国史に指定されてどんどん、まだ、公有化が進んでいくんでしょうけれど、この、遺産といいますか、鳥栖市の一つの大きなブランド、と言ったら失礼なのかもしれないですけど、をどう生かすのかっていうのは、ひとつ長い目で持っていくことが必要なんじゃないかなと思ってます。

もちろんそれに向けて、いろんな活動が展開されているのは知ってるんですけど、例えば知名度を上げるとか、せめて鳥栖市民の知名度もっと上げるとか、そういった活動もできてるんじゃないかなというふうに思ってます。

何かそういった調査等もしていただければなと思ってますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいですか。

成富牧男委員

そしたら私はですね、まずちょっと簡単なやつから尋ねたいんですが、主要な施策の成果81ページ。

81ページは、これ小学校ですけども、いわゆる生活指導補助員ところなんですけど、これ過去にも私、この委員会の場で申し上げましたけど、教育、学校現場のほうから、今の補助員さんの退勤時間が、15時30分までだということで、もう1時間ぐらいおってもらえば非常に助かると。

例えば移動、子供を移動していくときに必要な場合もあるわけですね、子供さん。ということですけど、なかなかそういうふうにはならんみたいですよ。

それで、まず尋ねたいのは、時間単価で大体どれぐらいになって、今の、この決算の数字、

人数ですよ、人数を前提にして、どれぐらいふえるのかですよ。まず、単純に、お金の問題でいうと。

それを、まずお尋ねしたいと思います。

柴田昌範学校教育課長

支援員の、今お金の問題を議員さんからおっしゃいましたけれども、現在の単価で申しますと886円、1時間ですので、小学校の場合が授業日数が198日、今年度で申しますと小学校22名配置しております。で、約385万円ほど。

中学校につきましては、886円の204日間の6人配置しておりますので、108万円ということ、合計いたしますと、もし、小中学校1時間延長すると約494万円になります。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございました。

で、これは一律じゃない、大体合わせて、4億400万、500万円弱ですね。その学校は全部、ひよっとしたら必要じゃあないかもしれんし、そういうのもあるかもしれません。

いわゆる障害者の特性、子供の特性で必要だということとそうじゃないところとあるんじゃないかなと思いますけど、やっぱりですね、それは金、単純に金の問題とは、いうふうに片づけるわけにはいかないと思います。

なんかその他、これまでのここでのお話、やりとりの中では、いわゆる扶養に入れん、入る入らん壁があるとかいう話もありましたけど、そういうのも含めて、なるべくやっぱり現場の声にこたえていくっていう声がある前提で今私は言いよります。声があるちゅう前提で言っとりますけどね、ぜひ、それこそ、合理的配慮ちゅうやつもありますのでね、やってほしいなと思っております。

生活指導補助員については以上です。

それから、次は、同和問題に関連して幾つかお尋ねをいたします。

まず、決算書の230ページですね。

同和集会所ですよ。同和教育集会所の管理委託料がありますよね。

これ、決算が100、100、100万、100万1,772円、100万円ちょっとですね。

これのまず内訳を教えてくださいませんか。

佐藤敦美生涯学習課長

同和教育集会所管理委託料の内訳ということでお答えいたします。

まず、警備委託料といたしまして、13万2,192円でございます。

また、清掃委託料が14万9,580円。

それから、時間外の管理委託料ということで、これが36万円。

日常的な清掃委託料として、36万円。

で、合計100万1,772円となっております。

成富牧男委員

はい、ありがとうございました。

飛んでて言えばよかったですね。

でですね、私が問題にしたいのは、今四つぐらいに分けて言われたんですけど、警備委託料と、年2回のこれ、ちょっと大掃除っぽいやつを業者の方に頼まれとるんですかね。

それを除いた、あとの日常清掃委託料。これが日常的に施設の清掃をする、してもらうために、36万円と。もう一つ、夜間の、主に施設の開閉とか夜間利用者の対応のための委託が36万円と。だからそれぞれ、ひと月に3万円ずつになるのかな、になりますよね。

要はですね、まず、管理委託料ですけど、これは夜間の時間でいうと、5時から、夕方の5時から10時まで、あすこは、会館は、規則上は10時までになってますよね、夜の。

だから、その期間、5時から10時までの期間を委託するというんですけど、まず前提となるのは、これは先に確認しておりますんでわざわざ確認しませんが、この管理委託料、委託を受けてるのは同和会の関係の方ちゅうことやったですね。

そういうことで、お話しはしますけれども、これ、時間帯ですね、5時から10時まで、この時間帯で平成26年度中、どれぐらいの利用があったのか。

お願いします。

どれぐらいじゃなくて、どれ。数字でお願いします。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、夜間ということでございますが、今回のこの時間外の管理委託料の中には、月曜日から金曜日までの17時から22時、それと、本来開館日になっております土曜日の9時から22時を対象としております。

その土曜日につきましては、月曜日から金曜日の17時から22時と、土曜日の9時から22日の間は、集会所の職員が通常の勤務が月曜日から金曜日までの9時から17時までとなっておりますので、それ以外の時間帯ということで、管理委託をお願いしているところでございます。

また、その実績といたしましてですが、まず、月曜日から金曜日までの時間外の利用日数、平成26年度の実績で30日、それから、土曜日の利用として、実績として、6日でございます。

以上です。

成富牧男委員

ひと月、ごめんなさい、年間で、月曜から金曜日までが30日、それから土曜日の9時から、

違う、土曜日は昼間から夜の22時までですね。で六日あったと。

ということは、年間36日、ちゅうか36回ですよ、別な言い方すると。36回。36回で、フルに5時から、例えば月曜日から金曜日まででいうと、5時から10時までちゅうのもあったかもしれませんが、そしたら、こればらけ、ばらかしたら30日ちゅうのは何月と何月、何月に幾ら、何月に幾ら、何月に幾らってということで、教えてください。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、4月から、平日、月曜日から金曜日までの利用日数が2日、土曜日の利用はなしです。

5月です。平日の利用が、時間外が7日、土曜日はなしです。

6月です。平常期、平常、平日の利用が3日、土曜日が1日です。

7月です。平日が4日、土曜日が1日です。

8月、平日が1日、土曜日も1日です。

9月は、平日、土曜も利用ございません。

10月、平日が3日、土曜日は利用はありません。

11月、平日が2日、土曜日利用なしです。

12月、平日が2日、土曜日1日。

1月が、平日が2日、土曜日が1日。

2月が、平日が1日、土曜日が1日。

3月が、平日が3日、土曜日は利用なしです。

以上です。

成富牧男委員

はい、ありがとうございました。

極端な場合には、その月、9月ですかね、ゼロのときもあるわけですね。4月なんかは5時から10時まで、ひと月に2回だけと。これも何時間あったかちゅうのもちよっとわからんですよね、当然ね、そこまでは。

それで私が言いたいのは、例えばですよ、これは9月のようなゼロゼロのときでもお金を出してあるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

委員時間外の利用がない場合も、ひと月3万円のお支払いをしております。

成富牧男委員

それは、私はもう全くおかしいと思うんですけど、契約上そういうふうになっているんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

はい、そのようになっております。

成富牧男委員

なっておりちゅうよりも、そこまで細かく決めてないっていうことじゃないかと思うんですけれども、どうですかね、その、市が、おらん、なくても、1日も、決め方ですけど、そしたらひと月当たりどういう決め方、3万円ちゅう決め方ですよ、単位。それはどういうふうにしてあるんですか。

やっぱりひと月3万円という考え方ですか、それとも、年間36万円ちゅう考え方ですか。どっちですか。

国松敏昭委員長

根拠、根拠ば、根拠やろ、根拠。

佐藤敦美生涯学習課長

申しわけございません。

ちょっと手もとに委託契約書を持っておりませんので、その36万円の根拠となる決め方については、お答えすることができません。

成富牧男委員

そしたらそれ、総括の時またお尋ねしますので、それまでにお願ひしたいと思います。

私の意見を言わしていただくならば、ゼロのときには払わないでいいような、もし今払うような内容になっておるのであれば、それはもう速やかに、来年の予算からでも変えていただくようお願いしておきます。

それから、もう一つの清掃委託の業務ですね。

これはどういうふうな決め方してあるんですかね。毎日どういうことをしてくださいちゅうふうに契約上はなっているんですか。

どこを、例えば、今いつもほら、ここの役所でも毎日されていますよね。あれは必ず仕様書があると思うんですよ。

そして毎日、週1回報告なのか、毎日報告なのか、それはもう前の管理委託にしてもそうですけど、5時から10時まで、土曜日やったかな、土曜日の9時から22時の分についてもそうですけど、そういうのは整備されているんですか。

事業、何か、報告書ですね、いわゆる。業務報告書。

佐藤敦美生涯学習課長

申しわけございません。

委託契約書について今持ちあわせておりませんので、内容について、お答えすることがで

きません。

成富牧男委員

そしたらそれもお願いしたいんですが、私がここで答えていただけるだろうと思うのは、報告書はとってあるのかちゅうことです。

こう、今回こういう、言われたとおりの仕事をしましたていうのを、例えば1週間か1カ月か、1カ月でもいいですよ、そういう報告は受けてあるのかどうかです。

佐藤敦美生涯学習課長

報告については報告書という形では、受けておりません。

ただ、日常的に清掃されていることを、例えば職員が行ったときに見たり、あるいはそこでお話をしたりということで、基本的にはその業務内容について把握に努めているところでございます。（「委員長」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

その前に。

あの、今、やりとり聞いて、何ていうか、担当は、職員の担当は、このね、チェックするとか、この同和委託料の、これは何か、課長のもとにただ報告が上がって、要するに専属の担当とかあるんじゃないですか。そういう職員の方おらるっつですか。

要するにね、今まで、当然、これもうこの集会所ができてもう何年もなっでしょう。その過程の中で、今それを、使われてないところも毎月3万円、清掃費払うとか何とかちゅうのは、それはずっと今までも継続してやってることだと思っんでね、今それを何か新しい、目新しいもんじゃないなという思いでちょっと今聞きよるんですけど、それとも、そういう何か担当の方が、きちっとね、中身まできちっと把握されておられるのかなということで、今、ちょっと中断させたんですけど。

ちょっとその辺なわからん。

佐藤敦美生涯学習課長

同和教育集会所につきましては、生涯学習課の参事が担当し、そういった業務の把握に努めているところでございます。

以上です。

国松敏昭委員長

そんなら、その人が答弁したほうが明確にできるんじゃないかなあという、ちょっとそういうやりとりの中で、今、なんか課長ちょっとその辺がまだ、どうか。（発言する者あり）あそう、そうね。ちょっといらん憶測ですけど、そういうにちょっと感じたもんですから。

成富牧男委員

それで、ちょっとやっぱり、それじゃだめだと思うんです、結論から言うと。

やりよるかやりよらんかは、さっきは職員が行ってますって、毎日、朝と晩行っておられるわけじゃないんでしょう、清掃を。

だからやはり、きちりですね、もう様式か何か、これ、これも今まで何回も言いましたけど、報告書ば受けん、受けんでお金ばやるっていうのは、本来から言うとやっぱ不適切な支出に当たると私は思います。証拠がないっちゃけん。

聞いたところによると、個人の委託は請求書も出てこないっていうことですから、これも私はいいのかなと。通常、請求書があるからお金を出すんですよ。これ別に役所じゃなくても、請求書を出してくださいと言うやないですか。

だから、非常に不適切だと思いますので、これは改めるならもう、速やかに改めてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育長、答えられますか。

天野昌明教育長

この同和教育集会所の件につきましては、私も、10月で、今度で4年目になりますけれども、たびたびいろいろなことで御指摘を受けていた件だというふうに思っています。

それで、先ほど出ましたように、契約のあり方にしても、報告書の出し方、報告書の内容にしても、やっぱり今度検討すべきだろうというふうに思いますし、今話を聞きますところ、9月がゼロ、ゼロであるけれども、契約のあり方が月3万円ということだと思っておりますけれども、その辺のことについてもですね、今後また検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

速やかにやっぱり検討すべきことだろうというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

成富牧男委員

速やかに検討をお願いしたいと思いますが、ただ、私はもうこの、特に清掃委託料は要るのかなというふうな思いが強いですね。

ていうのは、あそこには、あそこを一応本、あそこの職員じゃないそうです。あそこの、どげん言うですかね、あそこに一応、待機しておる社会教育指導員さんが2人いて、そしてそのほかに、事務員さんがおるわけでしょう。3人おられるわけですね。3人おって、あの下、あの1階と2階でしょう。この通常の、そして年2回大掃除をしてあるわけですから、委託で。この人たちをお願いしたらどうですか。そしたらもういらんじゃないですか、この清掃委託料の分は。

いかがですか。

佐藤敦美生涯学習課長

同和教育集会所に事務員としております職員でございますが、それ以外に、社会教育指導員を2人、集会所に配置をしているところです。

それぞれの業務の中には、特に社会教育指導員につきましては、施設の管理運営業務は入っておりませんので、日常的な清掃につきましては、自分がふだん使用している机の周り等について、あるいは気がついたところについては、自主的に清掃はされているかと思えますけれども、業務の内容の中には入れておりません。

また、集会所の職員につきましても、業務の中には入れておりませんので、これについては日常的な清掃業務は、これまでどおり委託を外部にしていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

今はしてないんでしょうけど、私が言うたのは、されたらどうですかって言うてるんですよ。

また社会教育指導員の仕事はどんななのですかって聞いたら、また、いろいろいつもお決まりの研修会や講演会などの人権啓発、関係機関との連携・協力、差別事象への指導・助言、会員からの相談、えせ同和団体への対応等を儀業務にしているというふうに言われるんだと思いますけどね、大体、その1日、逆に言うたら3人もおって何しよんしゃっちゃんちゅうな感じがするんですよ。

で、事務員については、前回ですよ、開所時間中の利用者に対応し、ちゅうことですよ、事務員の、そういうことを多分言われたと思うんですよ。

だから、そういうふうに考えると、あそこに何人ぐらい尋ねてきよるのかですよ。

私はぜひ、途中から難しいなら、来年度の予算の中で、もう少なくともこの清掃委託料は、もうやめたらどうかと。

今ここでは答えが出ないと思いますので、それ以上は、それに対する答えは要りませんけどね、ちょっとあんまりだと思います。

はい、これは、同和集会所に関する質問は終わります。

続けて、決算書の227、228ページの社会教育指導員報酬のについてお尋ねをいたします。

さっき申し上げたように、社会教育指導員ちゅうのは3人いらっしゃるわけですね。3人いらっしゃるわけですよ。

そのうちの1人が市役所OBで今、あすこ別館、何別館かな、教育委員会が2階にあるところにいらっしゃいます。そしてあとの2人の、言うならば同和専属指導員が向こうに2人おられるということでもいいですか、理解は。

それで、さっき言ったように、ちょっとまた聞きますけどね、自分で言ってしまいましたけれども、同和会からの御相談も受けるっていうふうに過去答弁してありますよね。

それって、変わってませんか。同じですか。

佐藤敦美生涯学習課長

変わっておりません。

成富牧男委員

それで、私は、この同和会の会員からの相談を受けるというのは二重におかしいと思うのは、同和会の会員はある意味じゃ互助会的機能も持っていると思うんですよね。そしたら相談事は我がこの同和会の中ですりゃいいじゃないかちゅうのが一つ。

わかりますかね。

同和会、400万円も今補助やってる、その同和会の、しかもそこは、13世帯ですよ、13世帯。13世帯の42名か3名ですよ。まずは、私は同和会の会員同士が、互助会的機能もあると思いますので、そこで相談すればいいじゃないかというのが一つ。

そしてしかも、福祉に生活相談員でそれこそ158万円ぐらい年間、賃金がついてますけどね、その人、その人が、生活相談員の仕事は何かて過去聞いたら、第一義的には同和会の会員からの相談受けること。

同和地区の人たちの同和会以外の会員、いろいろな人の相談を受けるじゃないんですよ。同和会、つまり、その13世帯43名の人々の相談を受けるために、生活相談員というのが別におるわけですよ。

だから、もう一度言いますと、まず互助会的な機能も果たしとるであろうその会員さん、その人の相談をですよ、二重、その上に生活相談員もそれを受けるて言っているのに、さらにその社会教育指導員が、その相談を受けるんですか。

社会教育指導員という、本来の目的からするとですよ、これ、ちょっと違うっちゃないかなと思うんですけど。

もう今そういうふうに言われましたので、訂正がきかないと思いますんで、これも、ぜひ検討をしてください。業務をきっちり整理してください。それを申し上げときます。

それで、幾つか飛ばしますけど、同和専属の2人の額が違いますよね。

若干、平成26年度努力して落としてありますが、市役所における、元市役所OBの人の金額にそろえてある人もいますけれども、もう一人は依然として高いですよ。この高い金額を設定した理由について教えてください。

それから、皆さんにわかるようにそれぞれの金額、私が今違うて言うた金額も含めて教えてください。中身を。

決算の金額を、内訳三つでお願いしましょうかね。

国松敏昭委員長

それは、もう手元にあるんですか、資料として。（「はい」と呼ぶ者あり）ある。

そしたら、まず、お答えください、そしたら。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、3名のうち1人が、今、生涯学習課に配置をしております社会教育指導員の賃金、年額にして、決算額が170万6,040円でございます。

それから、同和教育集会所に配置しております社会教育指導員2人のうち1人の年額の賃金、報酬が、238万8,450円でございます。

また、もう1人の社会教育指導員の年額が213万2,550円でございます。

以上です。

成富牧男委員

あれ、私の認識違ったですかね。

平成27年度の予算からそろった、頭がそろったんですかね、1人だけは市役所OBと。じゃないんですか、今のは決算だからそういうふうになったんですかね。

もう一度お願いします。

佐藤敦美生涯学習課長

説明が不足しておりました。

月額にいたしまして、生涯学習課のほうに配置しております社会教育指導員が14万2,170円の12月でございます。

また、同和教育集会所に配置しております指導員のうち、1人が月額15万9,230円の15カ月でございます。

また、もう一人が14万2,170円の15カ月分ということで、先ほど申し上げた年額になっております。（「はい、委員長と呼ぶ者あり」）

国松敏昭委員長

ちょっと待って。

その15カ月ちゅうのは賞与が入ってるちゅうこと。そういう意味。（「びっくりしたね」と呼ぶ者あり）はい。

ちょっとそれば、きちっと。

佐藤敦美生涯学習課長

12カ月に加えてですね、3カ月分の期末手当相当分ということで、3カ月分が加えられております。

成富牧男委員

私、大分わかかったつもりが、今の聞いてまたびっくりしました。

同じような身分、身分でですね、そういう賞与をつけてるのが、市役所中でほかにありますか。

国松敏昭委員長

要するに嘱託職員という、嘱託職員じゃちょっと違うよね。どういう位置づけで、そういう位置づけの人で、同じような、そういう、何ちゅうか、賞与的なものが支給されている部署、部署ちゅうか、そういう方おられますかということ。

何か答弁できますか。

佐藤敦美生涯学習課長

この社会教育指導員につきましては、報酬という形でお支払いをしているものでございます。

また、その報酬額につきましては、鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の別表のほうで、予算の範囲内で市長が定める額というふうに規定をされておりますので、そういった形で、報酬費、報酬につきましては、予算の範囲内で定めているところでございます。

3カ月分の賞与がついているほかの例があるかということですが、こちらのほうではちょっと把握しておりません。

以上です。

成富牧男委員

一番身近な例で言うと、市役所OBの同じ立場の社会教育指導員、こちらはさっきの御説明ですと、賞与はないちゅうことですよね。

これ、いいです、いいです。

ということだと思いますが、これってやっぱり説明がつかない、さっきのような具体的な、業務内容もさらに、今後、聞いていかないかんですけどね。

これも、これについてもですよ、今のままでいいのかっていうのが、私はあります。このままでいいと思われませんか、今すぐ言葉は出ませんか、教育長。

国松敏昭委員長

済みません。

答弁があると思いますが、ここで10分、休憩をします。

午後2時休憩

午後 2 時 10 分開議

国松敏昭委員長

それでは、休憩前に続き、引き続き、質疑を行います。

どこまでやったかな、答弁のほうやったですね、はい。

天野昌明教育長

今、社会教育総務費に関しての協議が行われておりますけど、今 3 人の報酬というふうなことでございますけど、今話を担当に聞きましたら、昨年この金額については見直しがあったという話を聞いております。

そういった意味で、今後、また検討すべき内容、先の見通しを持って検討を視野に入れてやっていくべきじゃないかなというふうには思っておりますけれども、人権問題は、さまざまな差別意識であったりとか、人権侵害による被害の救済と教育、就学、産業等のなお存在する格差の是正といいますか、そういったいろんなことを踏まえた問題でもありますし、非常に難しい問題もありますし、そういった面も含めて、今後、この指導員の報酬ということについては考えていかななくてはいけないというふうに思っています。

私が、平成 16 年度に、ここの課長をしておった時に、市内の中学校で賤称語事案がありまして、その時は随分いろんな面で御迷惑をかけましたし、御心配をかけたんですけど、そういった中で、この社会教育指導員のところでの御指導とか、御支援があったというのは認識しております。

そういった意味で、今後また、総合的に考えてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

成富牧男委員

ぜひですね、それこそ人事のほうとも協議されて、そういう、私は多分特別扱いじゃないかと思えます、特に賞与の話はですね。

だから、ちょっと今までずっと、過去からですよ、ずっと議論、いろいろやりとりしてきた中では、業務量がなかなか見えてこないんですけども、感覚的に言うと業務は 3 人の中、私の感覚では、中で一番頑張っておられるのは恐らくこの市役所におられる市役所 O B の方と思うんですね。

その人には賞与はつかなくて、何かようわからんばってんという人に賞与まで、しかも 3

カ月分もつけているわけですね。

やはりこういうふうな話を世間一般、市民の方が聞いたら、非正規の方が聞いたらどう思
うかですよ。これは役所の中にもいらっしゃいますよね、臨時さんとかいろいろ。それこそ
さっきの給食センターは賞与ついているんですか。ついとらんでしょ。

だから、これやっぱり市民から見てどうなのかっていう、いつも言われる、当然のごとく
皆さん方思っておられるそういう視点から、やっぱ考えるべきじゃないかなと思います。

それで、業務日誌はもうつけてあるんですよね。

業務日誌については、業務を把握するために、この指導員の業務日誌はつけられてるん
ですか。

佐藤敦美生涯学習課長

集会所のほうにおります集会所の職員とあわせて、業務日誌を配置して、記載していただ
いております。

成富牧男委員

全く進んでないわけではないというのも理解しておりますのでね、頑張っていたきたい
と思っております。

最後に、これもちょっと尋ねて、これ一回尋ねたらもう終わりますので。

ちょっと、あと続けて、時間の節約のために聞きます。

一つは、この講師、社会教育指導員、二人の社会教育指導員を、地域、公民館とかなんと
かでの、研修会の講師として1回でも使ったことがあるのかちゅうことですよ。

この人ベテランなんでしょう。はい、どうぞ。

佐藤敦美生涯学習課長

社会教育指導員が講師としてさまざまな研修会に出ておりますが、今現在、同和教育集
所に配置しております社会教育指導員が、講師としてさまざまな研修会に、実績としてはご
ざいませぬ。

成富牧男委員

いや、もったいない話ですよ。ベテランの、給与もその前の、ずっと前の説明では、え
らい詳しいから、特に差をつけてるのは一つはそれもあるということで、同和のオーソリテ
ィだという位置づけだったと思うんですけど、そういう人をですね、遊ばせとくのは私はも
ったいないと思うんですよ。この人たちをぜひ使ってください、研修に。

きょう、あとはちょっと、そういうことは当初予算の中に反映されていくであろうという
期待を込めて——当初予算には直接出てこんか。次に、行きます。

次は任期の問題ですね。

これについては、尼寺議員の一般質問で、監査委員が要綱に規定された勤続年数3カ年、原則3年、どういうふうに書いてあるかというところ、鳥栖市社会教育指導員設置要綱第3条の2か、指導員の任期は1年とする。

ただし再任を妨げないがですよ、その通算年数は原則として3年を超えないものとなっておりますが、同和、2人の指導員のうち1人は、もう3年をただいま現在では超してあるんじゃないですか。

どうですか、もうやめられたんですか。

佐藤敦美生涯学習課長

今、お話がありましたように、お一人の方につきましては、平成24年7月からこの指導員として任務に当たっていただいております。

で、今月の、ことしの6月をもって丸三年が経過し、現在7月からは4年目となっております。

で、現在も4月1日の辞令として発令しております、任期としては、今年の4月1日から平成28年3月31日までの任期として任用しているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

通算年数は原則として3年を超えないものであるというのが規則ですよ。だから、こう区切ったとしても、そうじゃなくて通算ですよ。

なんで監査の指摘に対して反したようなことをされているのでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

原則としてということでございますので、ただいま申し上げましたように、任期、任命をするのが年度当初の4月1日から1年間を通しての任命とさせていただいており、今回、7月からは4年目になりますけれども、3年を超えての任用とさせていただいております。

以上です。

成富牧男委員

今のはちょっと答えになつたらんと思うんですけど、原則として、原則じゃない、例外があるからしたというふうな答えじゃないといかんと思うんですね。

例外はこういうことだという答えじゃないとこれ、わざわざ本会議で、一般質問で監査委員が出てきて答弁されてる内容ですよ、好ましくないという趣旨の答弁されてます。

それを超えてまで、それに反してまで、原則に、原則じゃなくて例外的に使われた理由は何なのか。

教育長、これ印鑑押しちゃるでしょう。

天野昌明教育長

はい、押印しております。（「押印したかどうかは聞きよっちゃなくて、だから、教育長なりの理由、そうだなと思われてされているのかちゅう意味ですよ」と呼ぶ者あり）

専門性という面から非常に、やっぱり例外的な面も含めて、採用されてる、採用をお願いをしてるといふふうに思ってます。

成富牧男委員

もう、これ、ちょっともうそれ以上言いませんけど、専門性で言われましたがね、この方は、もうその前にベテランが二人やめてある、不幸にもお亡くなりになり、続けてお亡くなりになってるんですよね。だからこの人たちベテランじゃないんですよ。

ベテランならよっぽど市役所OBの方が、今言ったように、勤務年数は36年9カ月在職してあったんですよ。幅広い、同和だけじゃなくて同和も障害も、全ての面で人権に通じてあるのは、市役所OBの方ですよ。

だから、今言われた、教育長が答弁されたのは当たらないということを申し上げておきます。

そして、次いきます。

次は、同和問題強調月間講演会、これさっき冒頭の質問で下田議員が言われました。私も我が意を得たりという気持ちでしたんですけど、あれだけ同和問題が大事だ大事だと言いながら、年に1回の同和問題強調月間の講演会なのにもかかわらず、今回のテーマ、テーマも前、障害だったと言われた、同和の問題ではありませんでした。同和の中身、そもそも同和とは何だっていう講演会じゃありませんでした。

で、ちょっとお尋ねしたいんですけど、私も最近ずっとそれ感じてたんですよ。

この5年間でもいいですけど、タイトルとテーマを教えてください。10年とかいうお願いしてましたけど、10年間長過ぎるから。

成富俊夫生涯学習課参事

それでは、5年前、平成22年度から、鳥栖市同和問題講演会のタイトル及び講師の方を報告いたします。

平成22年度、歴史の中の人権、講師が作家の井沢元彦さんです。

失礼しました、平成22年度は、人生いつもありがとう、元NHKアナウンサーの吉川精一さんです。

平成23年が歴史の中の人権、作家の井沢元彦さんです。

平成24年、人生いつだってやり直しはできる、講師の方が創作舞踏家の花柳幻舟さんです。

平成25年、幸せを運んだ人形芝居、講師がNPO法人ヒューマンネット徳島の理事長でい

らっしゃいます、辻元一英さんです。

昨年、平成26年がトークライブ、いのちを想う、元NHKアナウンサーの村上信夫さん、それと舞台女優の有馬理恵さんお二人による講演となっております。

以上でございます。

成富牧男委員

今、平成26年まで言っていましたよね。この中であえて人権、人権の、ごめんなさい、同和問題の比重が多かったのてありますか。

同和問題に、ちょっと最後に同和問題も同じでございますって言われた方あるかもしれませんが、さっき言ったようにそもそも同和とはこういうことなんですよと、だから、何も差別する必要ないんですよみたいな、そもそも論を説かれたっていうのはありますか、この中で。

成富俊夫生涯学習課参事

講師の選、選定内容につきましては、社会福祉課のほうより、こちらのほうに連絡が来ております。

原則といたしまして同和問題に関し講演いただける方、または、人権内容の講演をされる場合には同和問題に絡めていただけるように依頼をしております。

平成22年からの分で、講演内容が同和問題に関連が強いものとしたしましては、平成23年の歴史の中の人権、井沢元彦さん、平成25年の幸せを運んだ人形芝居、辻本一英さん、それと昨年のトークライブいのちを想うの村上信夫さんと有馬理恵さんでございます。

以上です。

成富牧男委員

私は、これについてはあと要望言っときますけれども、私も全く、全部否定しようわけやないんですね。

私の感じでは、やっぱり同和問題を本当に理解、同和の歴史とかを理解したときに初めて、非常にこういう階層ちゅうのは、歴史的に見ていたりきたりしとると。ずっと部落民は部落人のままじゃなかったとか、そういう話を聞けば、ああそうなんだっていうことで結構、まさに理解ですよ。理解っていうのが一番大事、障害者理解とかよく言いますが、この同和も理解、まず理解ありき。

そういう意味では、次に質問したい人権同和アンケートの中の話にも通じますけど、どうしたら、こういう同和問題解決できますかの第一歩はやっぱり理解することだと思います。

だから、せっかくの年間にたった1回の同和問題強調月間の講演会をするならばですよ、徹底して同和問題でやっていただきたい、やるべきじゃないかというのが私の主張です。

次に行きます。

次はですね同和問題の、人権同和の、先ほどいただきましたアンケート、これについては、まずちょっと、これですね、何部つくられたのかなと思って。

金、まず決算書を見る……、ごめんなさい決算書の230ページです。決算書の230ページ。人権同和のアンケート結果ですが、アンケートですけれども、まず、これ150万円ですよ。最初にちょっと言った、部数と、配付先、そこから委託業者の名前を教えてくださいませんか。

これ、概要版と二つあるようですけど。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、こちらの、調査報告書の冊子の、厚い冊子の分につきましては、100部でございます。

それから、概要版については1,500部を作成いたしております。

また、配付先でございますが、詳細版、概要版合わせて、社会福祉課関連で、両課で共同してこの報告、意識調査について当たっておりますので、そちらほうから配付している配布先については、ちょっと承知しておりません。

生涯学習課のほうで作成をして、配布先についてはちょっとこちら、今現在承知しておりません。

ただ、概要版についてはですね、今後、さまざまな研修あるいは講演会、それから、講座等で活用していく予定にしているところでございます。特に、どこに配布したという実績はございません。

また調査の委託先でございますが、株式会社佐賀電算センターでございます。

以上です。

成富牧男委員

佐賀電算センターちゅうとこが取ったんですか。はい、わかりました。

要望しておきます。

100部と1,500部、本来であれば、つくる時に、当然予算取る時に本来、これ、こういうところに配布してその啓発を高めたいと思うから、ということだと思ふんですよ。

今の話ですと、今からって私は聞こえました。今から1,500部の概要版配るところを決める。しかも啓発を担っているのは、生涯学習課と考えてよろしいのでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

人権・同和に関する教育啓発については、生涯学習課のほうで担当しております。

成富牧男委員

ということであればですね、やっぱ、それはいかんですよ。怠慢ですよ。

例えば、社会福祉課に預けとうとを、どことどことどこ配ってねぐらい本当は言わないかん。言わん、それができんなら、どこに配ったかをもう知っとかないかんですよ、把握しとかないかんですよ。

結局、私に言わせるとそんならいしか考えとらんとに同和が大事、大事と言いなさんなど、ぐらい言いたいです、正直言って。

最後の質問です。

このアンケートの中に、同和問題の解決に必要なことは何ですかとか、同和問題はこれからどうなると思いますかとかいう、ごめんなさいね、ページ数で言うと、36ページとかですね、いただいたアンケートです、36ページ。それから、38ページには今度は、同和問題はこれからどうなると思いますかと、市民に聞いてあります。

私は、問いたいのは、市民に聞く前に、あなた方、教育委員会としてはどう考えてあるのですかと。同和問題を解決するためには今後どのようなことが必要だと思いますか、が一つですね。

それと、同和問題はこれからどうなると思いますか。

この二つに、お答えください。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、今回の市民意識調査をいたしまして、その結果について分析をしたところでございます。幾つかの項目に注目した点を最初に御紹介したいと思います。

今回は、人権・同和問題に関するということで、広く人権についても、お問い合わせ、お尋ねをしておりますが、何の根拠のない言い伝えや風習について間違っていると答えた人が増加しておりますが、一方、当然のことと答えた人も、減っておりません。

また、基本的人権が守られていると答えた人は、前回の調査、平成19年度調査に比べて17.1ポイント高くなっています。

それから、日常生活の中で人権侵害の経験を尋ねたところ、半数以上が経験がないと答えているものの、半数の方が、言葉遣いや女性だということ、あるいはさまざまなことで傷つけられた経験を持つというふうに回答をされております。

それから、先ほど御答弁の中で申し上げましたが、同和地区、同和問題についての認知度が20.1ポイント低下していると。

そして、同和問題の解決について国民全体で考えるべきという人が半数以上、また、そっとしておくのがよいと答えた人が22%という結果でした。

で、同和問題の解決策として、教育、啓発広報活動の推進が40%を超えている方が、答えていらっしゃいます。

また、同和問題について自由な意見交換ができる環境をつくるという方が30%近くいらっしゃった。

効果的な啓発・広報活動として、テレビやラジオを利用する、あと、広報紙やパンフレット、ポスターの作成、それから講演会、シンポジウム、研修会などの開催という方が、3割の方がそういうふうに答えてあります。

こういうことを踏まえまして、実際に、基本的人権が守られているというふうに答えた方もいらっしゃれば、日常生活の中で、ささいなことで、言葉遣いや、そういった内容で傷つけられた経験を持つということが、人権・同和問題の本当に基本的な問題だというふうに考えているところでは。

この人権問題を解決していく方法なのではけれども、人権・同和問題を自分自身の問題として捉えて、日ごろの行動、あるいは意識の中にある自分自身の差別性に気づくような教育あるいは啓発事業を、本当にさまざまな機会を捉えて、いろいろな方法で、わかりやすく丁寧に行っていく必要があるというふうに考えております。

具体的には、自分自身に問いかけるような働きかけ、あるいは自分とは異なる立場や状況におかれている人たちのことに思いをめぐらせるような、思いをめぐらせることの大切さを伝える、また、日常生活の中で、人権の視点でもさまざまな、自分の生活を見直すと、行動見直すと。

人権問題に対し理解を深め、正しく認識して、個人の人権意識を高めることが大切だというふうに考えております。

こういうことで取り組みをしていく必要があると考えておりますが、この一例として、平成27年度はこの、具体的に事業として、同和教育集会所において、市民を対象とした生涯学習講座の開催を始めました。

この講座の初日に、まず同和教育集会所の設置目的、あるいは人権同和問題についての講話、講座をですね、一番初日に開催をし、講座の参加者の方にお話を聞いていただいているところです。

また、同和教育集会所を利用されている団体の方も、現在さまざまな団体の方に御利用いただいておりますが、この団体の方につきましても、押しかけにはなりますけれども、同様の人権・同和問題についての講座を実施して、お話をさせていただいているところでございます。

粘り強く、丁寧に、今後も時間をかける必要があるかと思いますが、解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

成富牧男委員

今大分長々と説明いただきましたけど、結局ですね、人権と同和がごっちゃに、ごっちゃになってるちゅうか、人権問題かなと思ったら、ちょこっと同和が入ってきたりっていう形で、やはり今から先はですね、ここ人権ポツ同和となっておりますけれども、人権問題ですよ、今言われたのもかなり人権問題という表現が何回もありました。

人権・同和やなくて人権問題の中で同和問題も考えると、並列ですよ。そういう、私は位置づけが必要じゃないかと思います。

ちょっと同和問題、いよいよ最後になりますけれども、私が興味深く思ったのは、同和問題はこれからどうなると思いますかっていうことについてですね、これ38ページ、近い将来解決すると思うちゅうのはですね、少なくなってますね。平成20、19年度が20.2%あったのに、平成26年で17.1%、少なくなってますよ。

そして、いずれ解決すると思うが大変長い時間を要すると思う、これは平成26年が63.9%ですか。そして、これが63%。これはちょっと低くなってますね。9.2だから61.9%か。

私が思うのは、市役所のスタンスはどっちかというたら、この真ん中、いずれ解決と思うが大変長い時間を要すると思うみたいな、スタンスでおられます。そういうスタンスではいつまでも、まさにいつまでもなくならないと思うんですね。

あと一つ最後に言いたいのは、何でもこういうふうに変な長い時間を要すると思うちゅうふうで市民が書いて、考えているのか、どのようにしても解決は難しいと思うと考える人、そういう人たちが多いのかっていうのは、やっぱりこの鳥栖市においてですよ、同和問題を特別、きょうずっと私が議論して、もうわかりましたように、ほかの行政、さっきの指導員の賞与の問題一つとっても、それから、よそではやって当然の委託料に対する姿勢、委託料に請求するときには当然、出すべき請求書も要らんし、その、何か仕様書もいいかげん、かつては、業務日誌もなかった。やっぱ特別扱いが一番問題だと思うんですよ。

今厚生委員会の話も聞きますけれども、なかなか資料を出さないとかね、ほかのことでは考えられないことですよ。資料を出して、必要性があるなら資料出して逆に正々堂々と、私たちは、こういう正当性があるから予算をくれと言っとるんですよって、向こうも言わないかんですけどね、団体も。

だから、これ、ここもそうですよ、ほかのいろいろな施策があるように、その施策の中の一つ、人権・同和やなくて、それこそ予算の取り方も同じような、やっぱり、もともとのスタンスをそういうスタンスに変えにやいかんのやないかと、私は思います。

だから、特別扱いするから市民がそうなるんだというのを、この同和問題では言いたいと思います。

それで、委員長、1点だけ後で別件で尋ねたいんでよろしいですか。1点だけ。

簡単です、これは。

文化財、これは具体にあれ出てませんが、旧田代町の役場ですね、例の収蔵庫の、あそこ今これ全部引き上げてあるんですかね。

あそこは、かつて地元の人から、福祉とか、いわゆるこうサロンみたいな形で使われんもんやろかっていうふうな要望も出てたときがありました。

そして私も直接、ね、課長にお世話いただいた筑紫野市の社会教育、生涯学習の団体が、ずっと、散策、長崎街道こう散策するのに、途中でトイレとか、休むところが欲しいというのがあったんですね。やっぱり、そういう、外から来る人もそういう要望がある、あるぐらいなんです。

地域の方は、あそこでそれこそ高齢者も、そうでない人も、そこから、あそこを散策、行き交う、外からの観光で来るお客さんも、そういう人たちがそこで相集える、交流できるような場として、あそこをやってほしいなということを、言われた時期があったと思うんですけど、今、原課として考えてある、こういうふうな活用を考えてますというのがあるのか。

それはもうないならないでいいんですけど、それから、地元の要望はどうだった、今どうなってんのか、その2点だけ。

国松敏昭委員長

質問の趣旨わかっですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

まず最初に、あそこを福祉施設等に使用したいっていう話については、先方様が別の場所をお探しになられてあるということと、やはり、あの建物云々の、建物若干老朽化しているという、さまざまな問題がありまして、それについては撤回されてます。

もう一つの、地元の方も加えまして何らかの形はできないかっていう案につきましては、去年からですけれども、一つは、私たち、市のほうも協力している長崎街道まつりですね、今度ありますけれども、そのときにあそこをちょっとしたミニ展示場として去年もしまして、わりかし好評いただけてますので、今年度もそれをやる予定であります。

それとあと、地元にもいろんなことをやりたい、積極的にちょっとした活動をしたいというグループの方いらっしゃって、その方が長崎街道まつりの展示場を見られたときに、こういう形であるなら、使わせてもらいたいということがありましたので、それは内部で協議しまして、ちょっと、老朽化の問題相当ありますので、複数日、恒常的にお使いになるのちょっと難しいんですけれども、1日とかそういった限定的なイベントとか、集まりに使うのは大丈夫だろうというので、庁内で協議いたしまして、具体的には今月の25日ですかね、何かお

月見の会とかいうのなんか、近所の有志の方ががされるっていうので、それについて手続を進めておるところでございます。

ですから、そういった、地元の方が使いま、市有財産の臨時、特別な使用許可ちゅう形になるんですけども、そういった形で、1日単位とかちょっとした行事とか、本当の、商売っ気のない展示会とか、そういったものにお使いになる分には、地元の方には問題ないというふうに、区長さんも含めて申し上げます。

以上です。

成富牧男委員

最後に質問です。今の関係で質問します。

特別に今、原課として何かこういうやつに使う、使いたっていう将来的な方向が決まってるわけじゃないということで、よろしいんでしょうか。

久山高史生涯学習課文化財係長

はい、そうです。ちょっと建物の問題もありますので。

成富牧男委員

ぜひ、積極的な活用方法を考えていただきたいなど、地元の要望も含めてですね、思います。

以上です。

国松敏昭委員長

ちょっと済みません、その、関連して、私の地元でございますので、気にして、いつも気にしておりましたが、このミニ展示場とか云々という、まず耐震性があるのかどうか、駐車場の件とか、いろいろ課題がいっぱい出てくると思うんですよ。

だから、本当にどう考えてあるのかちゅうのは、今の話ではまだ何も考えてないちゅう話ですね。そうでしょう、まず。

再確認の意味で。

久山高史生涯学習課文化財係長

どう使うかっていうことで、いろいろ近所の方も含めて議論というかお話し合いをしたことがあります。

その中で、やはりあの、あそこは本来駐車場ではなくて庭園としての位置づけでございますので、今現在バリカー等で封鎖した状態でございまして、駐車場でお使いになられる場合は、例えば田代小学校とか、公民館とかをお使いになるという形で利用しようということで、それは近所の方も納得されております。

国松敏昭委員長

だから、それでね、私は聞きたいのは、あすこは壊れんとやろかて思うてやった。もう何年も、役場やったっちゃけん。田代の役場やったっちゃけんね。

だから、それで、本当に何が入っとるか知らんけど、昔は何か隣の方が駐車場で使いござったけど、今閉鎖されても、私しょっちゅう通るけんわかるけど、将来的にね、本当にどういう位置づけなの、その辺も検討されたのかなあという思いがありまして、今の時点ではどうなんでしょうか、その辺含めて。

再度、確認の意味で。

久山高史生涯学習課文化財係長

一応建築課のほうがつくってるチェックリストによようなもので点検して、一応鉄骨の部分もあります。

今すぐ、あれが何らかの崩壊するようなことはないということで、ただし窓等でちょっと緩くなってる部分がありますので、それについては応急的な措置を施しております。

ですから、当面は形で置いといて、活用しながら、最終的には本当にあの建物としての活用を認めて利用していくのか、それとも更地にして別の形にするかっていうのは、また今後検討課題ということで、今そういう形になっております。

国松敏昭委員長

はい、わかりました。

ほかはよろしいですか。

柴藤泰輔委員

済みません、この、先ほど、この資料についてよろしいでしょうか。

先ほどいただいた鳥栖市民意識調査報告書、すばらしい内容であったと思うんですけど、この報告書を踏まえて、今後この人権問題に対する市民の意見を反映されるのかどうかというお尋ねしたいんですけど。

佐藤敦美生涯学習課長

調査結果の内容を公表していくかということ……（「いや、これを利用していろんな人権問題の講演会とか」と呼ぶ者あり）

今回の意識調査の大きな目的は、今後の人権・同和教育、啓発に活用していくということが大きな目的でございますので、直接的あるいは間接的にこの調査結果を踏まえて、今後の事業実施にですね、参考にさせていただく予定でございます。

なお、調査結果の概要版については、先ほども申し上げましたが、さまざまな研修、あるいは講座、そういった場合に、市民の皆様にお配りするとか、そういった形をとっていくという予定でございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

この中でですね、質問中、あなたは以下の人権についてどうお考えですかで、例えば、女性に、最初女性に関する人権問題から、最後がインターネットによる人権侵害問題、1、2、3、4、5、6、7、H I Vとハンセンを切り離せば、8項目に関する人権問題に関する調査されてますけど、質問の4で、「日本の社会には人権に係るいろんな問題があります。あなたの関心のあるもの、重要と思われるものを選んでください」で、3番目に拉致問題出てるんですよ。

ただ、これ拉致問題に関しては、市民の方には聞かれてない。

今後拉致問題に対して、例えば12月10日からの啓発週間ありますよね。そういったのの今後、やっぱこういう意見を反映される予定はあるんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長

今回の意識、人権のさまざまな人権に対する調査を行ったところでございますが、この中で結果を見て、さきほど議員がおっしゃったように拉致問題について非常に関心が高いという結果に、ちょっと、驚きました。

で、これが、昨年、ちょうど拉致問題の、何だ、講演会ではなかった、を、多分あったと思うんですけども、1月ですか、さまざまところで、メディア等で、この拉致問題に対しても取り上げられてたことも、大きく影響してるのかなというふうに思っております。

ただ、具体的に、この拉致問題に関しては、社会福祉課のほうと協力して、この人権問題の解決に向けて取り組みを進めていくことにしておりますが、具体的な取り組みについて、今現在どのような形で取り組んでいくかっていうのは、まだ、具体的には決定しておりません。

柴藤泰輔委員

これ要望というか、5年も10年も拉致問題に対する講演会を市が主催でっていうのは望んでませんし、拉致問題もここ、ことし、我々はことし中、遅くても来年中には解決しないと、もう解決しないと思ってますんで、そういうの踏まえて、ことし12月何らかの啓発週間に、今まで市主催で、パネル展示と講演会とされてないと思うんですよ。

そういったのを一度考えていただければと思います。

以上です。

天野昌明教育長

きょうは、人権・同和の問題について、多くの審議をしていただきまして本当にありがたいなというふうに思ってます。

21世紀は人権の世紀とかいわれますけれども、やっぱり同和問題も、やっぱり今、ここにたくさんある、関心がある人権問題ということで、ネットによります人権侵害と非常に問題なってますし、高齢者であった女性であったり、昨年ありました外国人に対する人権侵害等も含めて、そういったいろんなことを解決していくということの、人権教育をやっていかないと、私は、同和教育ということも解決していかないんじゃないかなというふうに思ってます。

そういった意味で、やっぱり我々はその相手を認めて、そしてともに、ともに助け合って生きていく共生の社会を目指すということになってますけど、そういった意味で、この資料なんかも素晴らしい資料ができてますので、今後はこの今の状況、鳥栖市民の状況についても、学校教育あたりを利用して、人権教育について、もう少しこう啓発してやれるんじゃないかなというふうに思ってます。

いずれにしても、やっぱり人権ということは、一番人間の大切な権利ということで、これも、同和教育、同和問題についても、しっかりこの人権教育を啓発しながらやっていきたいというふうに思ってますので、鳥栖市教育委員会としてもその辺しっかり頑張っていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

ちょっと私から、気になる点が2点ほどあります。

ページ、まず224ページの、給食業務委託料、中学校の弁当制の問題でございまして、8,165万8,476円出ておりますが、その、これだけではなかなかわかりませんし、今、その弁当制とともに、今後の、いろいろ小学校の給食センターできた以降によって、中学校の給食センターのこととか、浮かび上がってくるとは思うんですが、その辺の考えと、現状、どんなふうな、今、給食、選択弁当制の推移がどうなってるのか、概要で結構でございますので、概要とともに、方向性も少し聞けたらと思しますので、質問をいたします。

柴田昌範学校教育課長

中学校選択制弁当給食も、ことしで6年を経過して、8年ですかね、検証の時期ということで、今年度中にある程度、結論を、方向性を出そうということで、まず、2月にアンケート調査を行いました。

その結果をもとに、今年度に入りまして、各4中学校区のPTAとも協議を行い、また、鳥栖・基山地区PTA連合会とも教育委員会と懇談会等で協議したところです。

また、定例教育委員会の中でもアンケートの結果等も御紹介いたしました。

今月の14日には定例教育委員会の後に、先進地、九重町あたりを視察に、現地に行って、中学校完全給食のあり方あたりも勉強していきたいと思っております。

課長の仕事宣言の中にも、中学校給食を今年度中に方向性を示すということでしておりますので、また経過については、この総務文教常任委員会の中等でも、御報告しながら、今後の方向性について、小学校のときの反省を踏まえながら、しっかり協議してまいりたいと思っておりますので、ぜひ、さまざまな御意見いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

ちょっと具体的に私から、今、利用状況が、概要、どんなふうでしょうかね。

一時は、1,000食で採算というか一つの目安という話もありましたけど、その辺の状況が、概要でいいですから、例えばふえてきてるとか減ってきてるとか、そういう本来のうわさを払拭するような状況じゃないとか、そういう何かお答えがあればと思えますけど。

柴田昌範学校教育課長

議員の皆様方にも現地視察の時に中学校給食も食べていただいておりますけれども、昔は、おいしくないというふうなうわさも私も聞いておりましたが、実際食べてみると非常においしいということで、以前は市議会の中でも非常に、1,000食いってないということで、どうなっているんだというような御質問たくさん出ていたようですけども、現在の状況で申しますと、約42%、46%ですかね、1,000食、ほぼ1,000食、日によってだいぶ違いますけれども、そういった状況です。

また、例えば、ちょっと足りないから補食を認めてほしいと、パンを持って来ていいとかおにぎりを持ってきていいとか、その辺もPTAと協議する中で、問題点が出てきまして、各学校対応がばらばらでしたので、補食については全校認めるといったところですか、あるいは、就学援助をもらっている人たちが中学校選択制弁当給食を頼んでいない人が多いということで、給食代料の中で、中学校選択制弁当給食も準要保護、要保護の対象ですよっていうことを周知したりとか、そういった点で、また申し込み率を上げるように努力しているところです。

以上です。

国松敏昭委員長

ありがとうございました。

もう1点、済みません。

ちょっと216ページと222ページ、小・中学校の空調設備設置工事費、小学校が3億2,132

万6,000円と中学校は9,517万1,760円ということで、工事費が上がってきております。

もう全部、完璧に終わられた、工事としては終わられたと思うんですが、今後の維持管理と適正に、どのようにその管理体制、また、この空調によって、当然学校の2学期が早められたですよ。

その辺のことも踏まえて、この空調設備を設置されて、維持管理も踏まえて、どのような、そういう感想を持ちなのか。

やはり、中にはね、なかなか、その温度の管理とかで、学校任せなのか、それとおじゃました、何かこう本当に利用をせんで、極力使わんようにしてんのかなとか思ったりしてるんですが、その辺も踏まえて、この空調設備に対する今の状況、今後の管理の、維持管理の状況まで聞けたらと思います。いかがでございますか。

柴田昌範学校教育課長

今年度から全小中学校に入れていただきまして、中学校については、夏休みを1週間早めました。来年度については、小学校も試行ということで8月25日から2学期をスタートさせます。

お隣の神埼あたりも来年度から、今中学校だけなんですけれども、小学校も1週間早めると。久留米市、福岡市も、1週間早めるということになっております。

エアコンの使用状況ですけれども、各学校でそういった差がないように、一応事務の共同実施で事務長を中心に、一応、使用基準というのを定めまして30度以上のときに28度になるように、26度設定で使用するよということ、昼休みと掃除時間は消すようにしてるんですけれども、そのために5時間目が若干快適な空間でないというふうな声も1件ほど、保護者のほうからいただきましたけれども、各学校、電気代が上がるから使わないとか、そういった話ではなくて快適な空間が使えるよということ、今年度使用開始したところでございます。

特別支援学級につきましては、それぞれ状況は異なりますので、その使用基準に、きちっとしたところじゃなくて、担任の判断、子供たちの声を聞きながら使用できるといったところで使用しております。

国松敏昭委員長

ちょっと細かい点ですけど、この空調工事することによって、維持するため、電気代っちゃうのは、どんなふうな推移を示しているんでしょうか。

把握されてますか。

柴田昌範学校教育課長

まだですね、電気代が、今回、使用したことでどう変化してきているかということまで

は……

国松敏昭委員長

あ、そうか。決算やけんね。

柴田昌範学校教育課長

来年度の決算ではっきりしてくるかと思っております。

国松敏昭委員長

ありがとうございました。

ほかはございますでしょうか。

下田 寛委員

続いて済みません、ちょっと、せっかく決算なんでお伺いしたいんですけど、決算認定資料の中の、図書の蔵書数ていうのがあるじゃないですか。

せっかく資料いただけてますんで、目安として100%に近づけていこうという目標なんでしようけれど、学校によって差があると。

というところで、イメージとしては、今後少ない学校に関しては、100%に近づけていくというのを目安にしているということなんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

これを見ていただくと、最初に、部屋に入った時、委員長からも御指摘を受けたんですけども、低いんじゃないかと、いったところで御指摘があったんですが、これが、特別支援学級を含めた学級数で、100%なって、割合を出しているんですよね。

それで、担当のほうに、要するに、学級数で申しますと、肢体不自由児1人とか、弱視学級1学級とか、そういったとこで大きく基準達成率が違ってまいりますので、そこで計算し直したところ、小学校については全て100%これでも、旭小学校もいきます。

中学校でいきますと、田代中、西中あたりがやっぱり100%いかないというところはあるんですけども、90%近い数字にはいきましたけれども、やはり100%は満たすべきだと考えておりますので、来年度、ぜひ、100%に、満たすように努力してまいりたいと思っております。

国松敏昭委員長

いいですか、今の答弁で。

下田 寛委員

わかりました、ありがとうございます。

で、済みません、あと2点。

ちょっとお伺いしますが、せっかくこちらもいただいた資料、鳥栖市教育委員会事務点検評価報告書でありますけれど、この中でちょっとお伺いしたいのが20ページの特別支援の

ところなんです、一番最後のところには、支援を行える環境づくりに努めますと、特別支援を必要とする児童生徒に十分な支援を行える環境づくりに努めますと。

来年度も、中学校に通級持ってくるという動きとかあるというふうに聞いておりますが、今回の議会の中で、教育長からも、民間との連携についても調査研究していきたいというお話をいただいております。

その部分についても、来年度、もう反映されていくのかどうかというところをお伺いしたいんですけど。

柴田昌範学校教育課長

今回の一般質問でも下田議員さんからその御指摘をいただいたところで、必要性は感じているところですけども、来年度早速やれるかということ、即答はできない状態です。

ここに書いておりますように、いろんなことで改善を図っておりまして、指導員の研修も、以前はもう年に1回しか行っていなかったものを回数をふやしたりとかですね、中身についても、スーパーティーチャー呼んだり、あるいは深川委員さんから御指導いただいたりということで、内容についても工夫しているところです。

また、教育委員会からの巡回等もふやしまして、努力はしていきますけれども、民間の点については検討中ということで、御容赦いただきたいと思っております。

下田 寛委員

あくまで調査研究という、お話でありましたんで、いきなり予算どうこうっていうお話ではないんです。

もちろん、私もそこまでっていうのは思っていないんですけど、ただ、調査研究をすることが、今後の方向性として、ひとつどこかの書類に載ってくるのかなというふうに思っているんですが、そういった点ではいかがでしょうか。

天野昌明教育長

今、課長のほうが非常に、報告しましたように、やっぱり民間をいかに入れるかということとは、非常に今調査研究、あっちこちの地区の実践等も含めて、今こう、ネットで調べたり、これはしておりますけれども、やっぱり、いかんせんやっぱり、財源といいますかですね、それがないとできないということもありますし、御存じのように、下田議員御存じのようにですね、いろいろな考えの民間の方々おられて、なかなかその辺が難しい部分もあってですね、この方はっていうところもあれば、いや、その方よりもこの方がいいだろうっていうのもありまして、そういった意味で、民間の方をいかにして効果的に入れていくかっていう、いろいろな問題を抱えているのは現実、そういう状況だと思います。

今後、いろいろな調査をしながら、どういった取り組み、効果的にやる方法はいかがなも

のかとか、また、今言いましたように中学校の通級はぜひ、ぜひ、今回はですね、来年度はつけるように一所懸命取り組んでおりますので、そういった面であるとか、それから、保護者の中からそういった声を立ち上げ、学校への支援のグループあたりの立ち上げも含めて、いろんなやっぱり、今考えられる特別支援の手だてっていうのを含めて考えていきまして、効果的な方法を探っていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

下田 寛委員

よろしくお願ひします。

で、ちょっと最後に、次の21ページのところで、ちょっと御意見というか、御答弁いただければありがたいんですけど、ぜひですね、現場の学校と教育委員会において、意思の疎通と申しますか。

これは今教育委員会に相談をしてますんで、教育委員会からは現場に指導していると、いうことはもう当然あると思うんですけど、結局は現場で保護者が学校に問い合わせると、いやこれちょっと教育委員会に言ってますんでと言って、間延びしてしまつて対応してもらえない。

そういった状況というのがないようお願いをしたいなと思つております。

これは要望なんですけれど、はい。お願ひします。

国松敏昭委員長

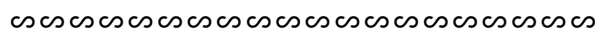
以上ですか。

はい。

ほかはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、質疑を終わります。



国松敏昭委員長

以上で教育委員会関係の質疑は終了いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午後 3 時 9 分散会

平成 27 年 10 月 5 日 (月)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田 寿	企画政策部長	園木 一博
総務課長	古賀 達也	企画政策部次長	松雪 努
総務課長補佐	古澤 哲也	まちづくり推進課長	藤川 博一
財政課長	小柳 秀和	情報管理課長	青木 博美
契約管財課長	三橋 和之		
会計管理者兼出納室長	立石 利治	議会事務局長	緒方 心一
監査委員事務局長	古賀 和教		
教育長	天野 昌明	学校教育課長	柴田 昌範
教育次長	江寄 充伸	学校教育課参事	佐々木 英利
教育総務課総務係長	原 祥雄	学校教育課長補佐	豊増 秀文
		学校教育課主幹	中島 達也
		生涯学習課長	佐藤 敦美

4 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江下 剛

5 審査日程

議案審査

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 57 分開議

国松敏昭委員長

これより本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

国松敏昭委員長

最初に、学校給食センター等の件で答弁が残っておりましたので、お答えいただきたいと
思います。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

おはようございます。

先日の決算審査の中で、中村議員より給食センター建設、並びに田代中学校の工事の設計
関係等につきまして、御指摘をいただいていたことにつきましてお答えをさせていただきます。

御指摘をいただきました件につきましては、真摯に受けとめさせていただきます、今後の
工事等の業務関係、工事と業務依頼関係につきましては、業務依頼する建設課を含む関係
課とも協議を綿密に行い、文書管理、また、契約関係を含め、事務の手続を進めるに当たり
ましては、特に注意を払い、契約事務規則等々に留意し、事業の執行に努めてまいりたいと
思いますので、よろしく御理解をお願いいたしまして、お答えとさせていただきます。

以上でございます。

中村直人委員

ありがとうございます。

ただ、やっぱり議会に議案を提出する件がいっぱいありますから、やっぱり真摯に、議会
のほうにも事実関係をきちっとした上で、それから議案を提案するときも、提案する前にも
う工事をやっていたとか、そういったことのないように、やはりきちんとした形で議会对応
もしていただきたいと、このように申し上げておきたいとしますので、今後注意をしてい
たいただきたいと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいですか。

〔発言する者なし〕



総 括

国松敏昭委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

質疑の中で明確になってなかった分もありますので、その分をお尋ねしたいと思います、いいですかね。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

成富牧男委員

そしたら、同和関係では同和集会所、それから社会教育指導員のことに、大きく分けたら、お尋ねします。

一つは、まず、同和集会所の関係ですけれども、同和集会所の日常清掃業務委託料、それから管理委託料、これについて、管理委託料については、いわゆる夜間の管理委託料ですね。夕方5時から10時まで。

使用しない月でも月3万円支払っているのか、契約書の中ではこういった表現で担保されているのかということをお尋ねします。

もう一つの日常清掃委託業務では、具体的な、仕様書めいたものがあるのかと、そういうことでございます。

まず同和集会所についてはその二つですので、答弁をお願いしたいと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

同和教育集会所の管理委託契約の中で、委託業務に対する委託料として、月額3万円を翌月15日までに支払うという形で定めております。

以上でございます。

もう一つ、日常清掃委託の仕様書については、仕様書の取り決めはございません。

以上です。

成富牧男委員

管理委託料については、月3万円ということしかうたってないちゅうことですね。

それから同和専属、ごめんなさい、日常清掃委託については具体的な、仕様めいたものはないということでした。

次は、同和専属の社会教育指導員のことでお尋ねいたします。

これも、審査の中で余り明確な答えがまだ返ってなかった分を質問させてください。2点ですね。

そしてそれ関連して1点ございますけれども、一つは3年を超え、原則3年、任期は、社会教育指導員の任期は3年、これは監査からの、本会議での一般質問への答弁もそのようにやるべきだという意見があったと思いますが、その3年を超えたにもかかわらず再任した理由、これについてお尋ねをします。

もう1点は、報酬に賞与3カ月分を加えた理由についてお尋ねします。

これはなるべく時間を節約したいんで、関連で、臨時職、同じような臨時嘱託職員で、他の、市役所の他の部署で、同じような例があるのか。これはぜひ総務部の所管から答えていただきたいと思います。

そして、全部質問項目を言います。

そしてもう一つは、アンケートのですね、質問23、例の市民調査ですね。

これから、もう同和問題はこれからどうなると思いますかっていうことについて聞かれています。

項目的には、近い将来解決すると思う、いずれ解決すると思うが大変長い時間を要すると思う、どのようにしても解決は難しいと思う、一番多いのがですね、いずれ解決すると思うが大変長い時間を要すると思うが、平成26年の調査では51.8%、そして、どのようにしても解決は難しいというのが12.1%、合わせると63.9%ですよ。

これ市民に問うてありますけれども、これを教育委員会としては、同じように、どうなると思ってあるのか。

それを、これはもう教育長がいいと思いますのでお尋ねをします。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか今、4点かな。

佐藤敦美生涯学習課長

まず、社会教育指導員の3年を超える任用についてお答えさせていただきます。

鳥栖市社会教育指導員設置要綱の中で、まず、指導員は、指導員の任期は1年とする。ただし再任は妨げないが、その通算年数は原則として3年を超えないものとする、とございま

す。

今回、3年を現在超えております指導員につきましては、今年4月1日に任期1年の辞令を交付いたしております。

この任期1年任用を決定した時点では、3年を超えておりませんでしたので、結果的に3年を超えて、年度途中で超えることにはなりますけれども、今回、任期1年という形で任用をさせていただいております。

また、社会教育指導員、同和教育集会所に配置しております社会教育指導員が、3カ月の上乘せをしている理由といたしまして、主に人権啓発の事業を担っていただいております、特に同和問題にかかる差別事象への指導、就学、就労等の相談、えせ同和団体への対応などを担当いただいております。

昼夜を問わずさまざまな形で対応しなければならないということから、3カ月の上乘せをしているところでございます。

以上です。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

他の部署での事例はあるのかという御質問にお答えをいたします。

月数等の問題はございますけれども、家庭児童相談員の報酬につきましては、支給は12カ月で支給しておりますけれども、積算に当たりましては、13カ月分を計算の根拠として積算をしております。

実質、そのような意味では加算しているケースもございます。

以上でございます。

天野昌明教育長

今御指摘ありました、質問23の同和問題はこれからどうなると思いますかという問いに対しての教育委員会からの、教育委員会としての考えということでございますけれども、前回調査比べて、解決が難しいと思うということで2.9%高くなってたというなことで、なかなか、厳しい状況が続いているのかなというふうな認識をしています。

この同和問題っていうのも、やはり、前回でお話をしましたけれども、女性問題であったり障害者問題であったり、外国、昨年ありましたそういった問題であったりとかですね、いろいろな大きな問題の中の一つと捉えて、人権というのが一番人間の幸せにおいて重要な権利、幸せを生むための、非常に重要な権利という捉え方をしていますけど、同和教育についても、同和問題についても、この人権教育の一環としてこれからはしっかり粘り強くやっていきたいと。

非常に国民的な課題というふうに言われてますけど、人権問題、同和問題については、し

っかり情報共有しながら、教育委員会全体で取り組んでいきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

以上です。

成富牧男委員

同和関係、大体今お答えいただきましたので私の意見を述べさせていただきます、同和関係の質問を終わりたいと思いますが、さっきの再任した理由についてはちょっと、納得できません。

年度中としたら3年を超したらそこでやめさせるのかということもあります。

それから、報酬に賞与3カ月を加えた理由について、るる述べられましたけれども、これあえて質問はしませんでした、実際、そしたら、さっき言われたですよ、人権啓発とか他団体との連絡調整とか差別事象への、差別事象がまずあってないわけですね、鳥栖市には、この何年か。

差別事象への指導、助言、えせ同和担当、えせ同和の問題も所管としては、つかんでおられないようです。

そういう実績もあいまいな中で、幾ら3カ月分の賞与を加えた理由、それを上げらる、それから、昼夜分かたんと言われますが、昼夜分かたぬかどうかを、把握をされてないちゅうのが今の現状じゃないかと思うんですね。

だから、私は今のお答えには納得できないということを申し上げます。

それから、教育長の最後の答弁ですけど、私の質問が悪かったのかもしれませんが、市民にはそういうふうに聞いているが教育委員会としては、早期に終わる、終わるんだよ、終わらせないかんのだよちゅうことなのか、いやなかなかですね、こりゃ難しかもんで、この2番目の答えにあるような長くかかるという立場なのかそこをお尋ねしたかったんですけども、1回で終わると言っておりますので、もう結構です。

では、別の件で1点だけお尋ねいたします。

これは総務部ですね。

いわゆる、総計予算主義についてお尋ねをします。

地方自治法の210条、第210条によれば、1会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

その例外として、一時借入金、歳計剰余金の基金への編入があるよというふうにありますね。

そういった、この法に照らしてみたときにですね、鳥栖市の決算を見ると、これ私前から指摘して、指摘ちゅうよりも質問して答えをいただきたいんですが、いまだになかったので、

この場で質問しています。

委託料において収入が当然あると思われるものの歳入が決算で、決算で、決算でもですね、予算、たまに予算に上げてなくて決算でどんと出てくるのもありますので。決算においても、歳入が上がってきておりません。

例えば、ミニバスの利用料金とか、そこから文化事業協会の文化事業委託料に対応する、例えばチケット収入ですね。これは、この210条からいうといかがなものかと思うわけですが、収入はどこに、まずどこに上がってきているのか見つけることができませんでした。それは私の理解でいいのかわかりかねます。それから、かつて、あと同じような例として、ラ・フォル・ジュルネも実行委員会に委託料で同じような形態をとってました。

だから、例えば3,000万円、3,000万円の補助を3,000万円の補助っていうふうに、議会も、それから市民も言ってますけれども、実際は、それがイコール事業規模という理解、誤解を与えています。本当は、ラ・フォル・ジュルネであれば、およそ6,000万円の事業規模、規模でした。だから、そういうふうなところですね。

そういうこともありますので、やはり、例えばミニバスで言うなら、たった三百何十万円の委託料やったらもう少し上げてよかろうもんとかいう話に実際、委託料イコール事業規模になってます。

そういう誤解を生じる原因にもなると思いますので、私は、本来やっぱ210条の原則に立って行くべきではないかというふうに思うんですが、どうも鳥栖市はそうはやっておられないようなので、そういうふうに今までやってこられた理由、今のやり方で差し支えないという根拠があればお示してください。

以上です。

国松敏昭委員長

答弁、はい。

小柳秀和財政課長

まず、ミニバスの収入につきましては、予算、決算書のほうには出てきておりません。

先ほど申し上げました収入というのは、運賃でございまして、運賃につきましては、バスの運行事業者が国の許認可権をいただいた上での運賃収入ということで、バス事業者が徴収するようになっているという部分が一つございます。

あと、他市の事例等を見ますと、鳥栖市と同様に委託料という形で、お支払いをして、運賃の分は相殺する形の部分、また別途、負担金とか補助金とかという形で支出されている部分もございます。

先ほども申し上げましたけどバスの運賃は、自動車運送事業の設置をした事業者が国から

許認可を受けたものですので、その辺を含めて、今後も担当課と調査を進めてまいりたいと考えておりますけれども、現時点におきましては、債務負担行為の設定などの観点から、委託料の計上が適切であると考えているところでございます。

以上お答えといたします。

成富牧男委員

ちょっと今のお答えでは、ちょっとミニバスの説明は、そういうことはあるのかなと。

あるのであれば、こうこうこういうふうに例外の中にこれも含まれてますよと、例えば補助事業の条件にそれが入ったとかいうことであれば、場合はいいんだよみたいですね。

ということで、いわゆる根拠を示してくださいという答えはいただけなかったということで、終わります。

国松敏昭委員長

はい、ほかはございますでしょうか。

久保山日出男委員

私からですけれども、これ全体的な物事でございますけれども、各課において、補助金等々支払ってますですね。

その中で、なんか調査事項というのか、その詳しい内容は点検されてるのかっていうことと、やっぱりあのこれまで、補助に対するマンネリ化っていいですか、今までずっと補助し、やりよるからやるとか、というようなことになってないんじゃないかなと思ってるわけですよ。

そこで補助の適正にこれからはさらに努めていただきたいということで、これあくまで要望でございますので、よろしく願いいたします。

それから、教育委員会でございますが、教育委員会の現場施設等についてでございます。

これまで、我々総務文教常任委員会の中でも、毎月1回、小学校あるいは中学校、訪問させていただきました。

その中で、例えば鳥栖中の通路との段差の問題、それから、西中においては体育館、西側あたりの便所の、常に水がたまるような状況。それと、通路の青、赤かびちゅうか、さびですね——かびではございません、さびです——等々も含めて、そして、旭小においては階段等において事故が起こったという、幸いにしてけがされてませんが、手すり等の何か工作をするなり考えていただきたいと、ということと、やはり安心して安全な施設によって教育をさせていくためには、やはり財政当局とも当然、お話にならないかんことだと思いますけれども、それには本当に少子化の中での教育の子供ですから、なおさら安全に学校現場でお願いしたいと思っておりますので、十分再検討、再チェックさせていただきます、

補正あるいは来年度の当初に生かしていただければと思っております。

教育現場についてはちょっと教育長、その件についてはどのようにお考えなってるか、その分だけお答えください。

天野昌明教育長

総務文教のほうで、毎月学校見ていただいて、学校のいろんな特色等も含めて、施設・設備も細かに見ていただいて多くの御指摘をいただいておりますことに対して、本当に感謝申し上げます。

今、委員さん言われましたように、やっぱり学校が一番安心・安全な居場所じゃなくちゃいけないのが、いろんな面でこのふぐあいとか不備があるということは、非常にこれは問題であると思っておりますので、各学校からのいろんな状況の報告であったり、また今後もヒアリングも含めて、一番安心・安全な施設、設備ということで、その辺についても市長部局とも協議しながら、適切に対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員

関連してですけれども、やはりこれは予算化でございますので、当然、執行部の総務部のほうが、考えていただけないかんことでもありますけれども、総務部についても、総務部長のあたりで十分検討していただいて、今後の教育、安心な安全な現場にしていいただければと思っています。これ要望でございます。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

中村直人委員

決算を見て、全体的な意見を申し上げますけれども、特に財政面的には、目間の流用が、若干の少くはなっているけれども、まだ見受けられるというのがありますし、特に全体に予備費の流用が結構多くなってきておりますので、そういった面での新年度に向けるこの予算の立て方、これはやはりきちんとやっていただきたいと思いますが、それが一点ですね。

それから、今、学校関係も言われておりますけれども、冷暖房の完備がきちんとできたし、学校給食センターもできた、これが平成26年度で大体の主な予算ですけれども、それぞれ成果をどうやってあげるのかっていうのが出てくるわけですね。

ですから、その成果をどうやってあげるのか、それから、特別支援の問題もこれからまたずっとふえてくる。そういった、予算上の課題もかなり多く出てきますので、そのために教

育委員会の改革があって、市長の権限が強くなったんだと、こう思います。

ですから、やっぱりそういった面の、教育委員会だけで今までやっていたものは財政的にやっぱりかなり弱いと。備品的に考えても。

ですから、全体的にそういった面に力を入れるために、教育委員会改革で市長の権限が強められてきていると考えますので、そういった面での財政の立て方、教育委員会予算というものをかなりやはり充実させていかないと、学校も、学力向上のために夏休みも1週間程度少なくなしたり、給食の面でも、子供たちのそういった食育を含めて、もっと上げるために給食センターをつくったんだと言われますので、ですから、そういった面含めると、成果をどう上げるのかっていうのが当然出てきますので、そういう意味での予算の獲得というものは、かなりあの、市長が入っているわけですので、財政面の充実というものは当然やらざるを得ないと、こうなってきますので、そういった面の今後の財政の立て方に注目をしたいと思いますが、もっとそういった面の、つくったものをどう成果を上げていくのかということが、やはり課題になってきますので、成果が上がらなければ、何もその、むだなことになってきますから、そういったものですね、やはりきちんと検証していく努力というものを今後していただきたい、このように思いますし、血税を使ってるわけですので、ぜひ成果を上げる努力を進めていくと。

ですから、この決算を基にして平成27年度は立てられてきたんでしょうけれども、まだ平成27年度予算というのは今、継続中ですから、あと12月補正、3月補正というふうにありますけれども、やっぱりそういったものを踏まえながら、平成28年度の財政計画をどう立てるのか。

これは、やはりもっとですね、税の入りも考えていかなければいけませんけれども、かなり難しい点が出てくるだろうと思います。

これから税収、そんなに見込めない中で、どうやって財政力の向上を上げていくのかっていうのも含めてですね、この決算というのが大変重要になってきますので、今後は、私どもも決算カード見ながらきちんと整理をしたいと思いますが、これから先の新年度に向かった、それぞれの課題というものをきちんと検証して、新年度に向かっていただきたいと、こう要望しておきます。

国松敏昭委員長

はい、ほかはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

私からは、ただいま各委員から、総括も含めてこの委員会、もろもろ、いろんな議論をさせていただいたし、また要望、また意見も述べさせていただきました。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



国松敏昭委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時25分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 国 松 敏 昭 ⑩

